

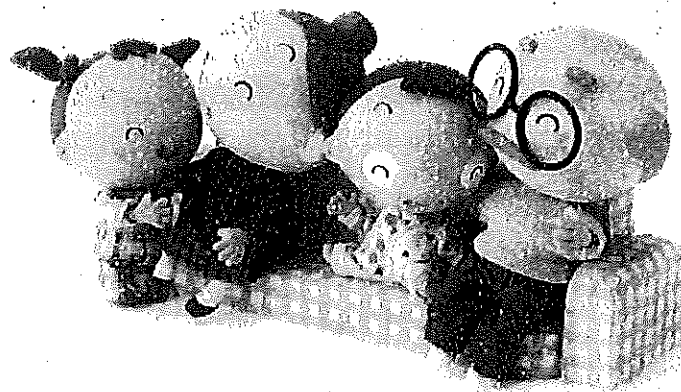
# 伊賀市高齢者輝きプラン【中間案】

第6次高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画

計画期間：2021年度～2023年度

(令和3年度～令和5年度)

みんなで創ろう！  
いつまでも元気な笑顔が輝く  
支え合いと安心のまち



2021 (令和3) 年 月

伊賀市

# 目 次

## 第1章 計画の概要

- 1 計画策定の背景と趣旨 ..... 3
- 2 計画の位置づけと期間 ..... 4
- 3 関連計画との関係 ..... 5
- 4 計画の策定体制 ..... 6
- 5 ニーズの把握 ..... 6

## 第2章 伊賀市の高齢者を取り巻く現状

- 1 伊賀市の高齢者を取り巻く現状 ..... 9
- 2 伊賀市の高齢者を取り巻く重点課題 ..... 30

## 第3章 計画の基本的な枠組み

- 1 基本理念 ..... 35
- 2 基本目標 ..... 36
- 3 日常生活圏域と地域包括ケア圏域の設定 ..... 39
- 4 計画の体系 ..... 40

## 第4章 施策の展開

- 基本目標1 住み慣れた地域で暮らし続けるために ..... 43
- 基本目標2 いきいきと活動するために ..... 64
- 基本目標3 認知症になっても、安心して暮らすために ..... 70
- 基本目標4 介護が必要となっても安心して暮らすために ..... 78



## 第1章

---

### 計画の概要

# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の背景と趣旨

日本では、2025（令和7）年にいわゆる団塊の世代（1947（昭和22）年～1949（昭和24）年生まれ）がすべて75歳以上（後期高齢者）に、2040（令和22）年には団塊ジュニア世代（1971（昭和46）年～1975（昭和50）年生まれ）が65歳以上に到達し、今後も高齢化が進展することが予想されています。それに伴い、要支援・要介護認定者、認知症高齢者、一人暮らし高齢者、夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）世帯など、支援が必要な人はますます増加・多様化するとともに、現役世代（地域社会の担い手）の減少といった問題が顕著化することになります。

本市においては、この状況を踏まえ、要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい生活が続けることをめざし、地域の実情に応じて医療、介護、介護予防・住まい、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向けて様々な取り組みを進めています。また、この地域包括ケアシステムを中核的な基盤として、制度・分野ごとの縦割りや、支え手・受け手という関係を超えて、地域住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現をめざしています。

そのような中、介護者を社会全体で支えるしくみである介護保険制度においては、2025（令和7）年に向けた「地域包括ケアシステムの推進」や「介護人材不足」などに対応するとともに、2040（令和22）年を見据えた地域共生社会の実現をめざし、制度の持続可能性を確保しながら、自立支援・重度化防止や日常生活支援などの役割・機能を果たし続けられるよう制度の整備や取り組みの強化が図られました。

本市においても、2018（平成30）年3月に策定した「第5次高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画」の実施状況の評価、検証を行うとともに、上記の制度改正を踏まえて計画を見直す必要があります。健康寿命の延伸に向けた介護予防・健康づくりの推進、多様なニーズに対応する支援の提供・整備、地域のつながり機能・マネジメント機能の強化などの取り組みを通じて、介護保険制度の持続可能を高めるとともに、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができる社会をめざし、伊賀市高齢者輝きプラン（第6次高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画）を策定します。

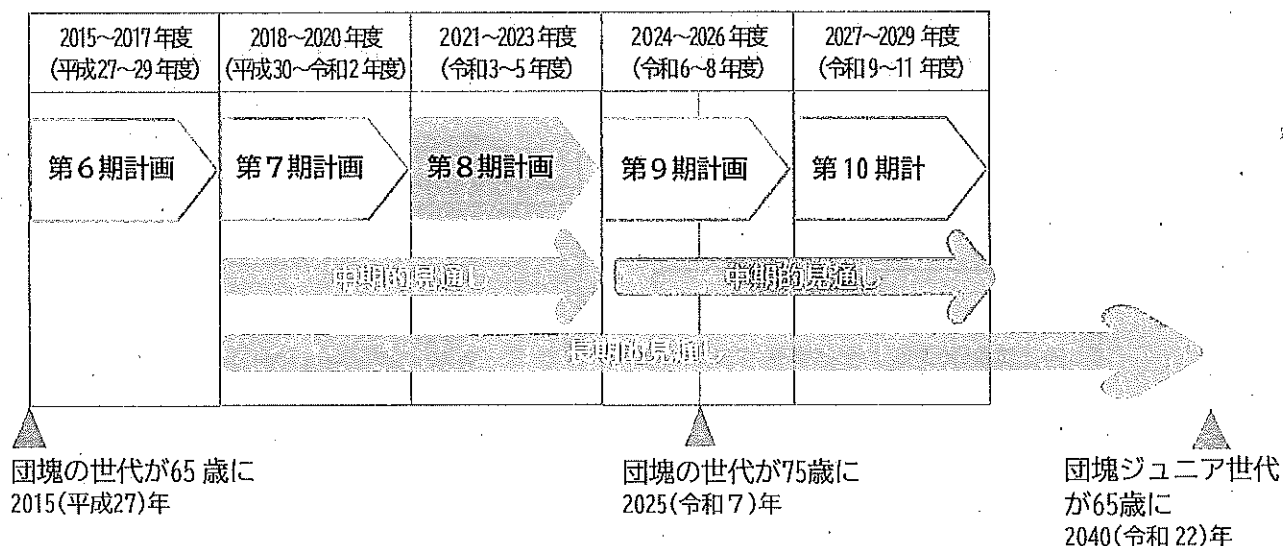
## 2 計画の位置づけと期間

### (1) 法的な位置づけ

本計画は、介護保険法第117条に定められている市町村介護保険事業計画及び老人福祉法第20条の8に定められている市町村老人福祉計画を一体化した計画です。

### (2) 計画の期間

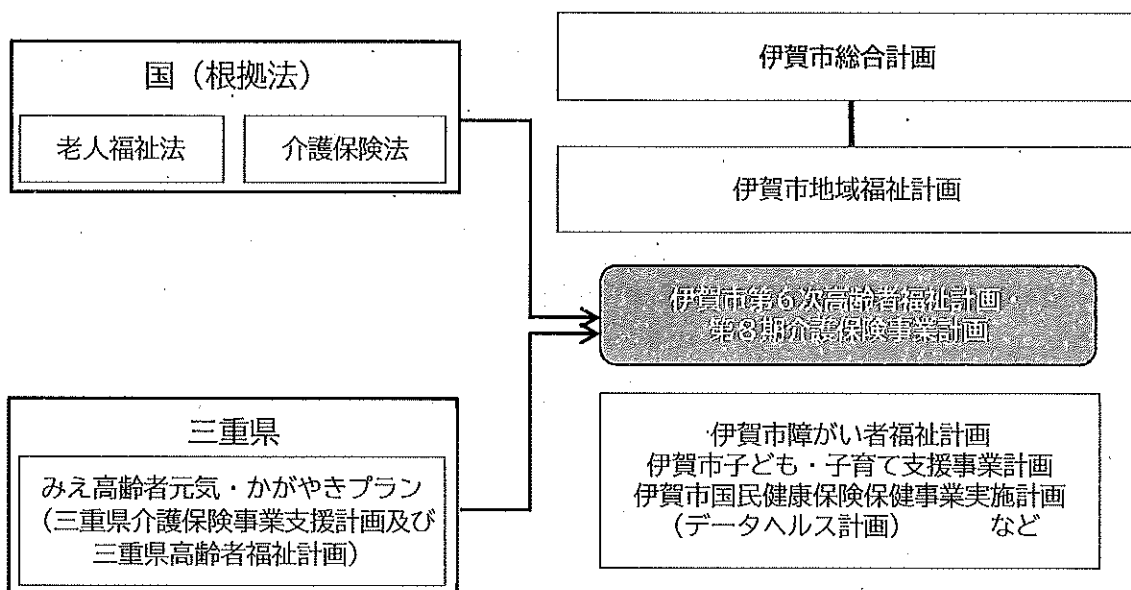
本計画の対象期間は、2021（令和3）年度から2023（令和5）年度までの3年間とし、団塊の世代が75歳になる2025（令和7）年、団塊ジュニア世代が65歳になる2040（令和22）年を見据え、中長期的な見通しを示しています。



### 3 関連計画との関係

本計画は、将来における本市のあるべき姿と進むべき方向について、基本的な指針を定めた最上位計画である「伊賀市総合計画」との整合性を図った上で策定します。

また、保健福祉分野の総合計画である「伊賀市地域福祉計画」を上位計画として、他部門の計画と整合を図りながら進めます。



## 4 計画の策定体制

### (1) 伊賀市高齢者施策運営委員会

本計画は、保健・医療・福祉の各分野の関係者をはじめ、公募による市民の代表、学識経験者など幅広い関係者の参画による「伊賀市高齢者施策運営委員会」において、審議、検討を行いました。

### (2) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査の実施

高齢者ニーズを把握するため、65歳以上の要介護認定を受けていない者を対象とした「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」と、在宅で介護をしている家庭を対象とした「在宅介護実態調査」を実施し、高齢者の生活状況や活動状況などの必要な基礎資料を得るとともに、高齢社会に対する意識や介護保険サービスに対する意向などの実態を把握することを目的とし、地域に不足する介護サービスなどを検討するうえでの基礎資料としました。

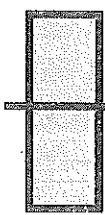
### (3) パブリックコメントの実施

広く市民の方々からの意見を募集するため、市ホームページなどにおいて計画素案を公表し、パブリックコメントを実施しました。

## 5 ニーズの把握

計画の策定にあたって、介護保険サービスや高齢者福祉サービスの満足度・今後の利用意向、健康づくりなどについての意向、介護保険事業の実施状況などを把握するために、高齢者などを対象としたアンケート調査を実施しました。

| 調査名                      | 対象者  | 調査方法<br>調査期間  | 配布数     | 有効<br>回収数 | 有効<br>回収率 |
|--------------------------|--|---|---------|-----------|-----------|
| 介護予防・<br>日常生活圏域<br>ニーズ調査 | 伊賀市在住の 65 歳以上の要介護認定のない人及び要支援 1・2 の人から無作為抽出   | 郵送による配布・回収<br>2020(令和2)年2月7日から<br>2020(令和2)年2月21日     | 5,000 通 | 3,539 通   | 70.8%     |
| 在宅介護<br>実態調査             | 伊賀市在住の 65 歳以上の要支援・要介護認定者のうち居宅で暮らしている人から無作為抽出 | 認定調査員による聞き取り<br>2019(令和元)年11月21日から<br>2020(令和2)年4月21日 | 600 通   | 462 通     | 77.0%     |
| 合計                       |  |   | 5,600 通 | 4,001 通   | —         |



## 第2章

---

### 伊賀市の高齢者を取り巻く現状



## 第2章 伊賀市の高齢者を取り巻く現状

### 1 伊賀市の高齢者を取り巻く現状

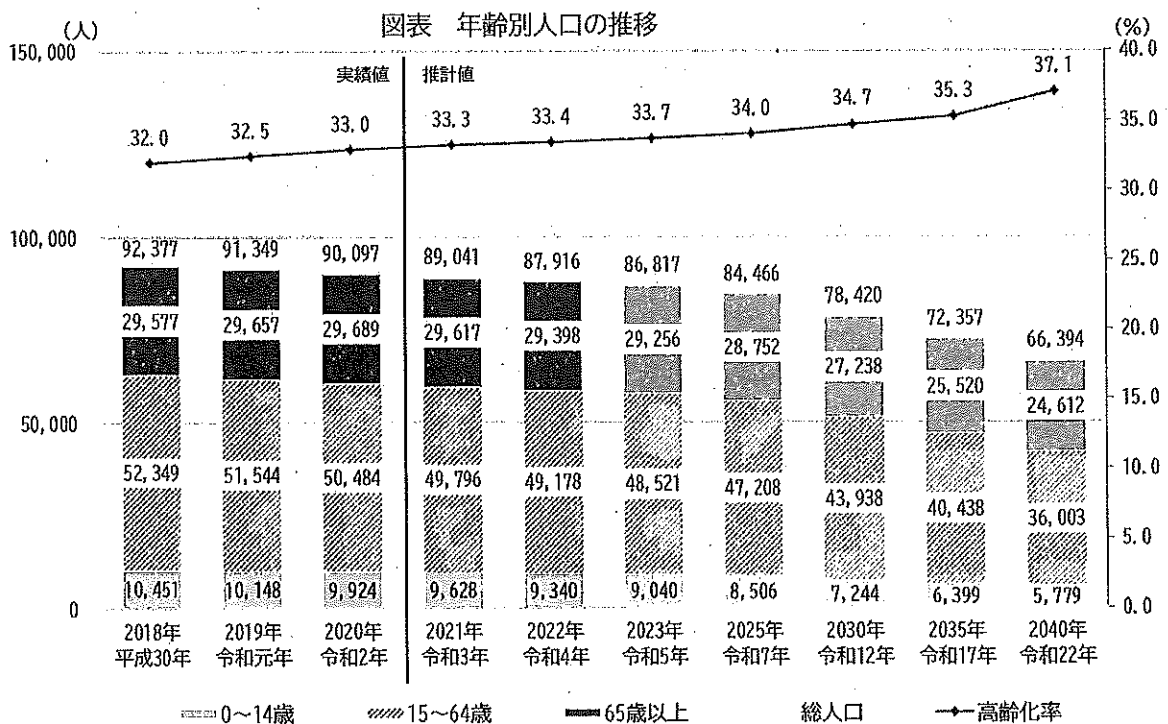
#### (1) 人口構造

##### ① 年齢3区分別人口

本市の総人口は年々減少傾向となっており、2020（令和2）年は90,097人となっています。また、年齢3区分別人口をみると、年少人口（0～14歳）は2020（令和2）年で9,924人と、2018（平成30）年に比べて約500人減少しています。また、生産年齢人口（15～64歳）は2020（令和2）年で50,484人と、2018（平成30）年に比べて約1,800人減少しています。一方で、老年人口（65歳以上）は2020（令和2）年で29,689人と、2018（平成30）年に比べて約100人増加しています。高齢者の増加と、その支え手としての若い世代の減少が大きな問題となっています。

また、高齢化率は年々上昇しており、2020（令和2）年は33.0%であり、約3人に1人が高齢者となっています。2018（平成30）年に比べて1ポイント上昇しており、高齢化が今後も進んでいくと見込まれます。

将来推計をみると、総人口は減少し、2025（令和7）年では84,466人、2040（令和22）年では66,394人になると見込まれます。一方、高齢化率は今後も上昇し、2025（令和7）年では34.0%、2040（令和22）年は37.1%になると見込まれます。

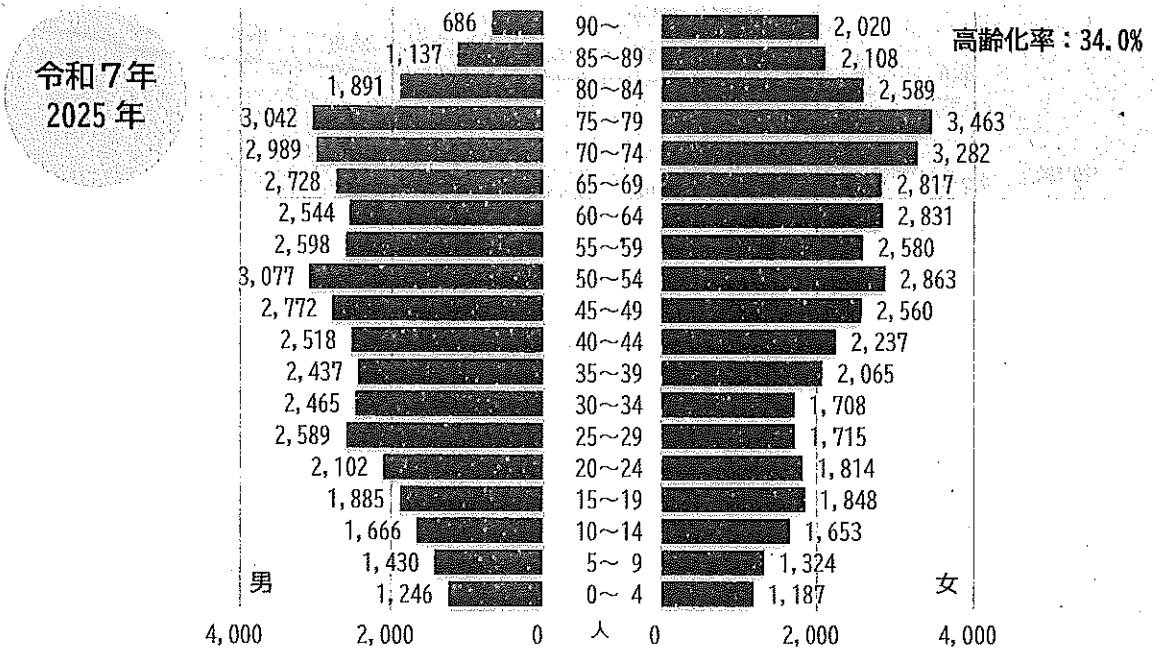
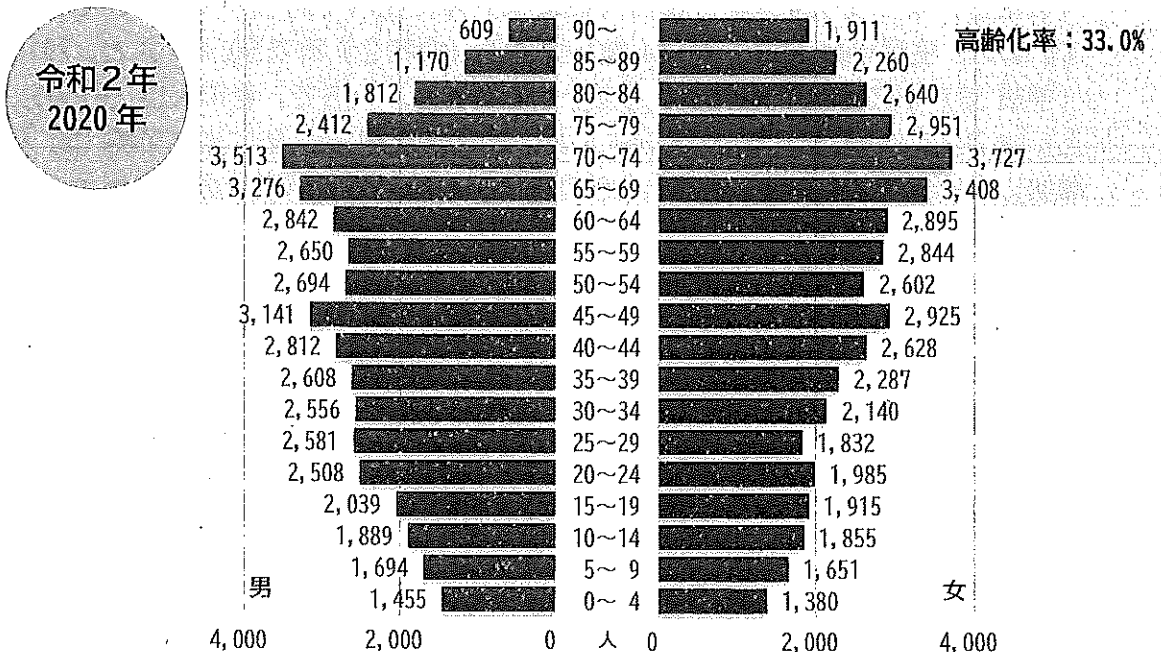


典拠：住民基本台帳（各年9月30日現在）

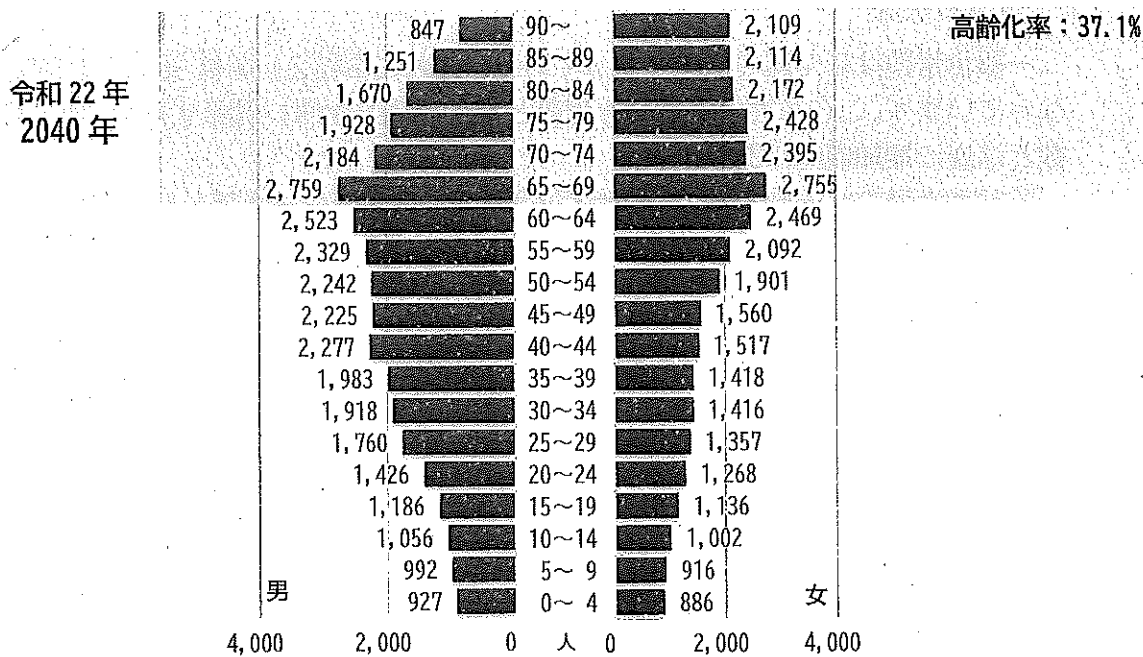
## ② 人口ピラミッド

2020（令和2）年の人口ピラミッドをみると、男性、女性ともに70～74歳が多くなっています。今後、いわゆる団塊の世代の高齢化が進むことで、後期高齢者割合の増加が予想されます。また、70歳以上では男性に比べ、女性が多くなっており、女性の高齢者数の多さがみてとれます。

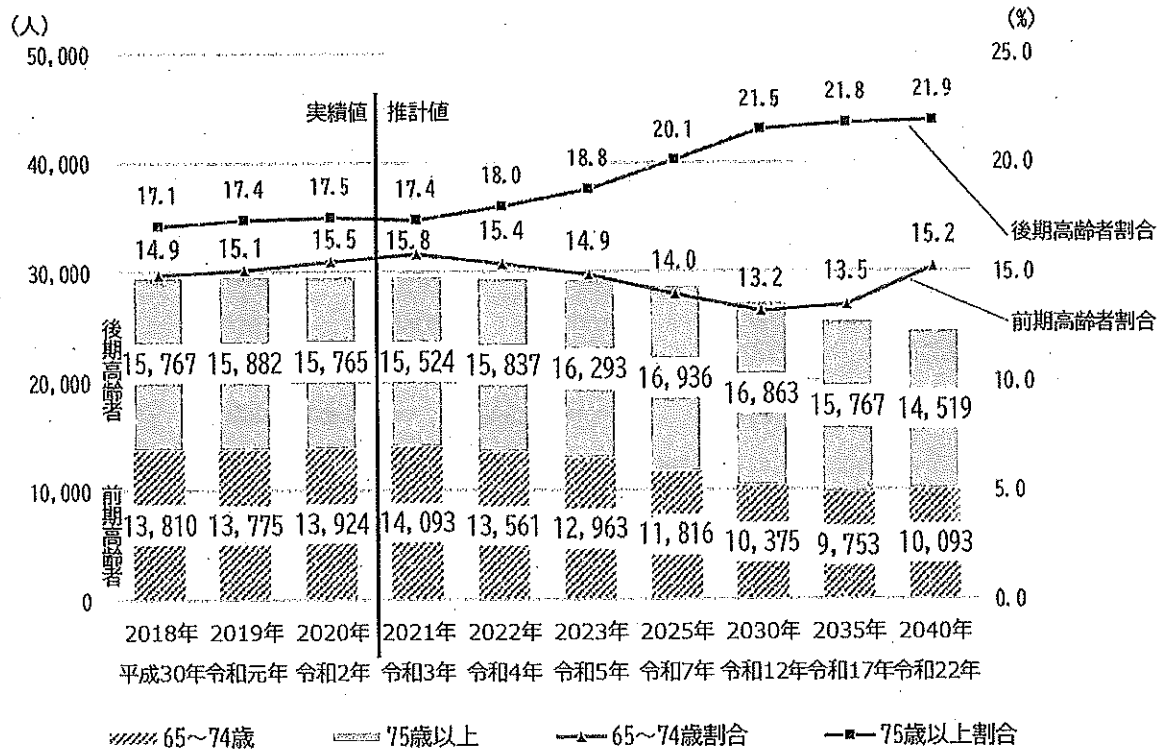
2025（令和7）年の人口ピラミッドは2020（令和2）年とほぼ同じ形状をしています。2040（令和22）年はどの年齢層も人口の減少が著しくなっています。男性よりも女性の方が減少幅は大きくなっています。



典拠：住民基本台帳（各年9月30日現在）



高齢者人口の内訳

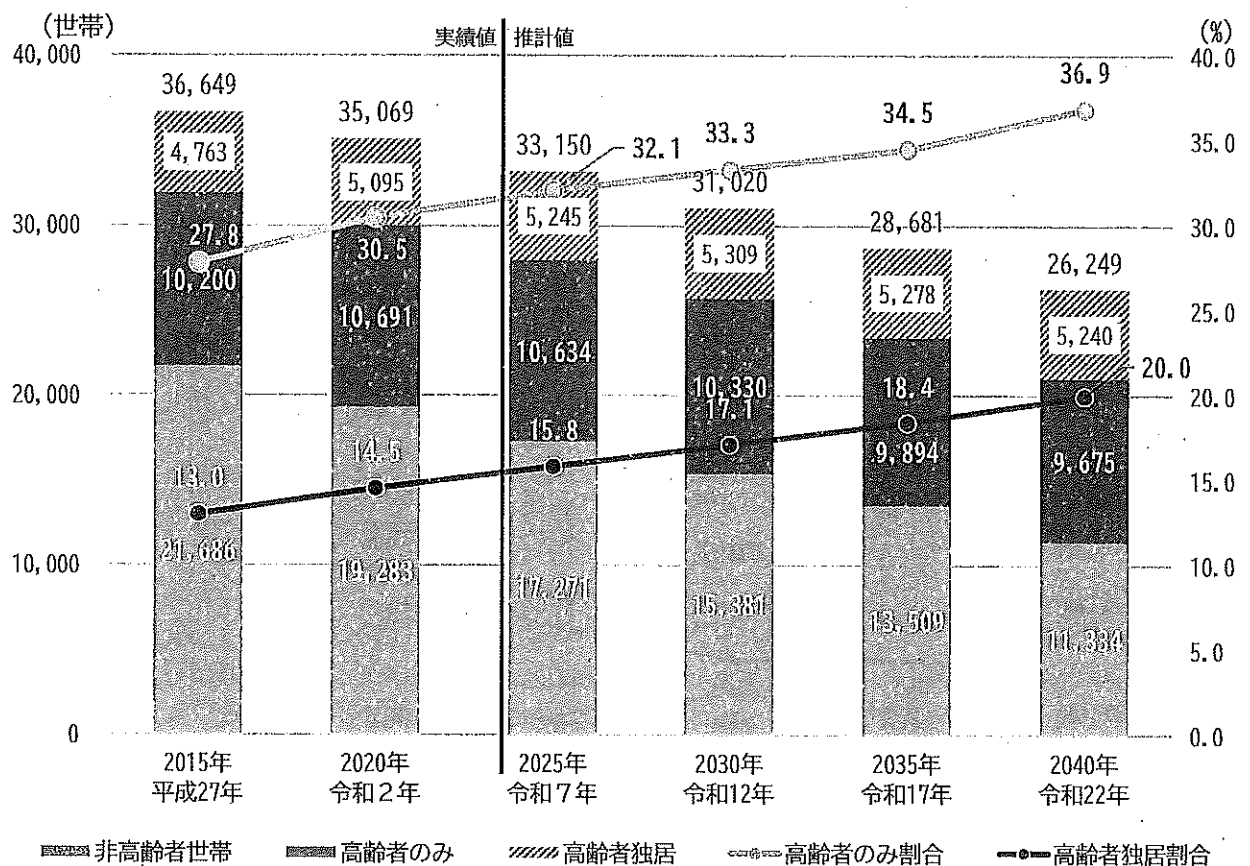


## (2) 世帯の状況

一般世帯数は年々減少傾向となっており、2020（令和2）年は35,069世帯となっています。このうち高齢者のみ世帯と高齢者独居世帯に着目すると、総世帯数とは逆に増加傾向にあります。

高齢者世帯の状況をみると、高齢者独居世帯、高齢者のみ世帯ともに増加しており、2020（令和2）年は高齢者独居世帯が5,095世帯、高齢者のみ世帯が10,691世帯となっています。

図表 世帯数の推移



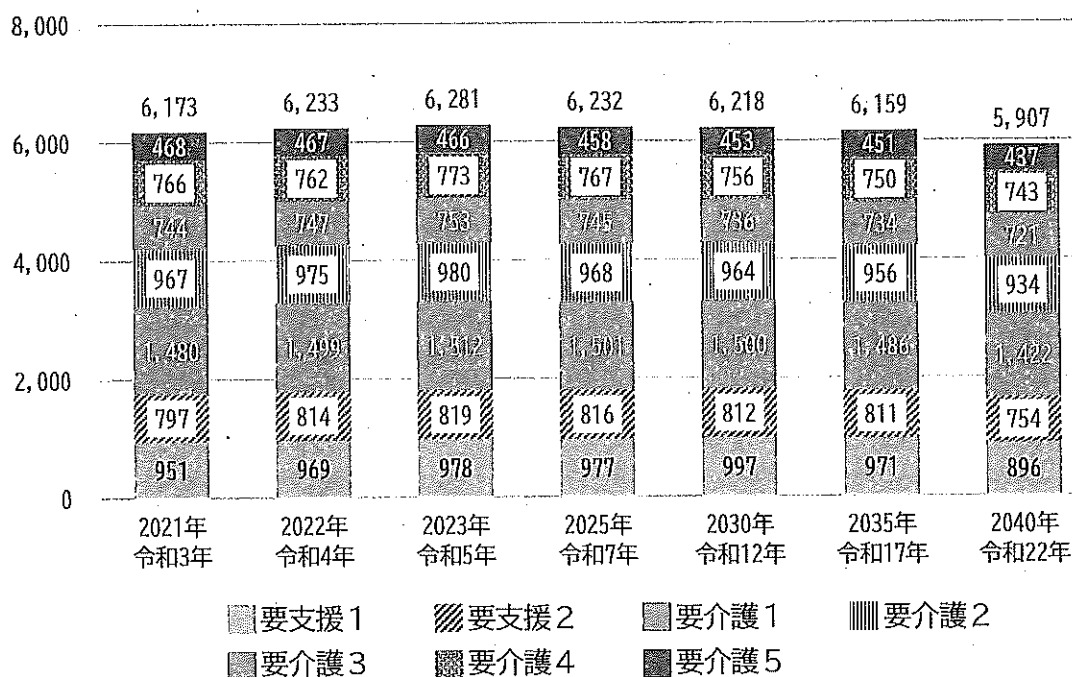
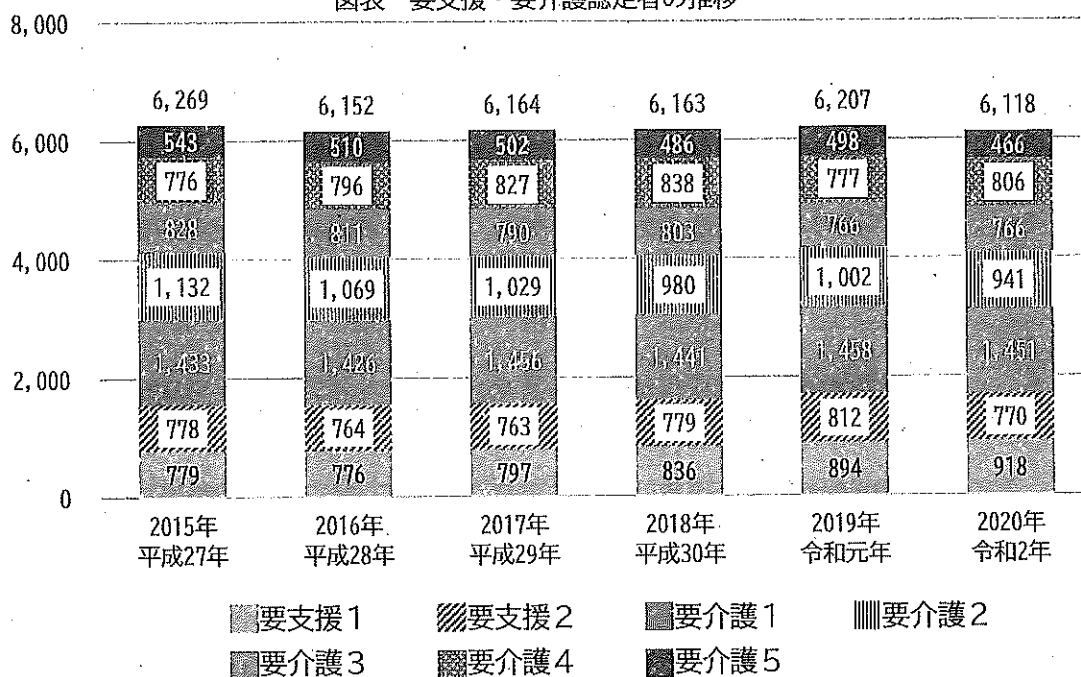
典拠：G空間センター（一般社団法人社会基盤情報流通推進協議会）が国勢調査をもとに推計

※一般世帯数：住居と生計を共にしている人々の集まりで持ち家や借家などの住宅に住む世帯、下宿や会社の独身寮に住む単身者や住宅以外に住む世帯を指します。

(3) 要支援・要介護認定者の推移

要支援・要介護認定者は、6,000人をやや上回って推移しており、この傾向は、2040（令和22）年に6,000人を下まわるまで変わらないと予想しています。

図表 要支援・要介護認定者の推移



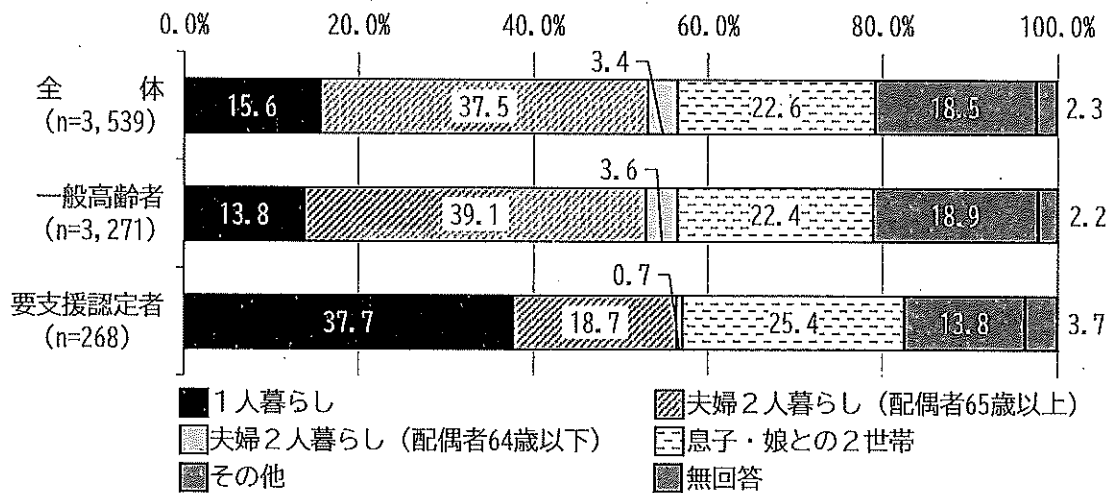
#### (4) アンケート調査結果

##### ① 家族構成について

一般高齢者では、「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」の割合が39.1%と最も高く、次いで「息子・娘との2世帯」の割合が22.4%、「その他」の割合が18.9%となっています。

要支援認定者では、「1人暮らし」の割合が37.7%と最も高く、次いで「息子・娘との2世帯」の割合が25.4%、「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」の割合が18.7%となっています。

認定の有無別で見ると、要支援認定者に比べ、一般高齢者で「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」の割合が高くなっています。一方、一般高齢者に比べ、要支援認定者で「1人暮らし」の割合が高くなっています。

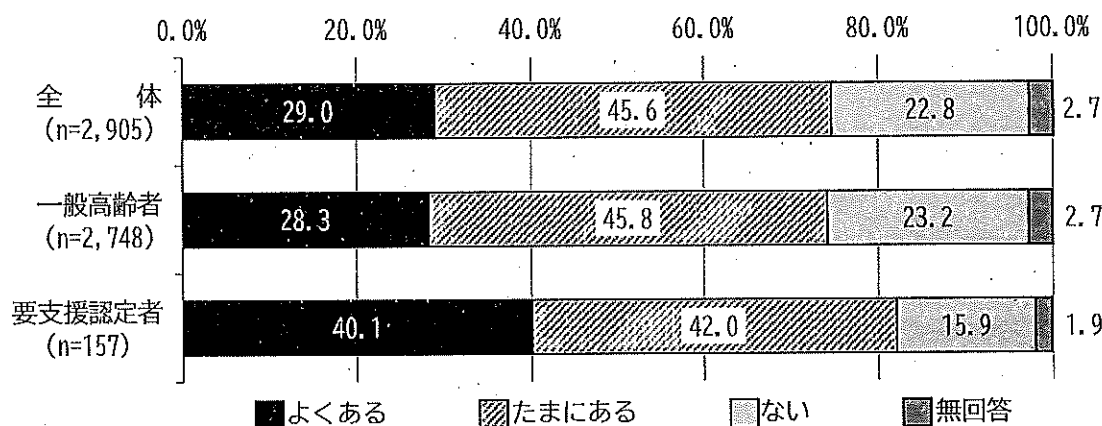


② 日中、一人になることがあるかどうかについて（「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」「夫婦2人暮らし（配偶者64歳以下）」「息子・娘との2世帯」「その他」の家族構成の人のみ）

一般高齢者では、「たまにある」の割合が45.8%と最も高く、次いで「よくある」の割合が28.3%、「ない」の割合が23.2%となっています。

要支援認定者では、「たまにある」の割合が42.0%と最も高く、次いで「よくある」の割合が40.1%、「ない」の割合が15.9%となっています。

認定の有無別で見ると、一般高齢者に比べ、要支援認定者で「よくある」の割合が高くなっています。

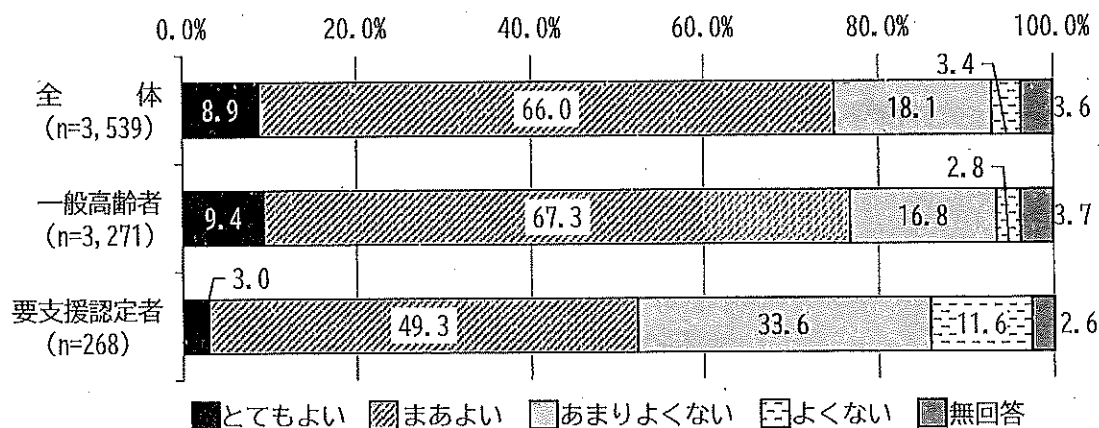


③ 健康状態について

一般高齢者では、「まあよい」の割合が67.3%と最も高く、次いで「あまりよくない」の割合が16.8%、「とてもよい」の割合が9.4%となっています。

要支援認定者では、「まあよい」の割合が49.3%と最も高く、次いで「あまりよくない」の割合が33.6%、「よくない」の割合が11.6%となっています。

『健康状態がよい人』の割合は、一般高齢者で76.7%、要支援認定者で52.3%となっており、24.4ポイントの差となっています。また、『健康状態がよくない人』の割合は、一般高齢者で19.6%、要支援認定者で45.2%となっており、25.6ポイントの差となっています。

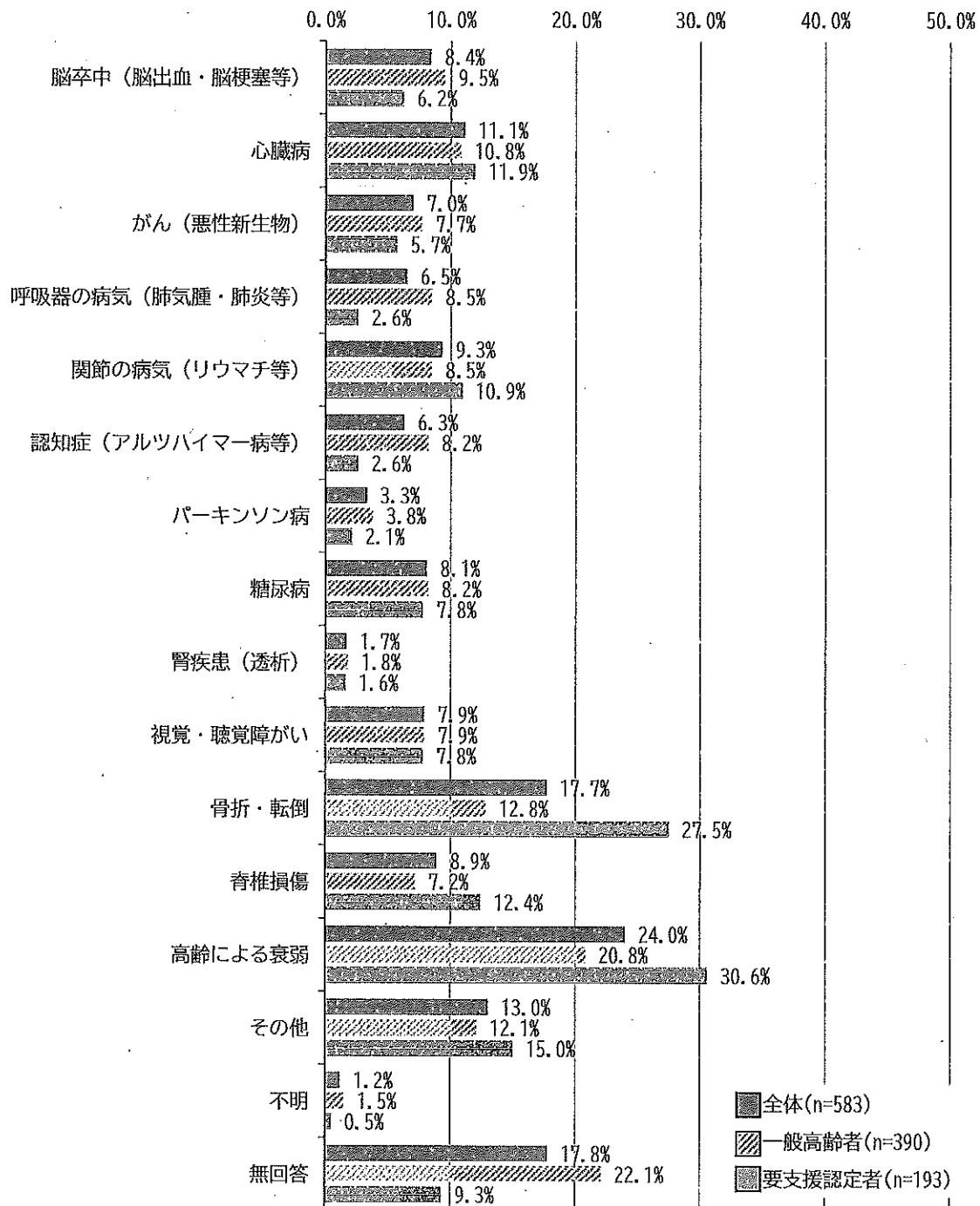


#### ④ 介護・介助が必要になった原因について

一般高齢者では、「高齢による衰弱」の割合が20.8%と最も高く、次いで「骨折・転倒」の割合が12.8%、「その他」の割合が12.1%となっています。

要支援認定者では、「高齢による衰弱」の割合が30.6%と最も高く、次いで「骨折・転倒」の割合が27.5%、「その他」の割合が15.0%となっています。

認定の有無別で見ると、一般高齢者に比べ、要支援認定者で「骨折・転倒」「高齢による衰弱」の割合が高くなっています。



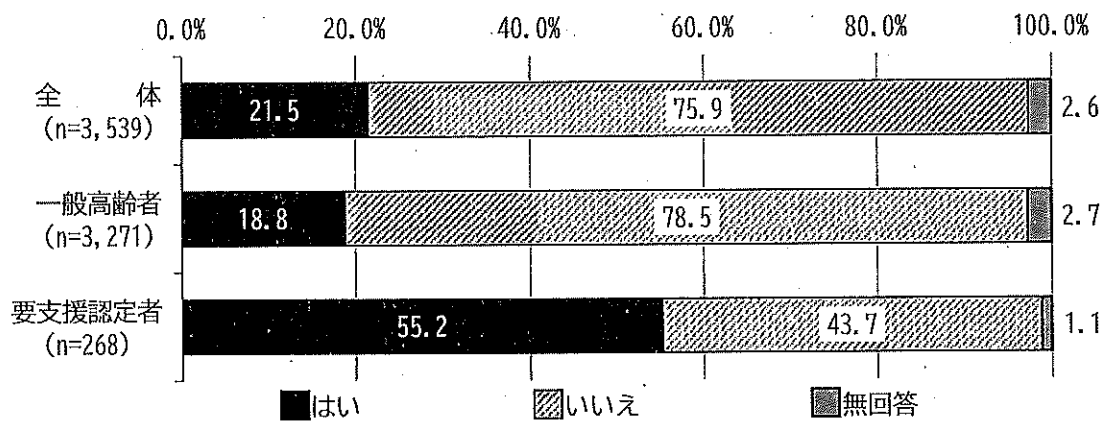


⑤ 外出を控えているかどうかについて

一般高齢者では、「はい」の割合が18.8%、「いいえ」の割合が78.5%となっています。

要支援認定者では、「はい」の割合が55.2%、「いいえ」の割合が43.7%となっています。

「はい」の割合は、一般高齢者で18.8%、要支援認定者で55.2%となっており、36.4ポイントの差となっています。

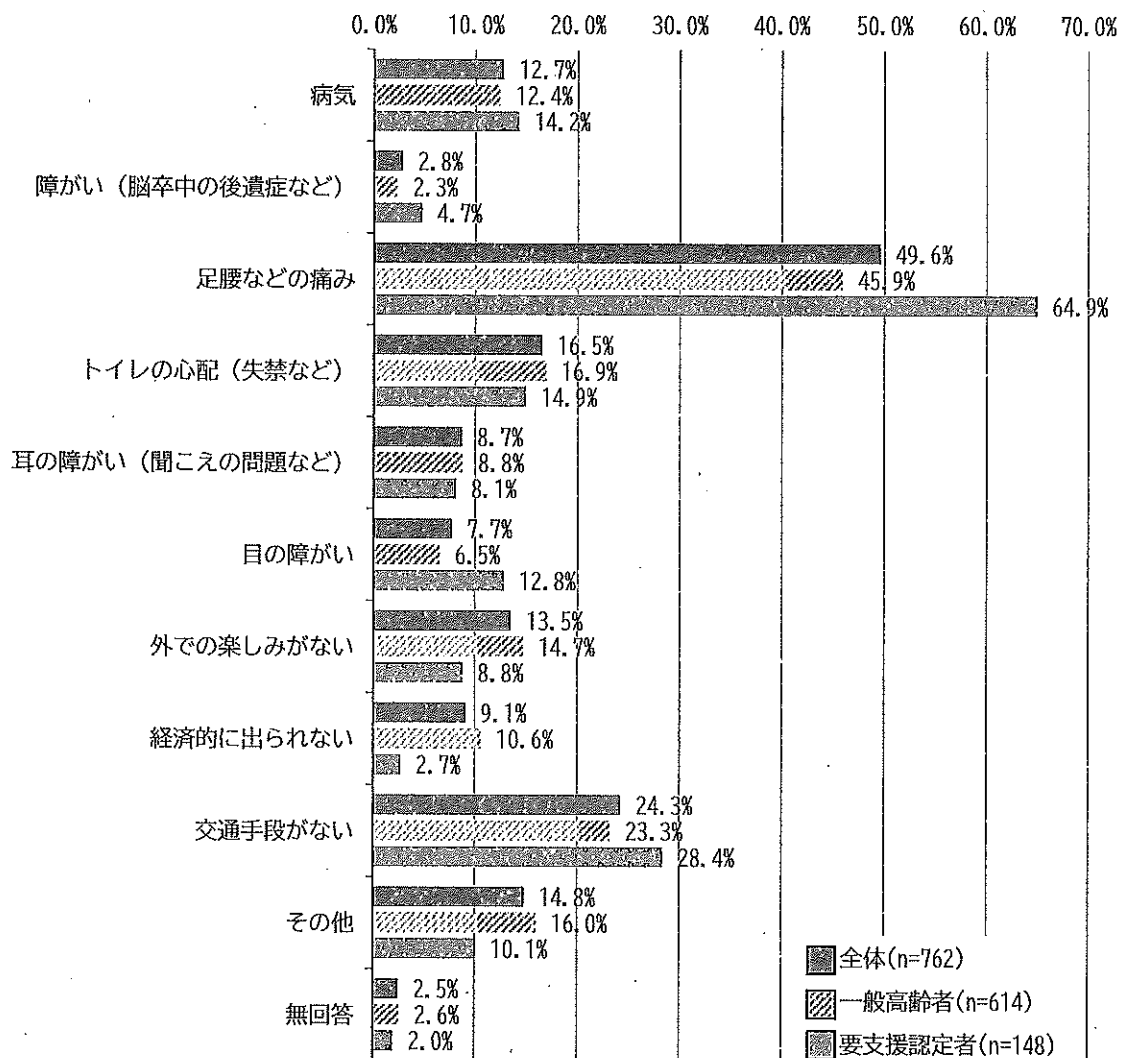


## ⑥ 外出を控えている理由について

一般高齢者では、「足腰などの痛み」の割合が45.9%と最も高く、次いで「交通手段がない」の割合が23.3%、「トイレの心配（失禁など）」の割合が16.9%となっています。

要支援認定者では、「足腰などの痛み」の割合が64.9%と最も高く、次いで「交通手段がない」の割合が28.4%、「トイレの心配（失禁など）」の割合が14.9%となっています。

認定の有無別で見ると、要支援認定者に比べ、一般高齢者で「経済的に出られない」の割合が高くなっています。一方、一般高齢者に比べ、要支援認定者で「足腰などの痛み」「目の障がい」「交通手段がない」の割合が高くなっています。

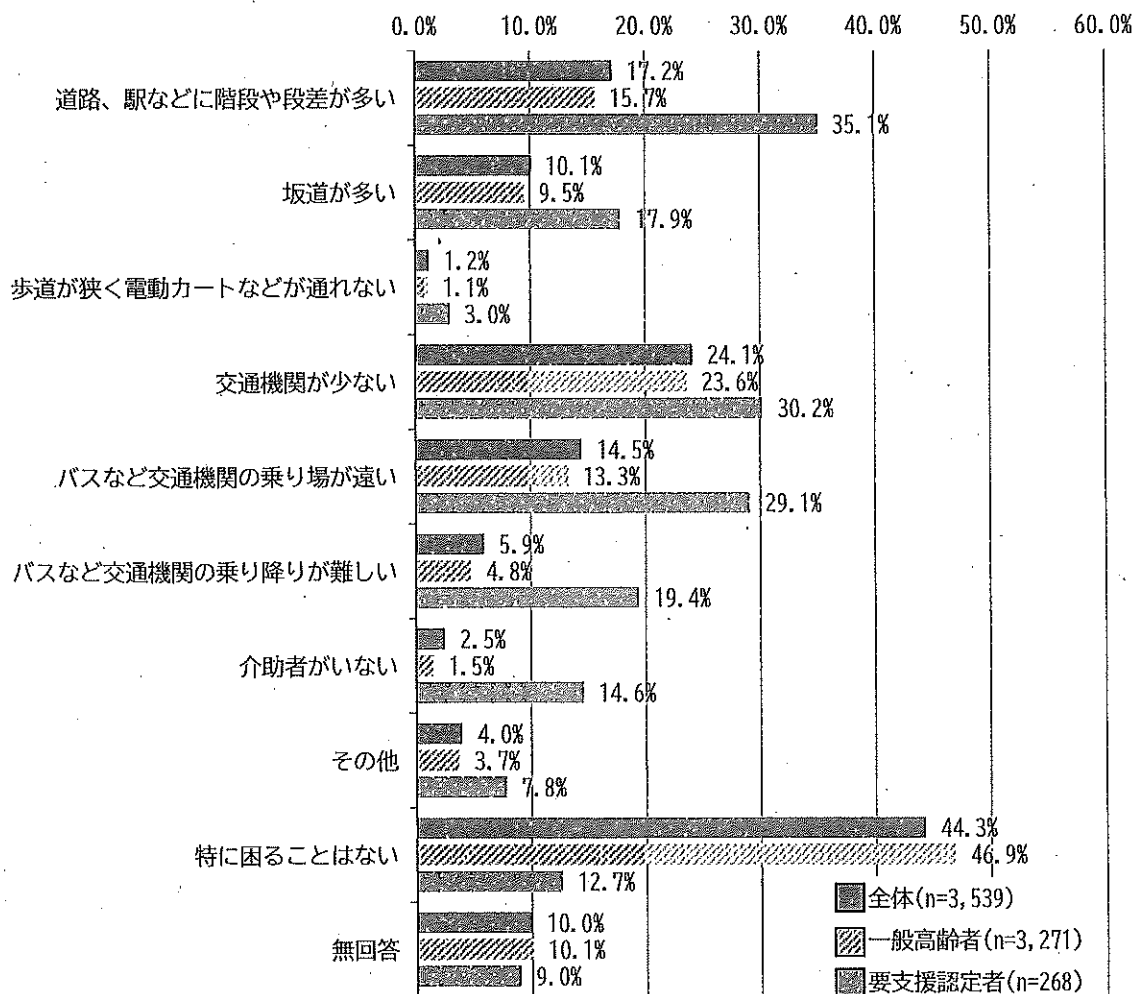


⑦ 外出する際に困ることについて

一般高齢者では、「特に困ることはない」の割合が46.9%と最も高く、次いで「交通機関が少ない」の割合が23.6%、「道路、駅などに階段や段差が多い」の割合が15.7%となっています。

要支援認定者では、「道路、駅などに階段や段差が多い」の割合が35.1%と最も高く、次いで「交通機関が少ない」の割合が30.2%、「バスなど交通機関の乗り場が遠い」の割合が29.1%となっています。

認定の有無別でみると、要支援認定者に比べ、一般高齢者で「特に困ることはない」の割合が高くなっています。一方、一般高齢者に比べ、要支援認定者で「道路、駅などに階段や段差が多い」「坂道が多い」「交通機関が少ない」「バスなど交通機関の乗り場が遠い」「バスなど交通機関の乗り降りが難しい」「介助者がいない」の割合が高くなっています。

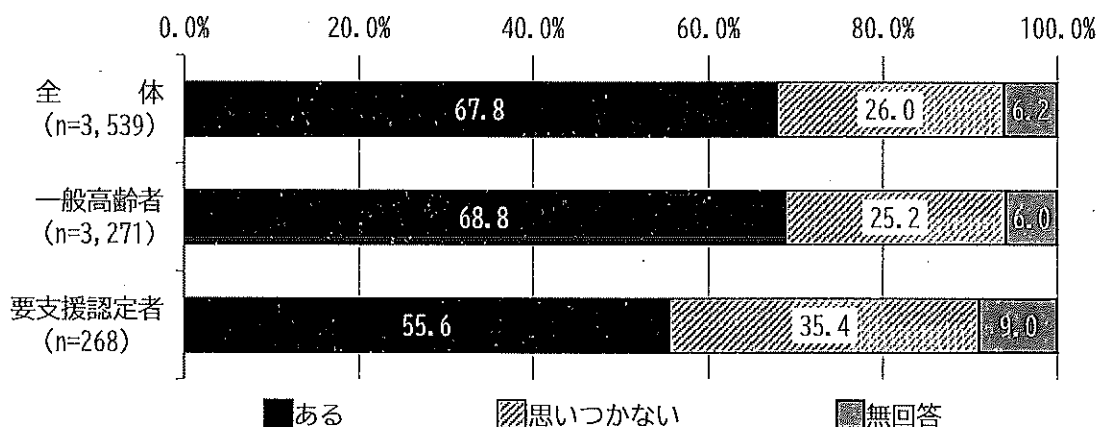


⑧ 趣味の有無について

一般高齢者では、「ある」の割合が68.8%、「思いつかない」の割合が25.2%となっています。

要支援認定者では、「ある」の割合が55.6%、「思いつかない」の割合が35.4%となっています。

「ある」の割合は、一般高齢者で68.8%、要支援認定者で55.6%となっており、13.2ポイントの差となっています。

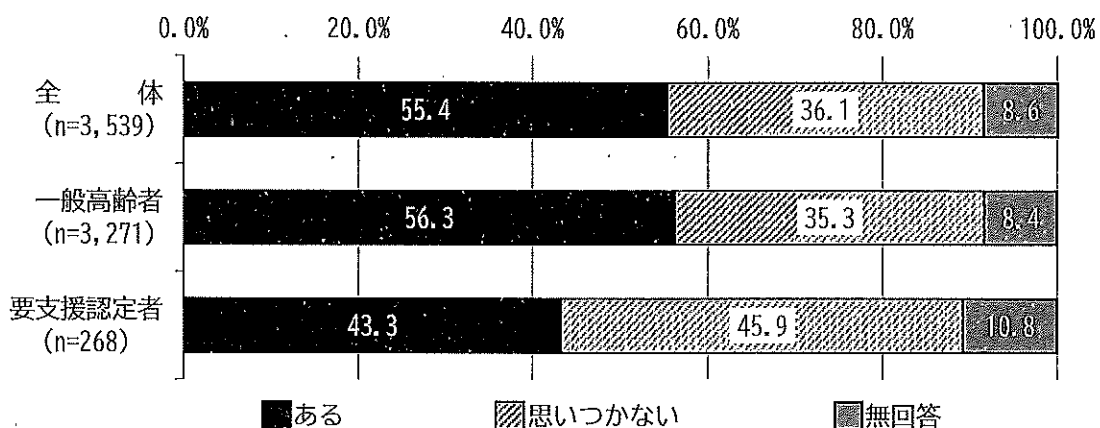


⑨ 生きがいの有無について

一般高齢者では、「ある」の割合が56.3%、「思いつかない」の割合が35.3%となっています。

要支援認定者では、「ある」の割合が43.3%、「思いつかない」の割合が45.9%となっています。

「ある」の割合は、一般高齢者で56.3%、要支援認定者で43.3%となっており、13.0ポイントの差となっています。

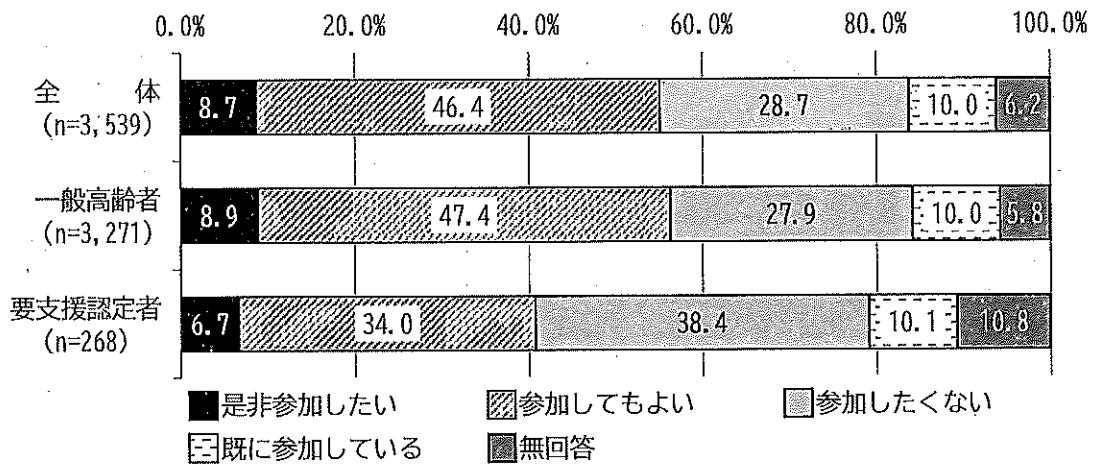


⑩ グループ活動への参加者としての参加意向について

一般高齢者では、「参加してもよい」の割合が47.4%と最も高く、次いで「参加したくない」の割合が27.9%、「既に参加している」の割合が10.0%となっています。

要支援認定者では、「参加したくない」の割合が38.4%と最も高く、次いで「参加してもよい」の割合が34.0%、「既に参加している」の割合が10.1%となっています。

認定の有無別で見ると、要支援認定者に比べ、一般高齢者で「参加してもよい」の割合が高くなっています。一方、一般高齢者に比べ、要支援認定者で「参加したくない」の割合が高くなっています。

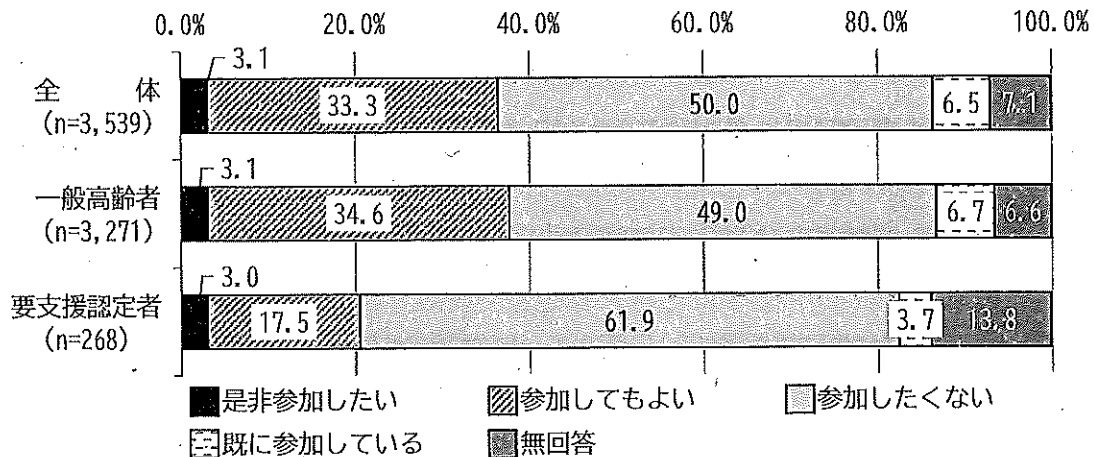


⑪ グループ活動への企画・運営としての参加意向について

一般高齢者では、「参加したくない」の割合が49.0%と最も高く、次いで「参加してもよい」の割合が34.6%、「既に参加している」の割合が6.7%となっています。

要支援認定者では、「参加したくない」の割合が61.9%と最も高く、次いで「参加してもよい」の割合が17.5%、「既に参加している」の割合が3.7%となっています。

認定の有無別で見ると、要支援認定者に比べ、一般高齢者で「参加してもよい」の割合が高くなっています。一方、一般高齢者に比べ、要支援認定者で「参加したくない」の割合が高くなっています。

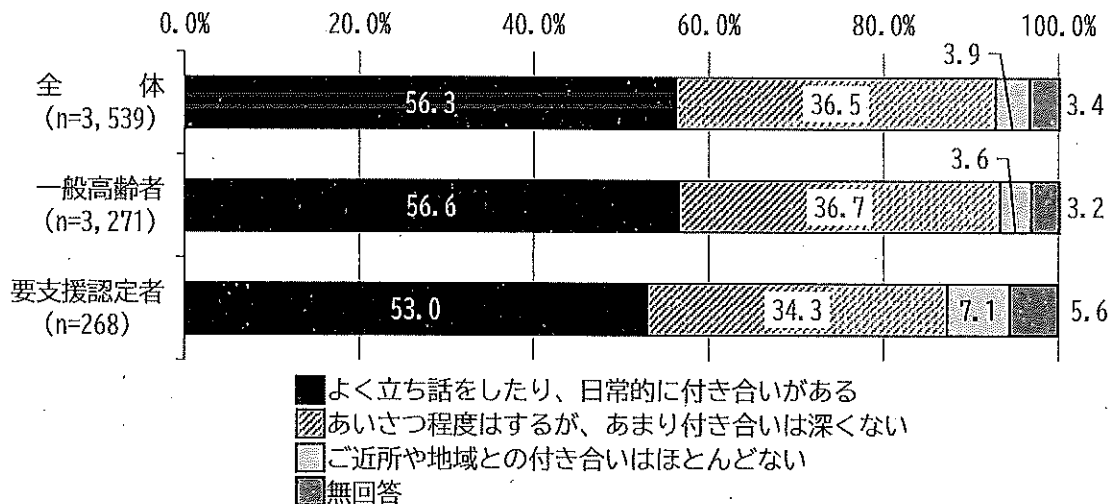


## ⑫ ご近所や地域の人とのお付き合いの様子について

一般高齢者では、「よく立ち話をしたり、日常的に付き合いがある」の割合が56.6%と最も高く、次いで「あいさつ程度はするが、あまり付き合いは深くない」の割合が36.7%、「ご近所や地域との付き合いはほとんどない」の割合が3.6%となっています。

要支援認定者では、「よく立ち話をしたり、日常的に付き合いがある」の割合が53.0%と最も高く、次いで「あいさつ程度はするが、あまり付き合いは深くない」の割合が34.3%、「ご近所や地域との付き合いはほとんどない」の割合が7.1%となっています。

認定の有無別で見ると、要支援認定者に比べ、一般高齢者で「よく立ち話をしたり、日常的に付き合いがある」の割合が高くなっています。一方、一般高齢者に比べ、要支援認定者で「ご近所や地域との付き合いはほとんどない」の割合が高くなっています。

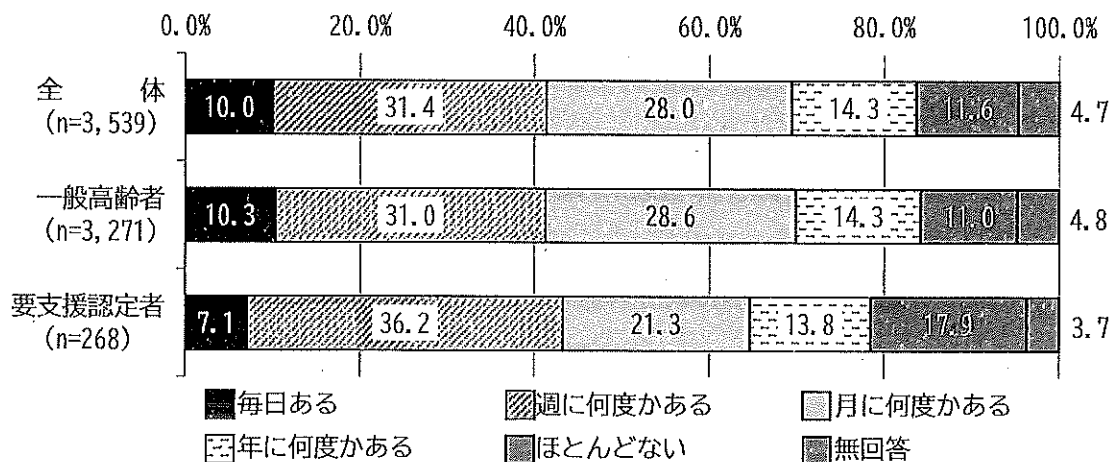


## ⑬ 友人・知人と会う頻度について

一般高齢者では、「週に何度かある」の割合が31.0%と最も高く、次いで「月に何度かある」の割合が28.6%、「年に何度かある」の割合が14.3%となっています。

要支援認定者では、「週に何度かある」の割合が36.2%と最も高く、次いで「月に何度かある」の割合が21.3%、「ほとんどない」の割合が17.9%となっています。

認定の有無別で見ると、一般高齢者に比べ、要支援認定者で「ほとんどない」の割合が高くなっています。

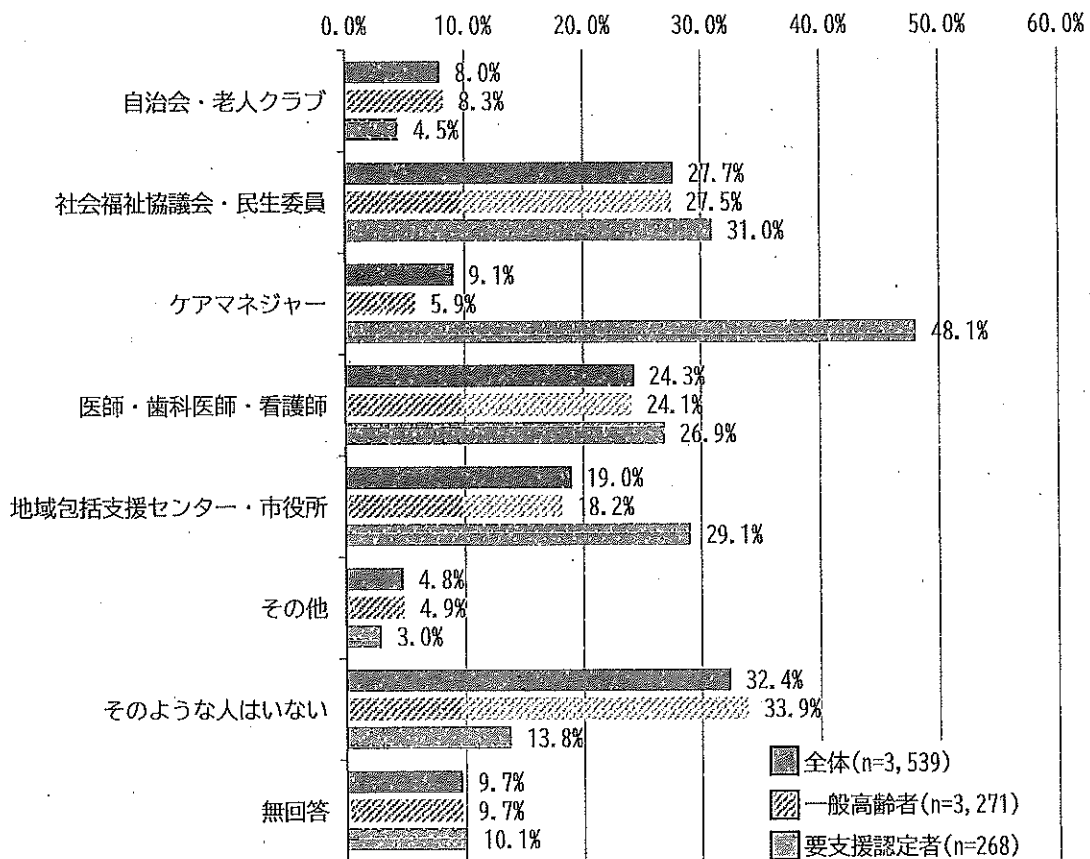


⑭ 家族や友人・知人以外の相談相手について

一般高齢者では、「そのような人はいない」の割合が33.9%と最も高く、次いで「社会福祉協議会・民生委員」の割合が27.5%、「医師・歯科医師・看護師」の割合が24.1%となっています。

要支援認定者では、「ケアマネジャー」の割合が48.1%と最も高く、次いで「社会福祉協議会・民生委員」の割合が31.0%、「地域包括支援センター・市役所」の割合が29.1%となっています。

認定の有無別で見ると、要支援認定者に比べ、一般高齢者で「そのような人はいない」の割合が高くなっています。一方、一般高齢者に比べ、要支援認定者で「ケアマネジャー」「地域包括支援センター・市役所」の割合が高くなっています。

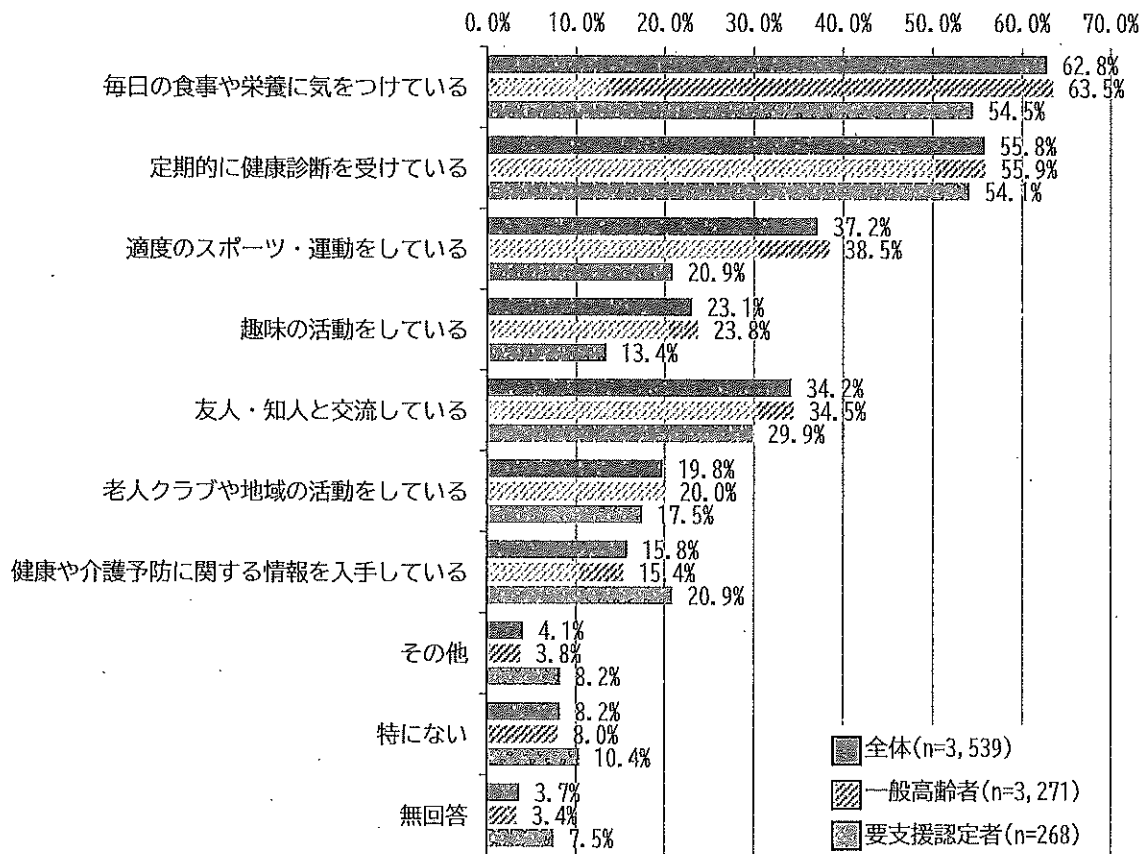


⑮ 介護予防のために、日ごろから取り組んでいることについて

一般高齢者では、「毎日の食事や栄養に気をつけている」の割合が63.5%と最も高く、次いで「定期的に健康診断を受けている」の割合が55.9%、「適度のスポーツ・運動をしている」の割合が38.5%となっています。

要支援認定者では、「毎日の食事や栄養に気をつけている」の割合が54.5%と最も高く、次いで「定期的に健康診断を受けている」の割合が54.1%、「友人・知人と交流している」の割合が29.9%となっています。

認定の有無別で見ると、要支援認定者に比べ、一般高齢者で「毎日の食事や栄養に気をつけている」「適度のスポーツ・運動をしている」「趣味の活動をしている」「友人・知人と交流している」「老人クラブや地域の活動をしている」の割合が高くなっています。一方、一般高齢者に比べ、要支援認定者で「健康や介護予防に関する情報を入手している」の割合が高くなっています。



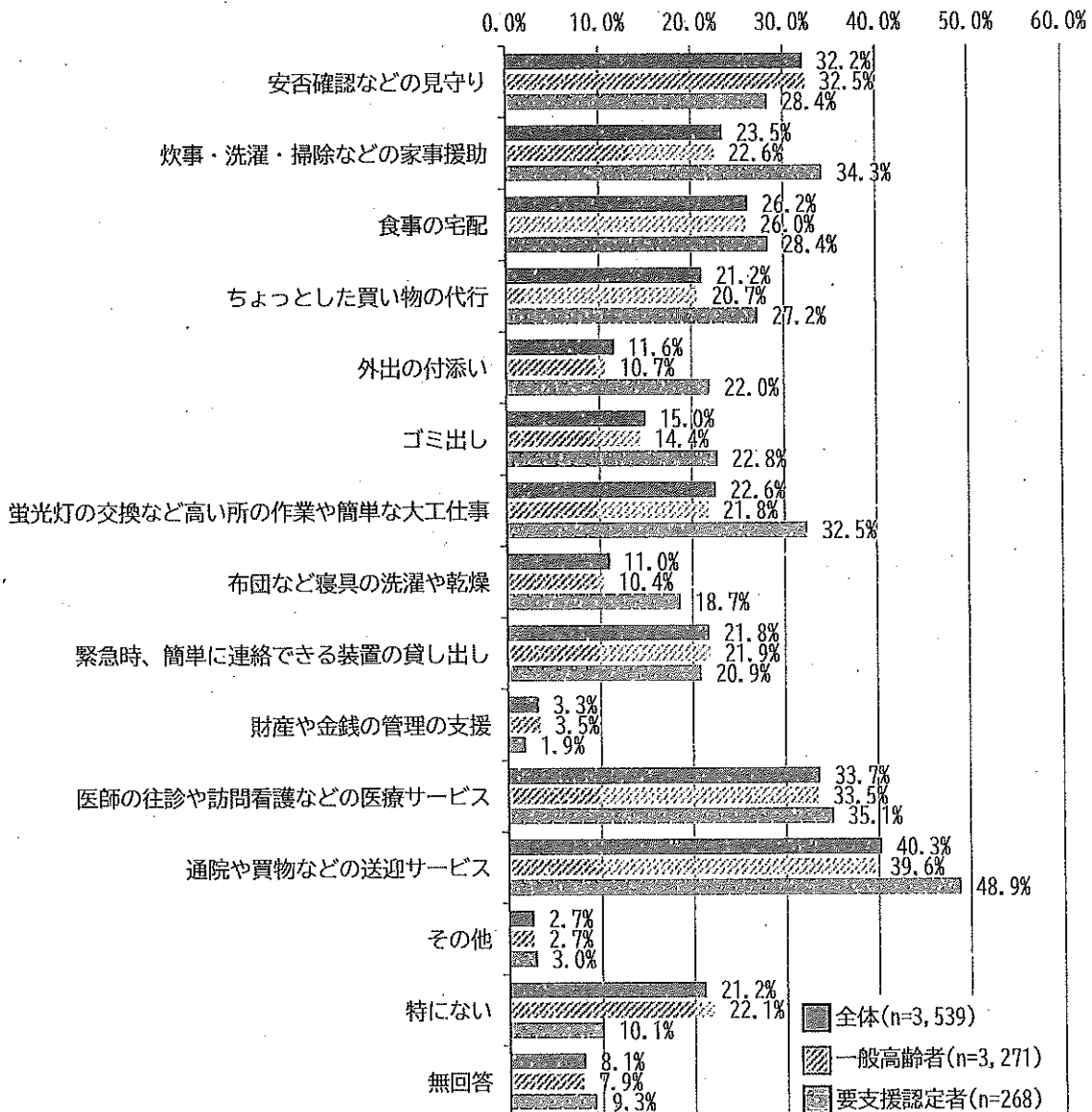


⑩ 高齢者の生活を支援するサービスについて

一般高齢者では、「通院や買物などの送迎サービス」の割合が39.6%と最も高く、次いで「医師の往診や訪問看護などの医療サービス」の割合が33.5%、「安否確認などの見守り」の割合が32.5%となっています。

要支援認定者では、「通院や買物などの送迎サービス」の割合が48.9%と最も高く、次いで「医師の往診や訪問看護などの医療サービス」の割合が35.1%、「炊事・洗濯・掃除などの家事援助」の割合が34.3%となっています。

認定の有無別でみると、要支援認定者に比べ、一般高齢者で「特にない」の割合が高くなっています。一方、一般高齢者に比べ、要支援認定者で「炊事・洗濯・掃除などの家事援助」「ちょっとした買物の代行」「外出の付添い」「ゴミ出し」「蛍光灯の交換など高い所の作業や簡単な大工仕事」の割合が高くなっています。

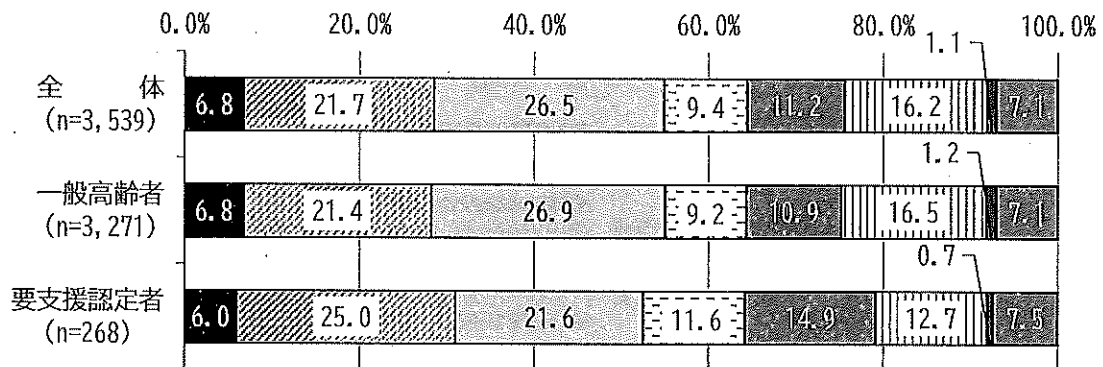


⑰ 介護が必要になった時の意向について

一般高齢者では、「自宅で、家族の介護の負担を極力少なくし、介護保険サービス等を中心に暮らしたい」の割合が26.9%と最も高く、次いで「自宅で、家族の介護を中心に、介護保険サービス等を利用しながら暮らしたい」の割合が21.4%、「わからない」の割合が16.5%となっています。

要支援認定者では、「自宅で、家族の介護を中心に、介護保険サービス等を利用しながら暮らしたい」の割合が25.0%と最も高く、次いで「自宅で、家族の介護の負担を極力少なくし、介護保険サービス等を中心に暮らしたい」の割合が21.6%、「特別養護老人ホームやグループホームなど介護保険の施設に入所して暮らしたい」の割合が14.9%となっています。

認定の有無別で見ると、大きな差異はみられません。



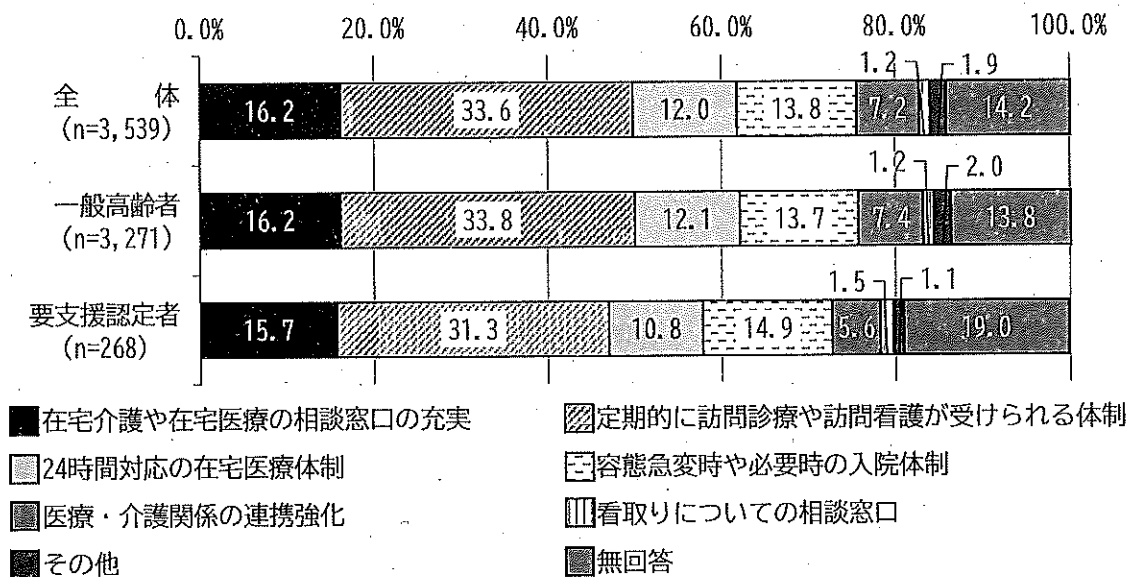
- 自宅、家族だけの介護により暮らしたい
- ▨ 自宅、家族の介護を中心に、介護保険サービス等を利用しながら暮らしたい
- ▩ 自宅で、家族の介護の負担を極力少なくし、介護保険サービス等を中心に暮らしたい
- ▧ 高齢者向けの住宅に入居して、介護保険サービス等を利用しながら暮らしたい
- ▦ 特別養護老人ホームやグループホームなど介護保険の施設に入所して暮らしたい
- ▤ わからない
- その他
- 無回答

⑱ 在宅医療や在宅介護における特に必要な整備について

一般高齢者では、「定期的に訪問診療や訪問看護が受けられる体制」の割合が33.8%と最も高く、次いで「在宅介護や在宅医療の相談窓口の充実」の割合が16.2%、「容態急変時や必要時の入院体制」の割合が13.7%となっています。

要支援認定者では、「定期的に訪問診療や訪問看護が受けられる体制」の割合が31.3%と最も高く、次いで「在宅介護や在宅医療の相談窓口の充実」の割合が15.7%、「容態急変時や必要時の入院体制」の割合が14.9%となっています。

認定の有無別で見ると、大きな差異はみられません。

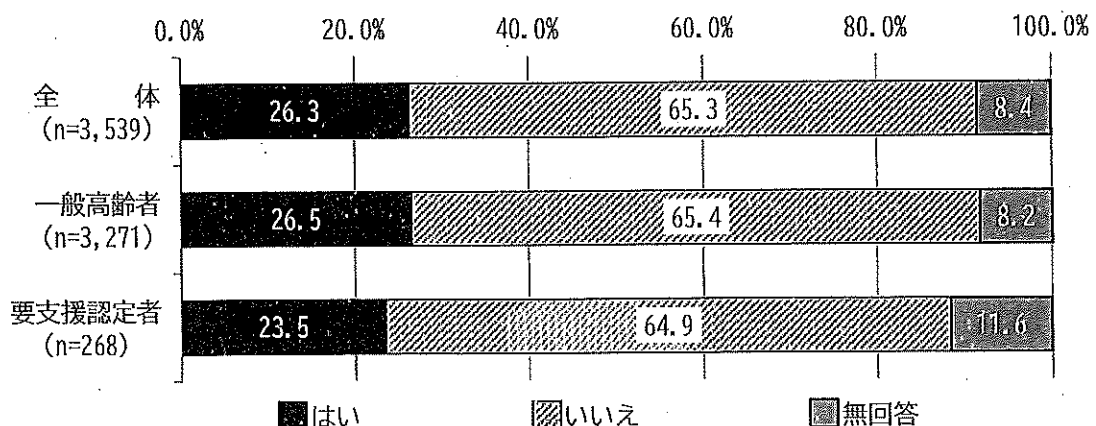


⑲ 認知症に関する相談窓口について

一般高齢者では、「知っている」の割合が26.5%、「知らない」の割合が65.4%となっています。

要支援認定者では、「知っている」の割合が23.5%、「知らない」の割合が64.9%となっています。

「知っている」の割合は、一般高齢者で26.5%、要支援認定者で23.5%となっており、3.0ポイントの差となっています。

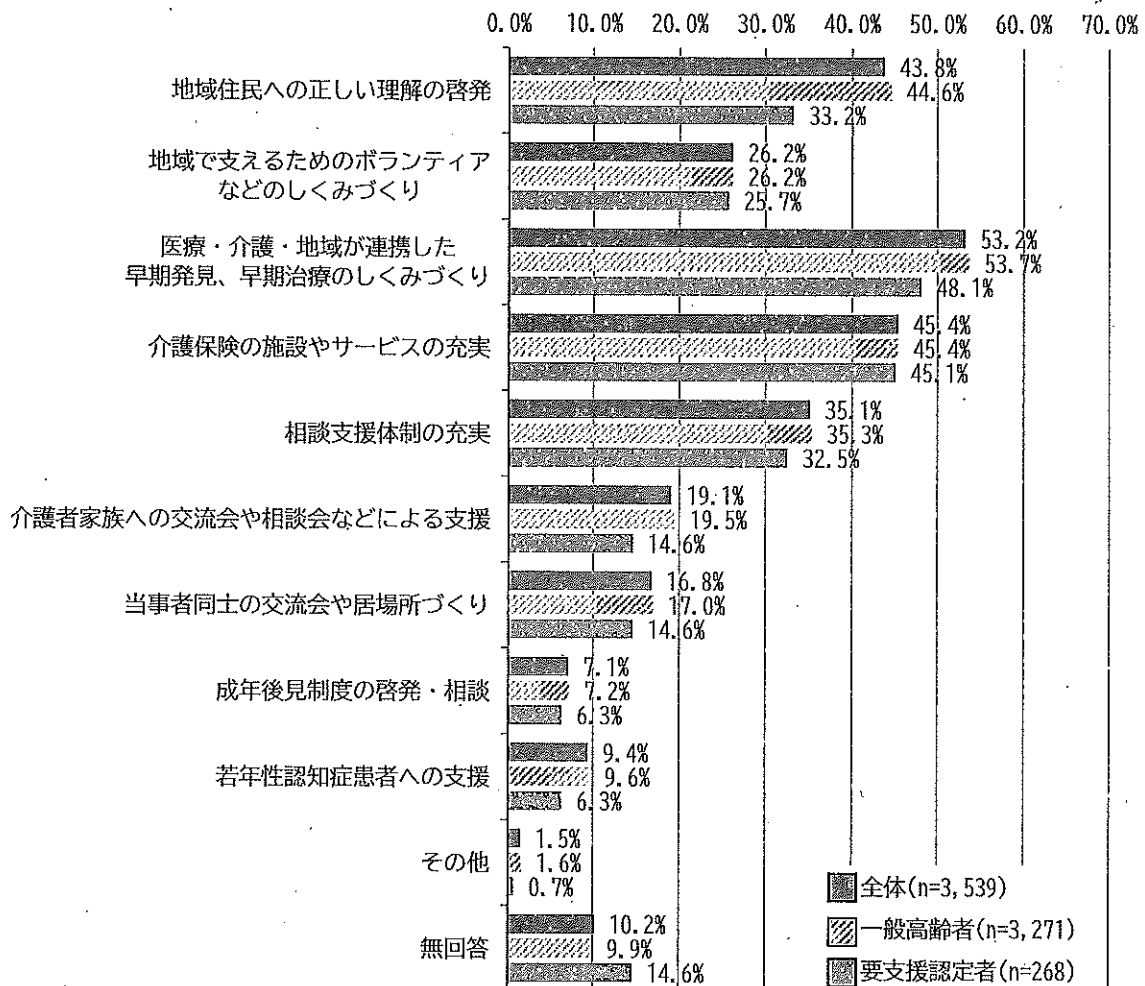


⑩ 認知症になっても、住み慣れた地域で安心して暮らしていくために重要なことについて

一般高齢者では、「医療・介護・地域が連携した早期発見、早期治療のしくみづくり」の割合が53.7%と最も高く、次いで「介護保険の施設やサービスの充実」の割合が45.4%、「地域住民への正しい理解の啓発」の割合が44.6%となっています。

要支援認定者では、「医療・介護・地域が連携した早期発見、早期治療のしくみづくり」の割合が48.1%と最も高く、次いで「介護保険の施設やサービスの充実」の割合が45.1%、「地域住民への正しい理解の啓発」の割合が33.2%となっています。

認定の有無別でみると、要支援認定者に比べ、一般高齢者で「地域住民への正しい理解の啓発」「医療・介護・地域が連携した早期発見、早期治療のしくみづくり」の割合が高くなっています。

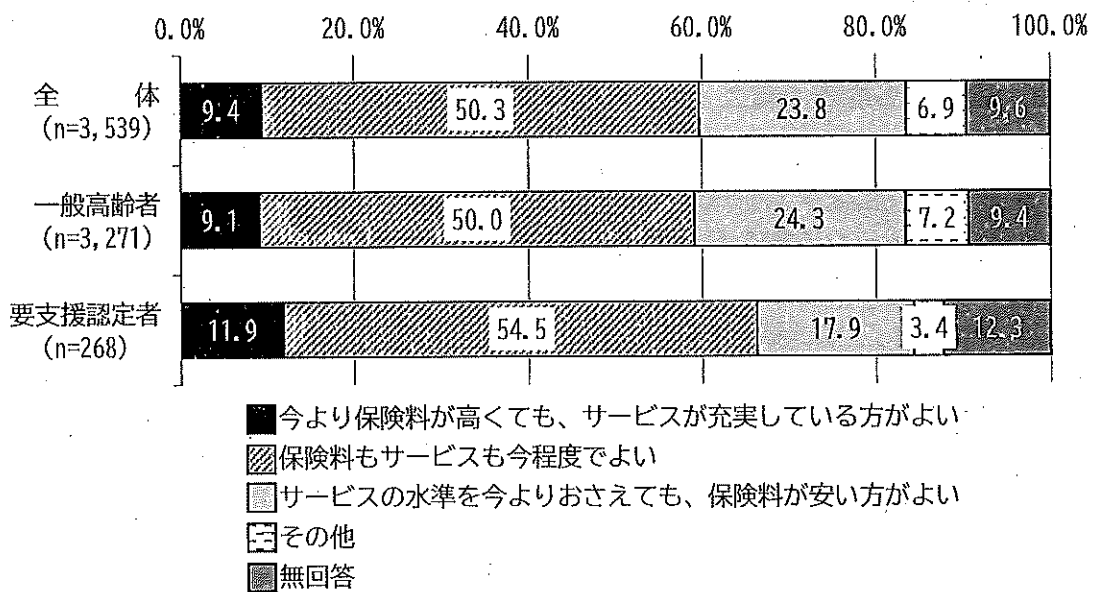


② 介護サービスの水準と保険料について

一般高齢者では、「保険料もサービスも今程度でよい」の割合が 50.0%と最も高く、次いで「サービスの水準を今よりおさえても、保険料が安い方がよい」の割合が 24.3%、「今より保険料が高くて、サービスが充実している方がよい」の割合が 9.1%となっています。

要支援認定者では、「保険料もサービスも今程度でよい」の割合が 54.5%と最も高く、次いで「サービスの水準を今よりおさえても、保険料が安い方がよい」の割合が 17.9%、「今より保険料が高くて、サービスが充実している方がよい」の割合が 11.9%となっています。

認定の有無別で見ると、要支援認定者に比べ、一般高齢者で「サービスの水準を今よりおさえても、保険料が安い方がよい」の割合が高くなっています。一方、一般高齢者に比べ、要支援認定者で「今より保険料が高くて、サービスが充実している方がよい」の割合が高くなっています。



《調査結果の表示方法》

- ・回答は各質問の回答者数 (n) を基数とした百分率 (%) で示してあります。また、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、内訳の合計が 100.0%にならない場合があります。
- ・複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が 100.0%を超える場合があります。

## 2 伊賀市の高齢者を取り巻く重点課題

### (1) 高齢者の相談窓口の強化・充実

地域包括ケアシステムの構築により、地域包括支援センターでは、年々相談支援件数が増加しており、高齢者などの相談窓口として周知が図られてきています。また、民生委員・児童委員や社会福祉協議会から地域包括支援センターの相談窓口につなぐケースも年々増加しており、そこから医療・介護などの関係機関につなぐといった連携体制も図られてきています。

一方で、本市の世帯状況を見ると、一人暮らし高齢者世帯や夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）世帯が増加傾向にあり、今後、民生委員・児童委員や社会福祉協議会などへの相談も含め、相談窓口の重要性はますます高まっていくことが予測され、相談窓口の強化・充実をさらに深化させていく必要があります。自らSOSの声をあげられない高齢者などをどのように発見し、支援していくかが課題となっています。

### (2) 健康への意識の向上

アンケート調査から、健康についての記事や番組への関心の高さが読み取れ、健康づくりに関する情報を求める高齢者が多くなっています。定期的に健康診断を受けている人の割合も増加しています。健康への関心の高さを活かして、自ら健康管理を行うとともに、元気なうちから介護予防に取り組み、健康寿命の延伸につなげることが重要です。

高齢者が自らの健康に関心を持ち、健康づくりや介護予防などの取り組みに参加できるように、高齢者のニーズに合った健康増進・介護予防サービスの基盤整備を進めていくとともに、地域の中での自主的な介護予防の取り組みや活動支援を継続していく必要があります。

### (3) 高齢者の社会参加による生きがいづくり

歳を重ねても健康で働きたい、地域に貢献したい、という思いを持っている人はたくさんいます。高齢者の知識や経験を地域社会に活かし、生きがいを持って生活を送ることができるよう、地域活動やボランティア活動に関する情報発信を行うとともに、活動への参加を促進していく必要があります。

一方で、身体機能の低下により自主的に外出することが億劫になり、外出する機会が少なくなっていることが、高齢者の閉じこもりへとつながっています。そのため、趣味や生きがいづくりの一つとして、老人クラブや地域活動、サロンなどへの参加を促し外出する機会を増やす必要があります。

#### (4) 認知症高齢者を見守る地域づくり

高齢化率の上昇に伴い、認知症高齢者数の増加も懸念される中、認知症の人数と軽度認知障がい(MCI)の人数を合わせると、65歳以上高齢者の約5人に1人が認知症と見込まれています。国の示す「認知症施策推進大綱」を踏まえ、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会をめざし、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していく必要があります。

#### (5) 在宅介護を支える地域づくり

高齢者の在宅生活の意向は強く、在宅で生活を続けるため、高齢者の生活を支える重層的なサービス提供体制の構築が必要です。それには、在宅で専門的な医療を受けられること、地域の介護・医療の関係機関の連携体制の強化、また、地域密着型サービスなどの在宅生活を支えるサービス提供体制の確保が必要となります。

介護保険サービスを必要とする高齢者が今後も増加すると見込まれる中で、高齢者のライフスタイルやニーズも多様化し、高齢者一人ひとりとその家族の生活の実態に適したサービスの提供が求められています。

また、介護保険事業の適正な運用と持続可能な運営を実現するために介護サービス事業者へ公正かつ適切な指導監督を行うとともに、利用者が望むサービスを選択できるよう関係機関と連携し、ニーズに即したサービスの提供に努める必要があります。

#### (6) 災害や感染症対策に係る体制整備

近年の大規模災害や、新型コロナウイルスなど新たな感染症の流行により、高齢者が犠牲となる事例が相次いでいます。高齢者は、迅速・的確な避難などの行動が取りにくく、被災しやすいことや、感染症発症時は重症化する危険性が高いことから、危機事象への対応を図る必要があります。

介護事業所などにおいては、災害及び感染症対策に係る計画や訓練の実施、必要な物資の備蓄、設備などの整備など、平時から備えておかなければなりません。また、介護サービスは、利用者やその家族の生活のために必要不可欠なものであり、災害や感染症の発症時においてもサービスを継続する必要があります。

このため、日ごろから関係機関や介護事業所などと連携し、災害発生状況や感染症などの流行を踏まえ、災害や感染症への対策を行う必要があります。



## 第3章

---

### 計画の基本的な枠組み



## 第3章 計画の基本的な枠組み

### 1 基本理念

本計画は、2000（平成12）年の介護保険制度開始以降、数次にわたる改定を経て、現在に至っています。計画の基本理念は、本市がめざすべき高齢社会の姿を表すものとして、前計画に引き続き、次のとおり定めます。

#### 基本理念

**みんなで創ろう！  
いつまでも元気な笑顔が輝く  
支え合いと安心のまち**

これは、すべての人が、住み慣れた地域の中で、あたたかい心配りを受けて心豊かに暮らしながら、互いに人生の中で培った経験を発揮し、地域全体の力となっている社会を表しています。地域に住む人が「支える側」と「支えられる側」という画一的な関係ではなく、お互いに支え合う社会です。

団塊の世代が75歳以上を迎える2025（令和7）年に向けて、住まい・医療・介護予防・生活支援が、多職種の連携と住民同士の支え合いにより包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を推進していくために、高齢者支援・障がい者支援・子育て支援・生活困窮者自立支援の4つの支援を柱に、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に取り組む重層的な支援体制の整備が求められています。誰もが地域の課題を「我が事」としてとらえ、多様化、複合化する課題に「丸ごと」対応できる包括的な支援体制が確立したまちづくりをめざします。

## 2 基本目標



### 住み慣れた地域で暮らし続けるために

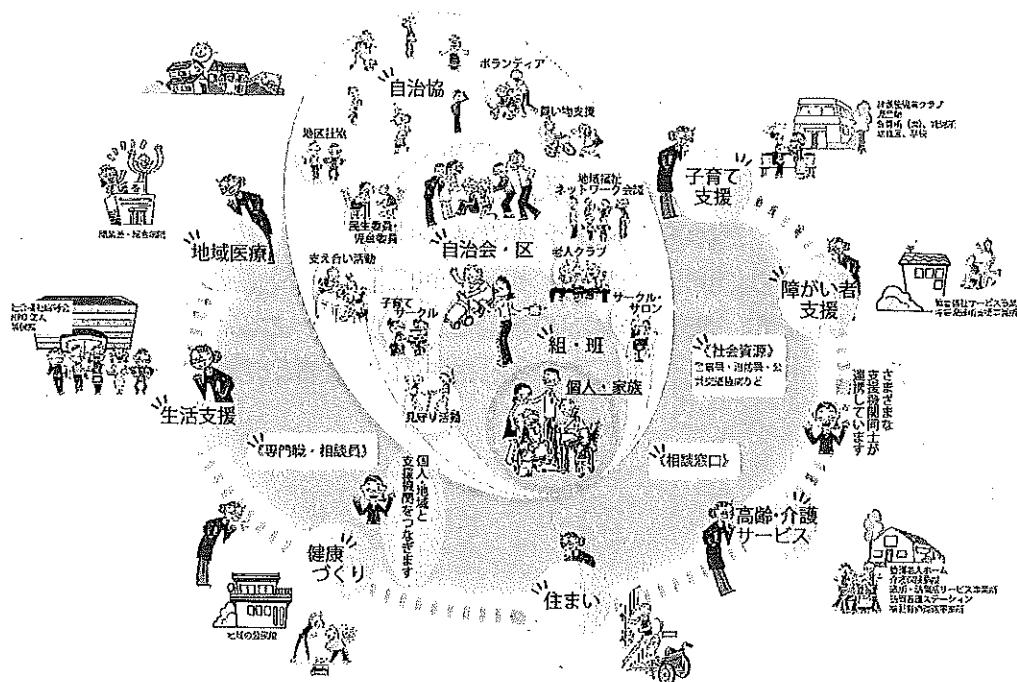
～地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの深化・推進と生活支援の充実

「地域共生社会」の実現に向けては、現在構築している全世代・全市民対象型の地域包括ケアシステムをベースにしていく必要があります。各住民自治協議会単位で、地域の生活課題やニーズを把握・共有し、課題解決に向けて検討する場である「地域福祉ネットワーク会議」については、地域福祉コーディネーターが、各地域を支援し、地域住民主体で設置を行いました。現在は各地域での取り組みをより良くしていくために、地域福祉ネットワーク会議間の横の連携構築を行っています。この地域福祉ネットワーク会議での検討の中から、地域のニーズに応じた具体的な生活支援サービスの提供が始まっています。

地域包括ケアシステムを円滑的に運用するためには多機関が協働する必要があります。その中核となる地域包括支援センターでは、年々相談支援件数が増加しており、関係機関との連携も進んできています。さらに、在宅医療と介護の連携においては、「保健・医療・福祉分野の連携検討会」を設置し、多職種連携による支援のしくみづくりを進めています。

また、人生の最終段階における医療・ケアのあり方について、本人が家族や医療・ケアチームと事前に繰り返し話し合うプロセスを重視した、「人生会議（アドバンス・ケア・プランニング）」の実践に向けて、普及・啓発に努めていきます。

### 地域包括ケアシステムの構築（イメージ）



## 2

## いきいきと活動するために ～介護予防と生きがいがづくり・社会参加の促進

国は、2040（令和22）年までに健康寿命を3年以上延伸することを目標に掲げており、そのためには介護予防のさらなる推進が必要です。自身の健康づくりや介護予防に関心を持つ人が増える一方で、自らの健康や介護予防に関心の薄い人、健康づくりや介護予防に取り組む機会に恵まれない人との健康格差が広がっています。身近な場所で、仲間とともに取り組める健康づくりや介護予防の機会を増やすために、介護予防リーダーの養成を進めています。また介護予防を健康教室や介護予防サービスという狭い枠でとらえるのではなく、社会参加や生きがいがづくりなど、介護予防を広い視点でとらえていきます。

今後は、国民健康保険のデータベースを用いて、医療と介護のデータを一体的に分析することができるようになることから、高齢者に多い疾病や、増加している疾病などが明らかになり、介護保険との関連についても分析し、効率的な施策の推進に努めます。

## 3

## 認知症になっても、安心して暮らすために ～「共生」と「予防」

2015（平成27）年1月に、国では「認知症施策総合戦略」（新オレンジプラン）が策定され、7つの取り組みの柱が示されました。伊賀市ではこれまで、その考え方を基に様々な認知症施策に取り組んできました。認知症サポーターの養成、認知症カフェの開設、認知症初期集中支援チームによる活動の充実など、成果を挙げつつあります。

さらに2019（令和元）年6月、認知症に関する国家戦略として、「認知症施策推進大綱」が示されました。この大綱は、「共生」と「予防」を車の両輪として5つの柱に沿って施策を推進することとされています。これまでは、行政や支援者主導で様々な施策に取り組みがちであったことを改め、認知症の人の視点に立ち、認知症の人やその家族の意見を踏まえて、認知症施策に取り組む必要があります。また、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味での、認知症予防に資する可能性のある活動を推進します。

### ～ 5 つ の 柱 ～

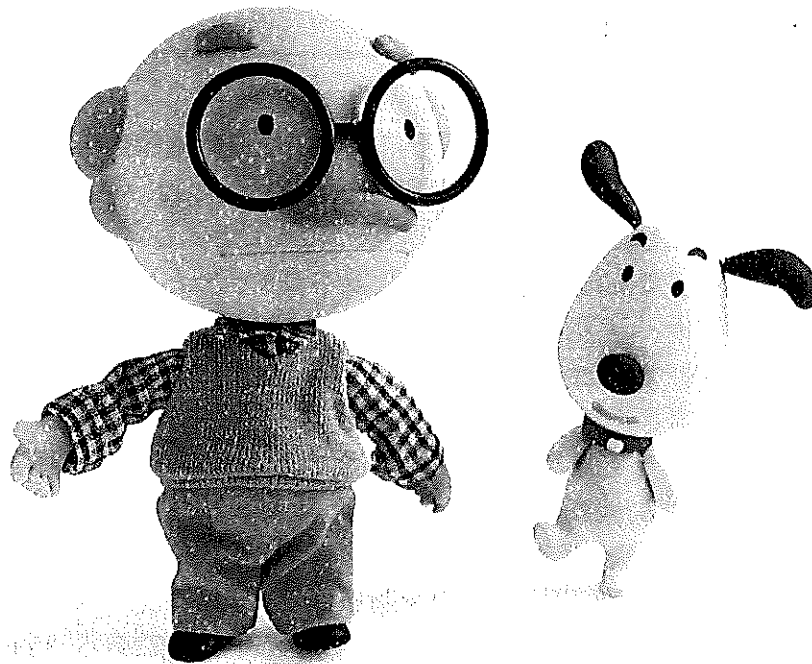
1. 普及啓発・本人発信支援
2. 予防
3. 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
4. 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
5. 研究開発・産業促進・国際展開

## 介護が必要となっても安心して暮らすために ～介護保険事業の充実

高齢化の進行により、孤立する高齢者や認知症高齢者が増加する中で、介護が必要となっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、地域密着型サービス事業や介護予防・日常生活支援総合事業などをさらに充実させ、将来にわたり持続可能な基盤の構築を進めていきます。

高齢者の生活の支えとして不可欠である介護保険制度の運営の中で、要介護状態などの軽減・悪化の防止といった制度の理念を堅持し、必要なサービスを適切に提供するため、介護給付の適正化と災害や感染症対策の充実を図ります。

また、近年特に顕著となっている介護人材不足解消のため、介護サービス事業所などと情報の共有、連携を強化し、介護人材の確保・育成や支援に取り組み、持続可能な介護保険事業の運営に努めます。



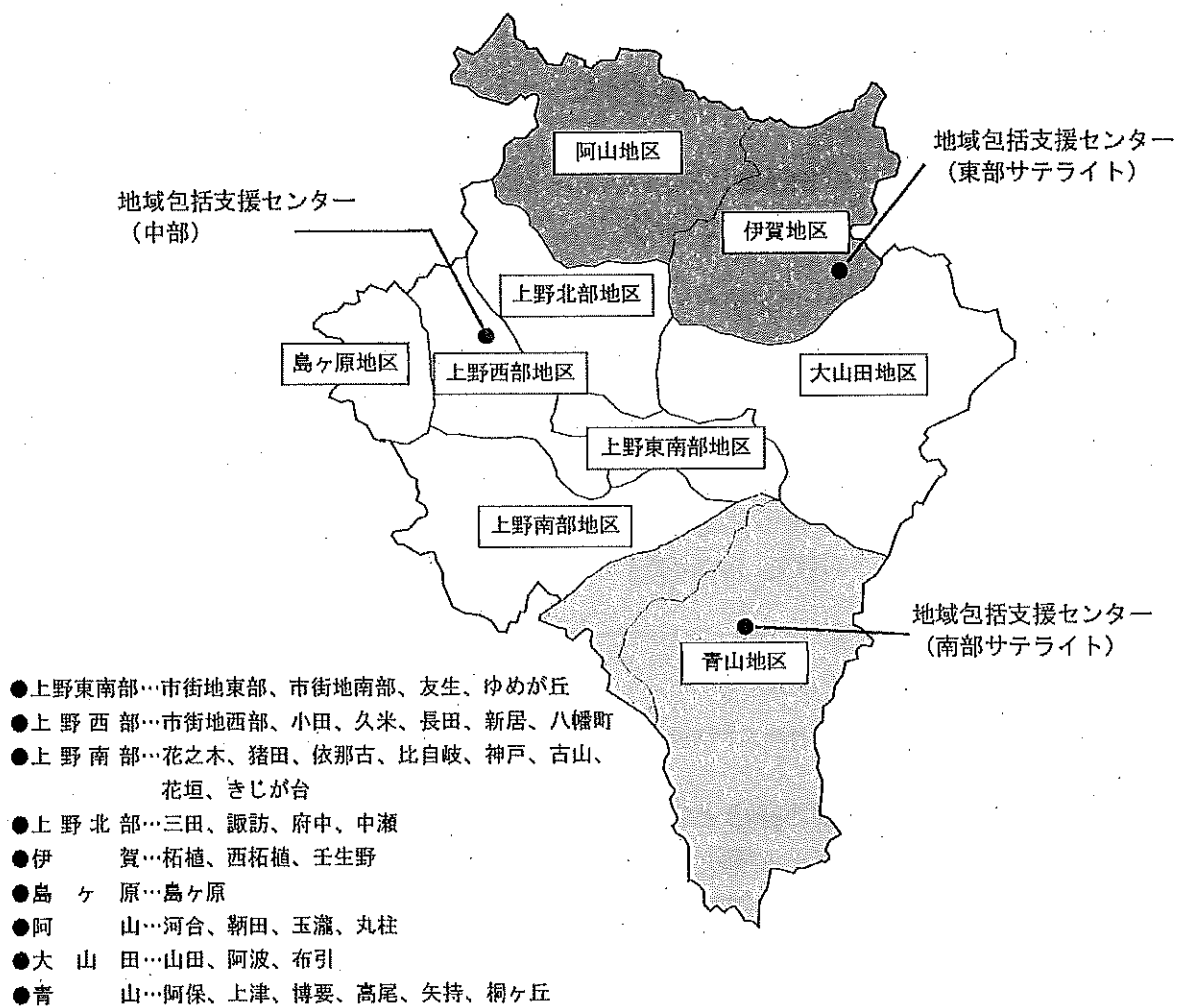
### 3 日常生活圏域と地域包括ケア圏域の設定

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにするため、第3期から市内を日常生活圏域に分け、その圏域ごとに地域密着型サービスの整備を進めています。

この日常生活圏域は、地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件、介護給付など対象サービスを提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案し、保険者ごとに定めることとされています。

本市においては、介護保険サービスを中心とし、地域の支え合いの基盤を整えていくことをめざしていることから、介護サービスなどが効果的・効率的に提供できる範囲として、以下の9圏域とします。

また、地域包括支援センター中部、東部サテライト、南部サテライトの担当地域を地域包括ケア圏域として設定し、全市を重層的にカバーしていきます。



## 4 計画の体系

### 基本理念

みんなで創ろう！いつまでも元氣な笑顔が輝く支え合いと安心のまち

### 基本目標

1

住み慣れた地域で暮らし続けるために  
～地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの深化・推進と生活支援の充実

2

いきいきと活動するために  
～介護予防と生きがいづくり・社会参加の促進

3

認知症になっても、安心して暮らすために  
～「共生」と「予防」

4

介護が必要となっても安心して暮らすために  
～介護保険事業の充実


### 基本方針

- (1) 地域共生社会の推進、相談支援体制の充実
- (2) 医療計画との整合性の確保、医療と介護の連携体制の構築
- (3) 高齢者の権利を守る支援の充実
- (4) 地域ぐるみの高齢者支援の推進
- (5) 高齢者福祉サービスの充実
- (6) 住み良いまちづくりの推進
- (7) 安全・安心のまちづくりの推進

- (1) 介護予防・健康づくり施策の充実・推進
- (2) 就労・ボランティア活動の促進
- (3) 生きがい活動の推進

- (1) 普及啓発・本人発信支援
- (2) 認知症の予防の推進
- (3) 家族に対する支援の充実
- (4) 認知症バリアフリーの推進

- (1) 居宅サービスの充実
- (2) 施設・居住系サービスの充実
- (3) 市町村特別給付の実施
- (4) 利用者本位のサービス提供の推進
- (5) 介護者支援の充実
- (6) 介護人材の確保と資質の向上
- (7) 災害や感染症対策に係る体制の整備



## 第4章

---

### 施策の展開

## 第4章 施策の展開

### 基本目標1 住み慣れた地域で暮らし続けるために

～地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの深化・推進と生活支援の充実

#### (1) 地域共生社会の推進、相談支援体制の充実

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、障がいのある人・児童・生活困窮者を含む地域のあらゆる市民が役割を持ち、支え合いながら市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。

地域共生社会の実現のため、市民と行政が協働し、地域や個人が抱える地域生活課題を解決していけるよう、さまざまな相談を受け止める包括的な支援体制を整備することが求められています。

また近年、8050問題<sup>1</sup>や介護と育児のダブルケア、社会的孤立等の複合化・複雑化した課題が増えており、支援者のスキルアップも必要となっています。

地域共生社会の実現に向け、地域包括ケアシステムを強化し有効に機能させるためには、まず在宅生活支援の中核的な機能を担う地域包括支援センターが、円滑に事業を運営していく必要があります。

今後、地域包括支援センターの機能強化及び地域や関係機関との連携を深め、相談支援体制の充実を図ります。

<sup>1</sup> 8050問題：80歳代の親とひきこもり状態の50歳代の子が同居する世帯の孤立化、困窮化に伴うさまざまな問題



## ① 地域包括支援センターの機能強化

### ▼ 現状

地域包括ケアシステムの中核的な機能を担う地域包括支援センターでは、相談支援件数の増加に伴い、関係機関との連携も進んでいます。在宅医療と介護の連携においては、地域福祉計画推進委員会のプロジェクトチームである「保健・医療・福祉分野の連携検討会」による多職種連携による支援のしくみづくりと連携して取り組んでいます。

一方で、より困難な相談事例に対応するため、専門職種のスキルアップが急務となっています。課題解決のためには、日常から他機関との情報共有や密な連携が必要であるため、連携会議等を活用し、本センターの役割の周知に取り組んでいます。

### ▼ 施策の展開

高齢者、障がい者、子どもの分野に至る福祉の一次総合相談窓口の役割として、医療・介護・地域等の関係機関とスムーズに連携できる相談体制の機能強化と周知啓発が必要です。

高齢者人口及び高齢者世帯の増加に伴い、相談件数が増加するとともに、その内容は複雑化しており、相談支援業務を担う専門職のさらなるスキルアップが必要です。また、さまざまな課題を抱えながらも、社会や地域から孤立している事例では、なかなか問題が顕在化しにくく、把握が遅れがちになります。

そのため、日常から問題解決のためのケース会議や支援会議等を開催し、地域福祉コーディネーター等の関係機関との情報共有や連携により、専門職員のスキルアップを図るとともに、困りごとを抱えた人が気軽に相談できるよう、地域包括支援センターを中心とした包括的な相談支援体制について、民生委員・児童委員等を中心に広く周知していきます。

さらに、今後も地域福祉ネットワークの構築、地域ケア会議の開催、在宅医療・介護連携推進事業等の実施を通じて地域包括ケアシステムの推進を図っていきます。

| 区分            | 実績           |             |                    | 見込み         |             |             |
|---------------|--------------|-------------|--------------------|-------------|-------------|-------------|
|               | 2018(平成30)年度 | 2019(令和元)年度 | 2020(令和2)年度(実績見込値) | 2021(令和3)年度 | 2022(令和4)年度 | 2023(令和5)年度 |
| 総合相談支援<br>延件数 | 7,418件       | 7,845件      | 8,000件             | 8,100件      | 8,200件      | 8,300件      |

## (2) 医療計画との整合性の確保、医療と介護の連携体制の構築

2016（平成28）年度に三重県が「三重県地域医療構想」を策定しました。この構想は、団塊世代が75歳以上となる2025（令和7）年を視野に、地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化・連携を適切に行うための指針です。

本市では、この構想に基づき、関係機関・団体等から意見をいただき、2025年問題に対応できる地域医療のカたちづくりをめざして、「伊賀市地域医療戦略2025」を策定しました。引き続き、これらとの整合性を保ちながら施策を進めます。

今後も、医療や介護を必要とする高齢者の増加が見込まれることから、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療と介護の連携を推進するとともに、在宅医療ニーズに適切に対応できる体制の整備を進めます。

高齢者一人ひとりの状態に応じた切れ目のない医療・介護サービスを提供していくためにも、在宅医療ニーズの把握とともに、地域の医療資源を把握し、必要なサービスを充実させていきます。

### ① 在宅医療・介護連携の推進

#### ▼ 現状

在宅医療と介護の連携においては、地域福祉計画推進委員会の専門部会の一つである「保健・医療・福祉分野の連携検討会」において多職種連携による支援のしくみづくりに取り組んでいます。「お薬手帳を活用した在宅患者の薬の管理のしくみづくり」の取り組みを通じて、多職種間連携のほか、専門職と患者やその家族との関わりが高まっています。

#### ▼ 施策の展開

2025年問題、さらにその先を見据え、引き続き、在宅医療・介護連携の具体的な取り組みを進めていく必要があります。

「伊賀市地域医療戦略2025」で示す在宅医療をサポートする体制づくりや、3つの地域包括ケア圏域で想定する高齢者集中地域の動向を注視しながら、各圏域に設置している地域包括支援センターと医療・介護・福祉事業者等が連携し、地域に応じた地域包括ケアシステムの構築を進めます。

また、全世代型地域包括ケアシステムの構築に向けては、「保健・医療・福祉分野の連携検討会」を中心に、さらに多職種間の連携を深め、課題の抽出や整理を行う中で、新たな取り組みを進めます。

| 区分                       | 実績           |             |                    | 見込み         |             |             |
|--------------------------|--------------|-------------|--------------------|-------------|-------------|-------------|
|                          | 2018(平成30)年度 | 2019(令和元)年度 | 2020(令和2)年度(実績見込値) | 2021(令和3)年度 | 2022(令和4)年度 | 2023(令和5)年度 |
| 地域包括ケアシステム会議開催回数(検討会等含む) | 4回           | 6回          | 2回                 | 4回          | 4回          | 4回          |

## ② 訪問看護などの充実

### ▼ 現状

医療的ケアを必要とする要介護者が安心して在宅生活を送るために、訪問看護をはじめとする医療系の介護サービスの充実に向けた検討を進めています。

本市において、新たに看護小規模多機能型居宅介護サービス事業所がサービスの提供を開始しており、定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス事業所についても、サービスの提供を開始します。

### ▼ 施策の展開

在宅介護の限界点を高め、誰もが住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるよう、訪問看護や、機能回復をめざした訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション等のサービスについてケアマネジャー等との連携のもと、利用の促進を図っていきます。また、小規模多機能型居宅介護等のサービスについては、需要動向を考慮しながら検討していきます。

## ③ リハビリテーションサービス提供体制の構築

### ▼ 現状

要介護（支援）者がリハビリテーションの必要性に応じてリハビリテーションサービスを利用できるよう、医療保険で実施する急性期・回復期のリハビリテーションから、介護保険で実施する生活期リハビリテーションへ、切れ目のないサービス提供体制を構築するため検討を進めています。

### ▼ 施策の展開

個々の利用者が本人に適したリハビリテーションを利用しながら望む暮らしを送ることができるよう「心身機能」「活動」「参加」にバランスよく働きかけるリハビリテーションサービス提供体制の構築に向け、関係機関と連携し、取り組みを進めていきます。

| 区分          | 実績           |             |                    | 見込み         |             |             |
|-------------|--------------|-------------|--------------------|-------------|-------------|-------------|
|             | 2018(平成30)年度 | 2019(令和元)年度 | 2020(令和2)年度(実績見込値) | 2021(令和3)年度 | 2022(令和4)年度 | 2023(令和5)年度 |
| 訪問リハビリテーション | 1.79%        | 2.15%       | 2.06%              | 2.10%       | 2.15%       | 2.15%       |
| 通所リハビリテーション | 5.82%        | 5.99%       | 5.78%              | 5.80%       | 5.85%       | 5.90%       |
| 介護老人保健施設    | 6.63%        | 6.55%       | 6.63%              | 6.65%       | 6.65%       | 6.65%       |
| 介護医療院       | 0.00%        | 0.02%       | 0.02%              | 0.02%       | 0.02%       | 0.02%       |

### (3) 高齢者の権利を守る支援の充実

高齢者虐待に対する相談体制の充実に向けて、関係機関と連携した虐待防止の取り組みや権利擁護事業の継続・充実、成年後見制度の利用促進を図ります。

#### ① 高齢者虐待防止策の充実

##### ▼ 現状

養護者による高齢者虐待の通報・認定件数は年々増加傾向にあります。これは、社会の高齢者虐待に対する関心が高くなり、支援者を中心に通報の義務が徹底されつつあることに起因しています。高齢者虐待の通報があれば、地域包括支援センターでは速やかに事実確認を行います。高齢者虐待検討委員会では、虐待の事実の認定とともに、被虐待者の生命と財産を守り、虐待を解消するために、被虐待者及び養護者の支援を行っています。

##### ▼ 施策の展開

高齢者虐待防止のためには、早期発見・早期対応が重要です。そのために保健・医療・福祉の関係機関や地域が、それぞれの立場で虐待を受けている高齢者のサインに早期かつ敏感に気づくとともに、「もしかして虐待かも」と思った際には、周囲の人が勇気をもって相談機関につなぐことが必要です。

さまざまな機会を活用し、市民に対する早期発見の重要性を啓発するとともに、相談者が気軽に相談できるよう窓口対応能力を強化します。また、高齢者虐待防止や発見のため、関係機関に対する研修会を継続して開催し、早期発見のためのネットワークの強化を図ります。

さらに、対応する職員のスキルアップのため、研修会の受講や、三重県高齢者障がい者虐待防止チームの弁護士等を講師とした事例検討会を開催していきます。

## ② 成年後見制度の利用促進

### ▼ 現状

成年後見制度の利用促進を図るため、「伊賀地域福祉後見サポートセンター」（名張市、伊賀市で伊賀市社会福祉協議会へ委託）を設置し、制度利用の相談や家庭裁判所への申立て手続きの説明、また、成年後見人になり得る市民後見人の養成・活用等を行っています。2019（令和元）年8月からは、伊賀地域福祉後見サポートセンターを中核機関として位置づけ、広報機能・相談機能・成年後見制度利用促進機能・後見人支援機能の充実を図っています。

「伊賀市成年後見制度利用支援事業実施要綱」を定め、親族等による後見開始の審判の請求が期待できない認知症高齢者や障がい者について、市長が審判の申立てを行っています。また審判請求に伴う費用の助成や後見人等の報酬助成を行うなど、制度の円滑な利用を図っています。

### ▼ 施策の展開

成年後見制度は、判断能力が不十分な人の財産や生活を守る重要な制度であるものの、その利用方法や内容について、あまり理解が進んでおらず、市民に身近な制度とはいえない現状があります。市民、医療機関をはじめとした関係機関の制度への理解が得られることにより、早期に支援ニーズに気づくことができるため、講演会や出前講座を通じて、本人らしい生活を守るための成年後見制度の周知・啓発を図ります。

また、成年後見制度の利用が必要な状況であるにもかかわらず、本人や親族が申立てを行うことが難しい場合は、市長申立の適切な活用を図り、財産管理や身上監護ができるように支援します。

| 区分        | 実績           |             |                    | 見込み         |             |             |
|-----------|--------------|-------------|--------------------|-------------|-------------|-------------|
|           | 2018(平成30)年度 | 2019(令和元)年度 | 2020(令和2)年度(実績見込値) | 2021(令和3)年度 | 2022(令和4)年度 | 2023(令和5)年度 |
| 相談件数      | 213件         | 66件         | 104件               | 150件        | 200件        | 200件        |
| 申立てに至った件数 | 25件          | 12件         | 16件                | 15件         | 17件         | 17件         |

### ③ 日常生活自立支援事業

#### ▼ 現状

認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分な人が地域において安心して自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用に関する情報提供、助言、手続きの援助、利用料の支払い等とそれに伴う日常的な金銭管理等を行う日常生活自立支援事業を伊賀市社会福祉協議会が主体で実施しています。本市では、低所得者の利用者に対して、利用料の一部を助成しています。

#### ▼ 施策の展開

判断能力が不十分な人の権利擁護を行う極めて重要な事業であることから、安定的に運営し持続可能なものとなるよう伊賀市社会福祉協議会との連携を図りながら、判断能力が不十分な認知症高齢者などが不利益を被らないよう、本事業の周知を図るとともに、必要な人がこの制度を円滑に利用できるよう支援します。



#### (4) 地域ぐるみの高齢者支援の推進

あんしん見守りネットワークの展開や、地域ケア会議等を通して、地域の支え合いの活動を支援するとともに、支援が必要な高齢者等を早期に発見し、対応できる体制づくりを行います。

##### ① 「伊賀市高齢者あんしん見守りネットワーク」の充実

###### ▼ 現状

保健・医療・福祉・介護の分野にとどまらず、商店・金融機関・交通機関・警察・消防等、高齢者の生活に関わる社会資源の幅広いネットワークとして、「伊賀市高齢者あんしん見守りネットワーク」を構築し、それぞれの活動の範囲内で相互に連携を図りながら見守り活動を行っています。

また、「高齢者あんしん見守りネットワーク事業の手引き」を作成し、ネットワーク会員に配布を行っています。

###### ▼ 施策の展開

「伊賀市高齢者あんしん見守りネットワーク」の充実を図るため、ネットワーク会員を対象とした研修や講演会等を開催します。また、新規事業者の参入を図り、困りごとを抱えた高齢者の発見・連絡・支援を円滑に行えるよう、ネットワークのさらなる充実に努めます。

| 区分     | 実績           |             |                    | 見込み         |             |             |
|--------|--------------|-------------|--------------------|-------------|-------------|-------------|
|        | 2018(平成30)年度 | 2019(令和元)年度 | 2020(令和2)年度(実績見込値) | 2021(令和3)年度 | 2022(令和4)年度 | 2023(令和5)年度 |
| 会員登録者数 | 252人         | 251人        | 255人               | 256人        | 257人        | 258人        |

② 地域包括ケアシステムの構築・活用

▼ 現状

市内各地区において、医療・介護関係者、民生委員・児童委員、地域住民代表や関係機関などが集まって地域ケア会議を開催しており、個別ケースの解決とともに、個別課題から見えてきた地域課題の情報共有や問題解決を図っています。

今後は、見えてきた地域課題を政策形成への展開につなげるしくみの強化を図っていく必要があります。

▼ 施策の展開

地域共生社会の実現に向け、これまで構築してきた地域包括ケアシステムを最大限に活用しながら地域生活課題の解決を図るための検討を行います。地域支援者や関係機関の多機関協働による地域ケア会議を開催し、事例検討を通して個別ケースの課題の解決を図るだけでなく、個別ケースの解決から見えてきた地域課題に対し、地域づくりや社会資源開発、政策形成に取り組みます。

また、地域課題の解決のために、現状のサービスでは解決できていない問題や潜在的なニーズに対応するため、多職種や多機関と連携したり、課題の解決に向けて地域に必要な社会資源を開発していく必要があり、地域福祉コーディネーターとの連携を強化し、協力していただける民間企業とも連携しながら、協働事業の展開や地域における協力体制の構築を図ります。

さらに、公的サービスとともにインフォーマルサービスの発見・創出や、地域住民・ボランティア・特定非営利活動法人（NPO 法人）等が提供する市民向けサービスを充実し、重層的かつ地域社会全体で高齢者を支えるしくみを作り上げ、「支え手」「受け手」という関係を超えて高齢者も役割を持ち支え合う地域共生社会の実現をめざします。

| 区分          | 実績           |             |                   | 見込み         |             |             |
|-------------|--------------|-------------|-------------------|-------------|-------------|-------------|
|             | 2018(平成30)年度 | 2019(令和元)年度 | 2020(令和2)年度(実績見込) | 2021(令和3)年度 | 2022(令和4)年度 | 2023(令和5)年度 |
| 地域ケア会議の開催回数 | 37回          | 23回         | 35回               | 40回         | 40回         | 40回         |



## (5) 高齢者福祉サービスの充実

生活支援のための公的サービス等の周知を図るとともに、本人やその家族のニーズに応じたきめ細かい支援に向けて事業の充実と利用促進を図っていきます。

地域の生活課題に地域全体で取り組み、解決に向けた検討を行う場として、住民自治協議会単位で立ち上げた「地域福祉ネットワーク会議（協議体）」の円滑な運営を支援するとともに、協議体をベースにした地域住民の居場所づくり等の設置を進めます。

### ① 協議体コーディネート事業

#### ▼ 現状

2019（令和元）年度末では、37の地区で協議体が設置されました。設置後の各協議体が地域のニーズを把握しながら、各地域の実情に応じた事業運営ができ、また、協議体間の連携を深めることができるよう支援を行っています。

#### ▼ 施策の展開

協議体の設置については、地区ごとの特性を踏まえ、対応していく必要があることから、画一的な手法ではなく、地域ごとの運営形態を住民自治協議会との協働により見出していく必要があります。

今後は、設置後の各協議体が地域課題の解決に向けて取り組む事業について、円滑な運営支援及び協議体をベースにした地域住民の居場所づくり等に伊賀市社会福祉協議会と共に取り組めます。

| 区分               | 実績           |             |                    | 見込み         |             |             |
|------------------|--------------|-------------|--------------------|-------------|-------------|-------------|
|                  | 2018(平成30)年度 | 2019(令和元)年度 | 2020(令和2)年度(実績見込値) | 2021(令和3)年度 | 2022(令和4)年度 | 2023(令和5)年度 |
| 地域福祉ネットワーク会議の設置数 | 36カ所         | 37カ所        | 37カ所               | 37カ所        | 37カ所        | 39カ所        |

## ② 介護予防・生活支援サービス事業

## ▼ 現状

## ア. 訪問型サービス

## イ. 通所型サービス

介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）として、要支援者だけでなく基本チェックリストにより把握された事業対象者に対し、多様なサービスを提供しています。

## ウ. 介護予防ケアマネジメント

高齢者の多様な生活ニーズに対し、地域の実情に応じたサービスの提供が求められており、住民主体の支援等のサービスや一般介護予防事業の充実を図っています。

## ▼ 施策の展開

## ア. 訪問型サービス

要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を行います。従来の予防給付と同等の「現行相当サービス」と、身体介護（利用者の身体に直接触れる介護サービス）を必要としない「緩和した基準によるサービス（訪問型サービスA）」を設定しています。また、シルバー人材センターが行う簡易なサービスも設定しています。今後も、個々の在宅環境に応じた支援を行います。

## イ. 通所型サービス

要支援者等に対し、機能訓練や集いの場等日常生活上の支援を行います。従来の予防給付と同等の「現行相当サービス」と、入浴や機能向上トレーニングを必要としない「緩和した基準によるサービス（通所型サービスA）」を設定しています。今後も、自立に向けた支援を行います。

## ウ. 介護予防ケアマネジメント

利用者の心身の状況や家庭環境、生活の中で置かれている環境や状況に応じて、介護予防・生活支援サービスその他の適切な事業が包括的・効率的に提供されるよう地域包括支援センターを中心に専門的な視点から支援を行います。介護予防や重症化予防につながる介護予防ケアマネジメントを通じて利用者本人がめざし希望する生活を維持できるよう支援していきます。また、地域社会資源の発見・創出もできる介護支援専門員を育成し、介護保険のみならず障がい福祉や生活困窮等幅広い知識を持ち、支援に活かすことができるよう、研修会の内容を工夫していきます。

| 区分             | 実績           |             |                    | 見込み         |             |             |
|----------------|--------------|-------------|--------------------|-------------|-------------|-------------|
|                | 2018(平成30)年度 | 2019(令和元)年度 | 2020(令和2)年度(実績見込値) | 2021(令和3)年度 | 2022(令和4)年度 | 2023(令和5)年度 |
| 介護予防ケアマネジメント件数 | 5,614件       | 5,515件      | 5,600件             | 5,700件      | 5,800件      | 5,900件      |

### ③ 一般介護予防事業

#### ▼ 現状

自身の健康づくりや介護予防に関心を持つ人が増える一方で、自らの健康や介護予防に関心の薄い人、健康づくりや介護予防に取り組む機会に恵まれない人との健康格差が広がっています。身近な地域で仲間と共に介護予防に取り組める環境づくりとして、介護予防に関するボランティア等の人材を育成するための研修、介護予防に資する地域活動組織の育成や支援を行っていく必要があります。

#### ア 介護予防把握事業

#### ▼ 施策の展開

本人や家族等からの相談、民生委員やサロンを運営している地域住民からの情報提供、地域に出向く専門職や地域福祉コーディネーター等との連携により収集した情報を活用して、虚弱や閉じこもり等何らかの支援を要する人を把握します。

さらに、医療・介護データ分析を行い地域における高齢者の生活実態や健康課題を把握・明確化することにより、より効果的な介護予防施策の展開につなげます。

| 区分                   | 実績           |             |                    | 見込み         |             |             |
|----------------------|--------------|-------------|--------------------|-------------|-------------|-------------|
|                      | 2018(平成30)年度 | 2019(令和元)年度 | 2020(令和2)年度(実績見込値) | 2021(令和3)年度 | 2022(令和4)年度 | 2023(令和5)年度 |
| 把握され介護予防事業などにつなげた人の数 | 286人         | 284人        | 290人               | 300人        | 310人        | 320人        |

イ 介護予防普及啓発事業

▼ 施策の展開

老人クラブや介護予防サロン等への出前講座を実施し、介護予防に関する知識の普及啓発に努めています。2020（令和2）年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、サロン等の開催を見合わせているところが多くありました。そのため、自宅や小グループで介護予防に取り組めるよう、フレイル予防に関するDVDを作成し、医療機関の待合室やデイサービスでも視聴いただけるように、貸出しを行っています。

| 区分               | 実績           |             |                    | 見込み         |             |             |
|------------------|--------------|-------------|--------------------|-------------|-------------|-------------|
|                  | 2018(平成30)年度 | 2019(令和元)年度 | 2020(令和2)年度(実績見込値) | 2021(令和3)年度 | 2022(令和4)年度 | 2023(令和5)年度 |
| 介護予防普及啓発事業への参加者数 | 17,076人      | 16,452人     | 10,000人            | 15,000人     | 16,000人     | 17,000人     |

ウ 地域介護予防活動支援事業

▼ 施策の展開

介護予防リーダー養成講座を開催し、身近な地域で介護予防に取り組むグループの育成を図ります。住民主体の介護予防教室の新規立ち上げの支援を行うとともに、ボランティアの組織化等、効率的な介護予防の在り方を検討します。

また、介護予防事業を実施するサロンに対して助成を行う等、市民自らがより積極的に介護予防に取り組むことができるように継続して支援を行います。

| 区分                  | 実績           |             |                    | 見込み         |             |             |
|---------------------|--------------|-------------|--------------------|-------------|-------------|-------------|
|                     | 2018(平成30)年度 | 2019(令和元)年度 | 2020(令和2)年度(実績見込値) | 2021(令和3)年度 | 2022(令和4)年度 | 2023(令和5)年度 |
| 介護予防グループ及び介護予防サロンの数 | 42カ所         | 43カ所        | 54カ所               | 58カ所        | 62カ所        | 66カ所        |

## エ 地域リハビリテーション活動支援事業

### ▼ 施策の展開

介護予防では、「心身機能」だけではなく、「活動」「参加」の要素にバランス良く働きかけるため、通所、訪問、地域ケア会議、市民主体の通いの場等において、経験豊富な理学療法士、作業療法士等のリハビリテーション専門職の技能を活かした取り組みを推進します。

## ④ 配食サービス

### ▼ 現状

心身の機能低下等により、調理・買い物が困難な一人暮らし等の高齢者を対象に、栄養バランスのとれた食事を提供することで低栄養状態を改善するとともに安否確認を行い、自立した在宅生活が送れるよう支援を行っています。

### ▼ 施策の展開

栄養バランスのとれた食事の確保と在宅生活を維持していくための見守り支援として、配食サービスを継続して実施します。自立支援の観点からサービス提供にあたってはアセスメントを的確に行い、適切にサービスを提供していきます。

| 区分  | 実績           |             |                    | 見込み         |             |             |
|-----|--------------|-------------|--------------------|-------------|-------------|-------------|
|     | 2018(平成30)年度 | 2019(令和元)年度 | 2020(令和2)年度(実績見込み) | 2021(令和3)年度 | 2022(令和4)年度 | 2023(令和5)年度 |
| 配食数 | 49,655食      | 55,398食     | 56,500食            | 57,600食     | 58,800食     | 60,000食     |

## ⑤ 在宅支援サービス

## ▼ 現状

心身の障がい等の理由で理容店や美容院に出向くことが困難な高齢者に対し、訪問による理美容サービスを提供しています。

また、一人暮らし等高齢者の在宅生活を支援するため、外出の支援（散歩の付き添い）、食材の購入、生活経路の草引き等の軽易な日常生活上の援助を行っています。

## ▼ 施策の展開

在宅で生活する高齢者が安心して地域で暮らせるよう、軽易な日常生活の支援等を実施し、在宅高齢者の生活の質の向上をめざします。

| 区分                 | 実績           |             |                    | 見込み         |             |             |
|--------------------|--------------|-------------|--------------------|-------------|-------------|-------------|
|                    | 2018(平成30)年度 | 2019(令和元)年度 | 2020(令和2)年度(実績見込値) | 2021(令和3)年度 | 2022(令和4)年度 | 2023(令和5)年度 |
| 訪問理美容サービス<br>利用件数  | 64件          | 77件         | 75件                | 77件         | 79件         | 80件         |
| 軽度生活援助サービス<br>利用時間 | 63時間         | 126時間       | 125時間              | 128時間       | 130時間       | 133時間       |

## ⑥ 養護老人ホーム

## ▼ 現状

養護老人ホームは、環境上の理由や経済的理由により自宅での生活が困難な高齢者が安心して生活するための施設です。高齢化の進展に伴い、自宅での生活が困難な人や低所得の高齢者が増え、養護老人ホームへの入所希望者は増えています。

## ▼ 施策の展開

高齢化の進展に伴い、生活困窮および社会的孤立の問題等が顕在化しており、今後、介護ニーズ以外の面で生活の問題を抱える高齢者が増加することが見込まれています。地域で生活を送る高齢者等の社会生活上の課題を解決するため、相談の段階から、よりよい支援方法について福祉関係機関と協議する場を設け、適切な申請及び措置につなげていきます。

措置するにあたっては、老人ホーム入所判定委員会の判定に基づき適正な入所措置を行っていきます。

入所後は、入所者の自立支援および社会参加を促進します。また、住み慣れた地域に戻り自立した生活を送ることが可能な人に対しては、在宅生活等の環境調整を地域包括支援センター等福祉関係機関とともにを行います。

## ⑦ 有料老人ホーム

### ▼ 現状

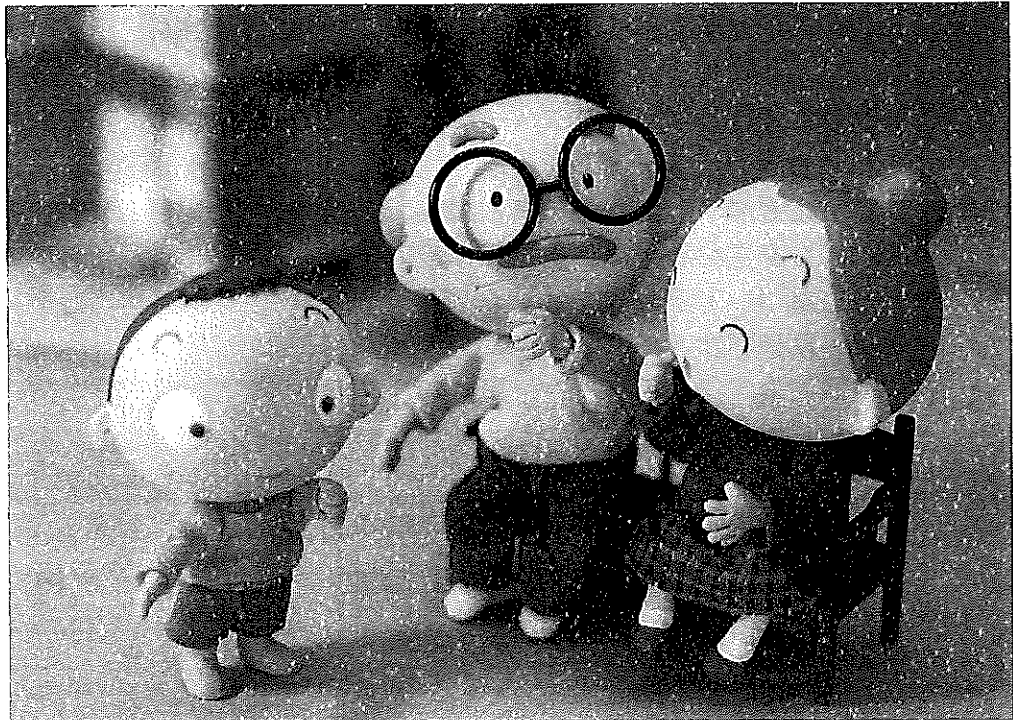
有料老人ホームは、高齢者が食事の提供や健康管理、必要に応じた介護サービスを受けながら生活を送る施設であり、民間事業者が整備から運営までを行っています。

介護保険の特定施設入居者生活介護の指定を受けている有料老人ホームに入居している場合は、介護給付が受けられ、一定の自己負担で介護サービスの利用が可能となります。

### ▼ 施策の展開

介護保険施設や他の居住系サービス等の整備により、有料老人ホームに対するニーズはほぼ充足していると考えられますが、一人暮らしや夫婦のみの暮らしに不安を感じる高齢者が、安心して地域で暮らし続けられるよう、有料老人ホームの需要の把握に努めます。

また、今後も介護保険サービス事業所等一覧に掲載し、必要な人への情報提供を行います。



## (6) 住み良いまちづくりの推進

公共施設のバリアフリー化を推進し、福祉の観点から施設の点検・整備を行うとともに、新たな施設整備については、ユニバーサルデザインの適用に努めます。

また、住宅改修の効果的な利用を促進するとともに、住宅のバリアフリー化についての相談、情報提供の充実に努めます。さらに、外出支援サービス事業等の周知を図るとともに、高齢者のニーズに応じた事業の充実と利用促進を図っていきます。

### ① ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

#### ▼ 現状

伊賀市総合計画や伊賀市地域福祉計画等に、「誰もが利用しやすい施設づくり」、「誰にでも分かりやすい情報提供」等が掲げられていますが、市民全体にユニバーサルデザインの理念が浸透しているとは言えず、今後もさらに啓発を進めていく必要があります。ユニバーサルデザインの理念の啓発をさらに進めていくため、市職員のみならず、広く市民へ周知を行っていきます。

#### ▼ 施策の展開

ユニバーサルデザインのまちづくりは、行政の取り組みだけではなく、市民の理解と協力なくして進めていくことはできません。市民一人ひとりがユニバーサルデザインについて理解を深め、相手の立場に立った配慮ある行動ができるよう、ユニバーサルデザインを学ぶ場づくりや人材の育成を推進します。

市民と団体、行政等が一体となり、誰もが安心して暮らせる住み良いまちづくりを進めるため、それぞれの活動や事業がユニバーサルデザインの理念に基づいて実施できるよう、引き続き、市民をはじめ行政や社会福祉法人、関連団体への周知・啓発を行います。

| 区分                | 実績           |             |                    | 見込み         |             |             |
|-------------------|--------------|-------------|--------------------|-------------|-------------|-------------|
|                   | 2018(平成30)年度 | 2019(令和元)年度 | 2020(令和2)年度(実績見込値) | 2021(令和3)年度 | 2022(令和4)年度 | 2023(令和5)年度 |
| ユニバーサルデザイン研修会開催回数 | 1回           | 1回          | 1回                 | 1回          | 1回          | 1回          |



## ② 高齢者に配慮した住宅に関する情報提供

### ▼ 現状

日常生活や介護に不安を抱く一人暮らし等の高齢者が、施設入所ではなく、住み慣れた地域で安心して暮らすための高齢者住宅について関心が高まっています。

### ▼ 施策の展開

高齢者の増加により、高齢者の身体機能に対応した住宅の整備が求められています。高齢者が安心して生活するために、良質のサービス付き高齢者向け住宅を提供するしくみを検討するとともに、関係機関との情報連携を強化し、必要な人への情報提供に努めます。

## ③ 市営住宅の整備

### ▼ 現状

「伊賀市公営住宅等長寿命化計画」に沿って市営住宅の改善を実施しています。バリアフリーを推進するには、老朽住宅の建替を進める必要がありますが、財源確保や住民の移転等のさまざまな問題を抱えています。

### ▼ 施策の展開

「伊賀市公営住宅等長寿命化計画」に沿って市営住宅の改善を実施します。

市営住宅団地の再編にあたっては、国の補助事業を活用し、まちづくりの観点から高齢者や障がい者、子育て世帯への日常生活を支える機能を提供できるよう努めます。

④ 高齢者の移動手段の確保

▼ 現状

誰もが利用できる交通手段として、JR関西本線や近鉄大阪線、伊賀鉄道などの「鉄道」、三重交通が運行する「高速バス」や「路線バス」、本市が運行する「行政バス」や地域が主体となって運行する「地域運行バス」、さらに「タクシー」等が運行しています。また、公共交通機関を補完する移動手段として、病院や各企業が運行する送迎バスや、「福祉有償運送」なども運行しています。

福祉有償運送は、公共交通機関やタクシー等での移動に制約のある高齢者等を対象に、通院、通所、レジャー等を目的に、特定非営利活動法人（NPO法人）や社会福祉法人等により展開されています。本市では、安定的な事業運営ができるよう福祉有償運送事業を行っている事業者に対し支援を行っています。

▼ 施策の展開

移送ニーズを把握しながら、市全体の交通体系を整備する中で、高齢者の移動手段の確保を関係機関等と連携し進めていきます。また、福祉有償運送を行う特定非営利活動法人（NPO法人）等の安定運営のため、支援を行います。各地域の状況に応じた、互助による移動のしくみづくり等の可能性についても検討を行います。

| 区分           | 実績           |             |                    | 見込み         |             |             |
|--------------|--------------|-------------|--------------------|-------------|-------------|-------------|
|              | 2018(平成30)年度 | 2019(令和元)年度 | 2020(令和2)年度(実績見込値) | 2021(令和3)年度 | 2022(令和4)年度 | 2023(令和5)年度 |
| 福祉有償運送事業補助金額 | 11,065千円     | 9,640千円     | 9,657千円            | 10,967千円    | 11,207千円    | 11,851千円    |

## (7) 安全・安心のまちづくりの推進

緊急・災害時に迅速に対応するため、避難支援が必要な高齢者の把握、避難支援訓練の検討・実施等地域における支援体制の強化に努めます。防犯体制については、高齢者を対象とした特殊詐欺等への注意喚起や相談活動等をより一層進めていきます。

### ① 要配慮者の支援体制の整備

#### ▼ 現状

災害時に迅速かつ的確な救援活動を行うためには、一人暮らし高齢者等要配慮者の情報を把握しておく必要があります。

新たな「伊賀市避難行動要支援者避難支援プラン」に基づき避難行動要支援者名簿の作成を行い、災害時に要配慮者が支援を受けやすく、支援する側が支援しやすいしくみづくりを進めています。

#### ▼ 施策の展開

平時における地域での見守り活動を充実させるため、避難支援等関係者に、情報提供に同意した要介護者等の情報を提供します。また、地域の共助（助け合い）により災害時に避難行動要支援者の避難支援や安否確認等を安全かつ確実に行うことができるよう地域の防災体制の支援に努めます。

### ② 防犯体制の推進

#### ▼ 現状

悪質商法、特殊詐欺、ネットトラブルなどに関する相談は後を絶ちません。特に、高齢者を狙った振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺被害は高い傾向で推移しています。被害を未然に防ぐため、街頭啓発や出前講座などの回数を増やすことにより、啓発を図っています。

#### ▼ 施策の展開

高齢者を対象とした特殊詐欺の被害は依然として多発しており、手口も多様化、複雑化しています。高齢者の防犯意識を高めるため、「伊賀市高齢者あんしん見守りネットワーク」等の福祉関係機関と情報共有を行い、継続して注意喚起を行います。また、出前講座の申込みが増加するよう、周知や広報の方法を検討していきます。

③ 緊急通報システムの利用推進

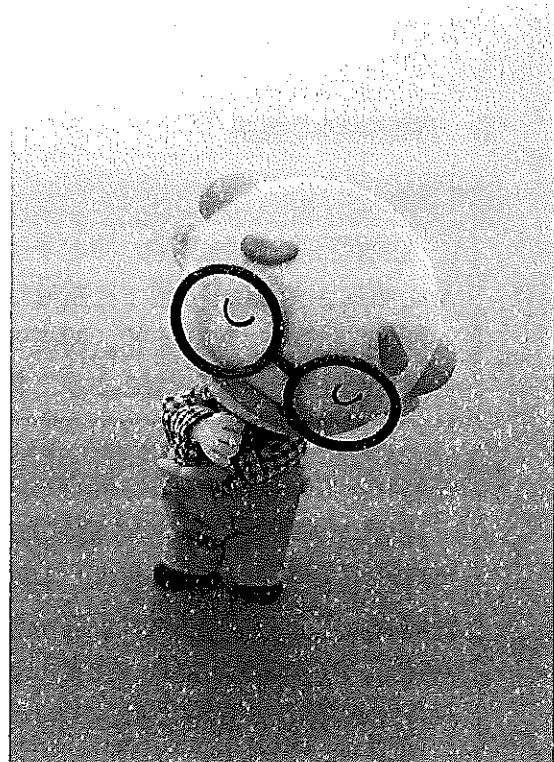
▼ 現状

一人暮らしの高齢者の安全確保や不安の解消を図るため、急病等の緊急時にボタンを押すとコールセンターにつながる装置を貸し出しています。コールセンターでは、救急車の出動要請等緊急時の対応のほか、健康相談や月1回のお元気コールも行っています。また、緊急時には協力員が訪問し、緊急事態に対応しています。

▼ 施策の展開

一人暮らしの高齢者の増加に伴い、在宅サービスの需要はますます高まっています。高齢者の日常生活の安全確保と離れて暮らす家族の不安解消のため、引き続き事業を実施し、高齢者の自立生活を支援します。

| 区分             | 実績           |             |                        | 見込み         |             |             |
|----------------|--------------|-------------|------------------------|-------------|-------------|-------------|
|                | 2018(平成30)年度 | 2019(令和元)年度 | 2020(令和2)年度<br>(実績見込値) | 2021(令和3)年度 | 2022(令和4)年度 | 2023(令和5)年度 |
| 緊急通報装置<br>設置台数 | 209台         | 178台        | 168台                   | 170台        | 175台        | 180台        |



## 基本目標2 いきいきと活動するために

～介護予防と生きがいづくり・社会参加の促進

### (1) 介護予防・健康づくり施策の充実・推進

健康教育、イベント、広報等を通じ、各種健（検）診の目的・重要性等について、さらに積極的な周知を図るとともに、特定健康診査・特定保健指導を主とした各種健（検）診の受診促進に向けた取り組みを推進します。

併せて、地域が行う健康づくり事業への講師（専門職）派遣等の支援を行います。

高齢期を元気にいきいきと過ごすためには、一人ひとりが健康づくりと介護予防に関心を持ち、日常生活で実践し、かつ、その人を地域や市が支援するしくみが必要です。

一般介護予防事業の推進を図るとともに、あらゆる機会を通して、介護予防の知識の普及に努め、地域ぐるみで介護予防に取り組む意識の醸成を図る必要があります。

#### ① 健康増進事業の推進

##### ▼ 現状

市民が心身の健康づくりに関心を持って取り組めるように、地域の団体等を対象に健康に関する教室を実施しています。また、健康相談や訪問指導により、こころと身体に関する個別の相談に応じ、必要な保健指導や助言を行っています。

生活習慣病の早期発見・早期治療のため、がん検診、特定健診、歯周疾患検診等の各種検（健）診を実施しています。

##### ▼ 施策の展開

日頃から健康づくりに関心を持ち、生活習慣の改善に取り組むことが生活習慣病の予防や介護予防につながります。健康教育、健康相談、訪問指導等を通して、市民一人ひとりの健康への関心を高め、疾病の予防や健康づくりを推進していきます。

また、疾病の早期発見、早期治療のため、各種検（健）診の目的・効果・必要性について広く周知し受診を促します。

## ② 生活習慣病の予防及び重症化予防の推進

## ▼ 現状

高血圧や脂質異常、糖尿病などの生活習慣病予防や、重症化予防のため、食生活の改善や運動習慣の定着をめざした特定保健指導や、糖尿病性腎症重症化予防教室を実施しています。

## ▼ 施策の展開

健康寿命の延伸をめざし、生活習慣病予防に関する情報を広く市民に向けて提供し生活改善につながるよう支援します。

また、生活習慣病の発症や重症化予防に重点を置いた特定保健指導や糖尿病性腎症重症化予防事業を実施します。自身の健康問題に気づき、食生活改善や運動習慣の定着などの生活改善をめざして、継続的に健康づくりに取り組むための支援をします。生涯にわたり切れ目のない健康づくりが継続できるよう、保健事業と介護予防事業を一体的に実施していきます。

## ③ フレイル対策、重症化予防の推進

## ▼ 現状

医療保険制度ごとに実施されている保健事業が、適切に継続されてこなかったという課題から、国では高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を推進するための体制を整備し、2024（令和6）年までにすべての市区町村で事業展開することを義務付けました。

これにより、これまで個々に独立していた医療情報、健診情報、介護情報等を関連付けたデータ解析が可能になり、整理・分析された地域の健康課題をもとに、より効率的な疾病予防・重症化予防、介護予防事業を実施することができます。

本市では、この事業に2021（令和3）年度から取り組みます。

## ▼ 施策の展開

保健師が高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業の中心となり、事業全体の企画・調整・分析を行います。国保データベースシステムを活用し、フレイルのおそれのある高齢者や支援すべき対象者を抽出します。対象となった高齢者には、栄養改善や運動機能の向上を目的に、保健指導や介護予防教室への参加を促します。

また、データ分析から地域の健康課題を明らかにし、より効果的な啓発活動につなげます。通いの場等に医療専門職が関与することで、高齢者が自らの健康状態に関心を持ち、フレイル予防等の重要性について浸透を図ります。

## (2) 就労・ボランティア活動の促進

シルバー人材センターを拠点として、高齢者の就労機会が広がるように、登録会員数の増加をめざすとともに、就労場所・職種の拡大に向け、シルバー人材センターの周知と利用機会の向上を図ります。

### ① シルバー人材センターとの連携

#### ▼ 現状

定年延長や再雇用等、高齢者の雇用を取り巻く社会の状況が大きく変化しており、シルバー人材センターの会員減少や、それに伴う仕事の受託件数の減少が進んでいます。団体の自主的な事業方針を尊重しつつ、高齢者を取り巻く状況の変化に合わせて、会員の確保に向けた取り組みを促進しています。

#### ▼ 施策の展開

高齢者に就業機会を提供することで、高齢者の豊かな経験や技能を活用し、受注業務の拡大や就業機会の増大を図るとともに、地域の介護予防・生活支援サービスの担い手となるよう、基盤となるシルバー人材センターの機能充実に向け支援していきます。参加者数が減ってきているため、周知方法を工夫するなど関係機関と協同して実施していきます。

また、新しい総合事業の訪問型サービスの担い手として、引き続き、協力を求めています。

| 区分          | 実績           |             |                    | 見込み         |             |             |
|-------------|--------------|-------------|--------------------|-------------|-------------|-------------|
|             | 2018(平成30)年度 | 2019(令和元)年度 | 2020(令和2)年度(実績見込値) | 2021(令和3)年度 | 2022(令和4)年度 | 2023(令和5)年度 |
| 高齢者職業相談実施回数 | 22回          | 22回         | 22回                | 22回         | 22回         | 22回         |

### ② 高齢者の就労・雇用支援

#### ▼ 現状

就労は、高齢者にとって収入を得るだけでなく、生きがいとしても重要です。「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」が改正され、希望者全員を対象とする65歳までの雇用が義務化されたことにより、高齢者の就労・雇用促進が図られています。

▼ 施策の展開

高齢者の就労・雇用促進については、社会福祉協議会、ハローワーク等関係機関との連携を強化するとともに、企業に対しては、各種助成制度の情報提供を図ることにより、高齢者の継続雇用等を働きかけていきます。

また、関係機関との連携を強化するとともに、引き続き巡回相談を実施します。

| 区分               | 実績           |             |                    | 見込み         |             |             |
|------------------|--------------|-------------|--------------------|-------------|-------------|-------------|
|                  | 2018(平成30)年度 | 2019(令和元)年度 | 2020(令和2)年度(実績見込値) | 2021(令和3)年度 | 2022(令和4)年度 | 2023(令和5)年度 |
| 職業相談員による巡回相談実施回数 | 204回         | 204回        | 204回               | 204回        | 204回        | 204回        |

③ 高齢者ボランティアの促進

▼ 現状

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果によると、サークル・グループ等への参加頻度としては、「ボランティアのグループ」、「学習・教養サークル」、「スポーツ関係のグループやクラブ」及び「趣味関係のグループ」のいずれについても「参加していない」が最も多くなっています。

また、「健康づくり活動や趣味等のグループ活動」や「健康づくり活動や趣味等のグループ活動への企画・運営」についても、「参加したくない」が多くなっています。

高齢者が要介護状態になることをできる限り予防する観点から、地域づくり活動等に参加したいが参加していない方や参加したくない方に対して、介護予防の普及啓発を行っていく必要があります。

また、ボランティア活動や趣味等を通じて地域社会と交流できるよう、高齢者の日常生活上の支援体制の充実と高齢者の社会参加の推進を図る必要があります。

▼ 施策の展開

伊賀市地域福祉計画の理念に基づき、地域における健康づくりや福祉サービスの展開にあたって、高齢者の協力を得ていくとともに、子どもの登下校の見守り、認知症高齢者等の見守りや地域活動の担い手等、高齢者ボランティアの活動を促進していきます。



### (3) 生きがい活動の推進

市民一人ひとりが社会の変化に柔軟に適應し、積極的に生きがいを求める豊かな人生が送れるよう、あらゆる年齢層に応じた学習内容の提供に努めます。また、生涯学習に関する情報を整理するとともに、広く市民に情報提供を行います。さらに、地域指導者の育成に努め、地域活動の多様な相談に応じられるよう地域の学習支援体制の整備を図ります。

#### ① 生涯学習の推進

##### ▼ 現状

生涯学習センターや地区公民館等では、各種公民館活動が開催され、市民が集い、学び、コミュニケーションを育む場として、生涯学習活動や社会教育活動の普及啓発が図られています。

さらに、きめ細かく学習活動を推進するために、地域の課題解決や学び合いに向けたリーダー養成講座を開催し、地域での人材育成につなげていくことが大切です。生涯スポーツにおいては、ゲートボールやグラウンドゴルフはすでに市民の間に浸透しており、各グループや地区においてイベントの一つとして確立されています。

##### ▼ 施策の展開

生涯学習推進体制を見直すとともに、高齢者の学習意欲を満たす機会や仲間づくりの場として、高齢者を対象とした講座を開催していきます。

なお、運営や講座の内容について、希望する高齢者が気軽に近場で参加できる体制を整え、高齢者のニーズに応じたものになるよう努めます。

また、新しい軽スポーツについては、スポーツ振興課や関係団体とも連携し、講座や教室の開催を通じて体験できる場を提供し、市民が新しい楽しみを見つけられるよう努めます。

② 老人クラブ活動への支援

▼ 現状

老人クラブは、高齢者の日常生活の場である地域社会を基盤とする自主的な組織です。仲間づくりを通じた生きがい活動や健康づくりなど、生活を豊かにするレクリエーション活動を始め、知識や経験を活かして、地域を豊かにする社会活動を行っています。それらの取り組みに対し、本市では補助金を交付していますが、年々、連合会に属する単位クラブ（会員）が減少していることや、各支部によって活動内容に差が見受けられるなど、課題が浮き彫りとなっています。

▼ 施策の展開

地域社会の担い手の一つとして、魅力的で社会貢献度が高い活動、特技・技能を活かした活動を展開できるよう、伊賀市社会福祉協議会の支援のもと、高齢者の生きがいづくりの場となるよう活動内容の充実に向け、事業のコーディネート、情報提供等を行っています。

また、多種多様な活動について均衡を図りながら計画的かつ継続的に活動ができるよう、各支部の活動状況を聞き取るなどして、適正な補助金の交付につなげていきます。

| 区分       | 実績           |             |                     | 見込み         |             |             |
|----------|--------------|-------------|---------------------|-------------|-------------|-------------|
|          | 2018(平成30)年度 | 2019(令和元)年度 | 2020(令和2)年度 (実績見込値) | 2021(令和3)年度 | 2022(令和4)年度 | 2023(令和5)年度 |
| 単位老人クラブ数 | 165団体        | 151団体       | 113団体               | 113団体       | 110団体       | 100団体       |

### 基本目標3 認知症になっても、安心して暮らすために

～「共生」と「予防」

#### (1) 普及啓発・本人発信支援

認知症の人やその家族が、地域のよい環境で自分らしく暮らし続けるためには、認知症への社会の理解を深め、認知症があってもなくても、同じ社会の一員として地域をともに創っていくことが必要です。

そのためには、認知症に関する正しい知識と理解の普及を今後も進めていく必要があります。これまでの認知症施策は、認知症の人と家族を支援する視点での取り組みが中心でした。これからは、認知症に対する画一的で否定的なイメージを払拭する観点からも、地域で暮らす認知症の人本人とともに普及啓発を進め、認知症の人本人が自らの言葉で語り、認知症になっても希望を持って前を向いて暮らすことができている姿などを積極的に発信していくことが大切です。

#### ① 認知症サポーターの養成

##### ▼ 現状

「認知症サポーター」とは、認知症サポーター養成講座を受け、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り応援するボランティアの人をいいます。2020（令和2）年9月末現在、本市には7,265人の認知症サポーター（講師役となるキャラバン・メイトを含む。）があり、養成講座の開催依頼も増加しています。

近年は、人格形成の重要な時期である子どもや、学生に対する養成講座を拡大し、認知症に対する画一的で否定的なイメージの払拭に努めています。

##### ▼ 施策の展開

認知症を正しく理解し、地域や職域で認知症の人や家族の手助けをする認知症サポーターの養成を今後も積極的に進めていきます。特に認知症の人と関わることが多いと想定される小売業・金融機関・公共交通機関等の従業員向けの養成講座をさらに拡大していきます。認知症を正しく理解し接することで、認知症の人が安心して生活できることにつながるとともに、地域包括支援センター等の相談支援機関に早期につながることが期待できます。

| 区分        | 実績           |             |                    | 見込み         |             |             |
|-----------|--------------|-------------|--------------------|-------------|-------------|-------------|
|           | 2018(平成30)年度 | 2019(令和元)年度 | 2020(令和2)年度(実績見込値) | 2021(令和3)年度 | 2022(令和4)年度 | 2023(令和5)年度 |
| 認知症サポーター数 | 6,377人       | 7,170人      | 8,000人             | 8,800人      | 9,600人      | 10,400人     |

② 認知症の人本人からの発信支援

▼ 現状

これまで認知症の人は支援やサービスを受ける対象として考えられてきましたが、2019（令和元）年6月に示された「認知症施策推進大綱」の中では、認知症の人とともに同じ社会の一員として地域を創っていくために、本人発信支援が具体的な施策として取り上げられました。

これからは、認知症の人本人が自らの言葉で語り、ともに自分らしく暮らし続けることのできる地域共生社会をめざす必要があります。

▼ 施策の展開

認知症の人本人が、自身の希望や必要としていること等を本人同士で語り合う「本人ミーティング」の取り組みを進めます。こうした場を通して、本人の意見を把握し、認知症の人本人の視点を認知症施策の企画・立案や評価に反映できるように努めます。

認知症とともに生きる希望宣言

(2018 (平成 30) 年 11 月、日本認知症本人ワーキンググループ)

一足先に認知症になった私たちからすべての人たちへ

1. 自分自身がとらわれている常識のからを破り、前を向いて生きていきます。
2. 自分の力を活かして、大切にしたい暮らしを続け、社会の一員として、楽しみながらチャレンジしていきます。
3. 私たち本人同士が、出会い、つながり、生きる力をわき立たせ、元気に暮らしていきます。
4. 自分の思いや希望を伝えながら、味方になってくれる人たちを、身近なまちで見つけ、一緒に歩んでいきます。
5. 認知症とともに生きている体験や工夫を活かし、暮らしやすいわがまちを、一緒につくっていきます。

## (2) 認知症の予防の推進

「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味です。認知症の原因やしくみについては、医学的に十分に明らかにはなっていませんが、運動不足、糖尿病や高血圧等の生活習慣病、社会的孤立や役割の欠如等が認知症の進行に影響するとされています。認知症予防に資する可能性のある活動を推進することで、認知症の発症遅延や発症リスクの低減を図ります。

また、認知症サポート医や認知症疾患センターと連携し、早期発見・早期治療につなげ、その人らしい生活の維持を支援します。

### ① 認知症予防に資する可能性のある活動の推進

#### ▼ 現状

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果によると、「食事や栄養に気をつけている」「定期的に健康診断を受けている」「適度な運動をしている」「趣味の活動をしている」「友人・知人と交流している」等の認知症予防にとってプラスとなる生活習慣を送っている人が増えていることがわかります。

本市では、身近な場所で仲間とともに軽運動に取り組む自主グループの創設や、介護予防サロン等での認知症予防に関する知識の普及啓発に努めています。

#### ▼ 施策の展開

地域における高齢者が身近に通える場を拡充することは、運動不足の改善や生活習慣病の予防、社会的孤立の解消や役割の保持につながり、ひいては認知症発症の遅延や発症リスクの低減に寄与するものです。今後も地域に「通いの場」を増やすとともに介護予防サロンが効果的に開催できるよう、地域福祉コーディネーターと連携しながら取り組みを進めます。

医療・介護データを活用した地域の健康課題の分析を進め、分析結果を有効に活用した通いの場への積極的な関わりを進め、認知症予防に取り組めます。

## ② 早期発見・早期対応・医療体制の充実

## ▼ 現状

2015（平成27）年10月、認知症の早期診断・早期対応のため、地域包括支援センターに認知症初期集中支援チームを設置しました。

地域包括支援センターにおける認知症の相談件数は年々増加しており、認知症初期集中支援チームのメンバーである専門医の助言を受けながら、適切な医療・介護サービス等に速やかにつなぎ、できるだけ長く住み慣れた地域で暮らすことができるように支援をしています。

また、物忘れ相談プログラムによる、「脳の健康チェック」を年6回実施するなど生活の状況や健康状態についての聴き取りも行い、予防に資するとされている生活様式について情報提供を行っています。さらに検査により認知機能の低下の心配のある人には、医療機関を紹介しています。

## ▼ 施策の展開

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果によると、「認知症の心配がある時、かかりつけ医や地域包括支援センターに相談できることを知っている」と答えた人が約4割という結果となり、認知症に関する相談場所の周知が不足していることが明らかになりました。

一方で金融機関や小売店、行政の窓口等で高齢者の様子から認知症の可能性に気づき、地域包括支援センターにつながるケースが年々増加しています。必要な人が必要なサポートを受けられるよう、関係機関との連携を一層強化していく必要があります。

そのため、日常的に地域の関係機関と連携のとれる関係づくりをめざします。

### (3) 家族に対する支援の充実

高齢化の進展に伴い、働き盛り世代の家族介護者が今後も増加していくと推測され、介護者の仕事と介護の両立支援が必要となっています。

認知症の人や家族が住み慣れた地域で住み続けることができるように、相談体制の充実や本人と家族を支える地域づくり等、本人支援だけでなく、介護負担のかかる家族に対する支援を重層的に行っていきます。

#### ① 認知症の人と家族の居場所づくり

##### ▼ 現状

認知症になっても安心して暮らせる地域づくりの一つとして、認知症カフェを開催しています。カフェは、不安解消の「癒し」の場、介護経験者による介護相談や、民生委員・児童委員やケアマネジャー等支援者やサービスと出会う「相談」の場、認知症理解、健康や介護について「学ぶ」場として、認知症の人や介護家族、地域住民や専門職等、誰もが参加できる場となっています。

しかし、交通の便が悪い等の理由で参加者が固定化しているため、運営できる人材を育成し、実施箇所を増やすことで、参加者の増加を図っていく必要があります。

##### ▼ 施策の展開

認知症の人や介護家族、地域住民や専門職等、誰もが参加できるように、気軽に集まり、交流できる集いの場を増やします。

| 区分          | 実績           |             |                    | 見込み         |             |             |
|-------------|--------------|-------------|--------------------|-------------|-------------|-------------|
|             | 2018(平成30)年度 | 2019(令和元)年度 | 2020(令和2)年度(実績見込値) | 2021(令和3)年度 | 2022(令和4)年度 | 2023(令和5)年度 |
| 認知症カフェ実施力所数 | 4力所          | 4力所         | 4力所                | 4力所         | 5力所         | 5力所         |

## ② 家族同士のピア活動の推進

## ▼ 現状

認知症の人と家族の会によるつどいを隔月で開催しています。認知症の人とその家族が集まり困りごとや悩み等を分かち合う中で、お互いに癒され、明日への活力を与え合うことができます。

しかし近年は、参加者が固定化してきており、このつどいを有効に活用いただくために、周知を図る必要があります。

## ▼ 施策の展開

認知症の人と家族の会によるつどいは、家族同士が気兼ねなく話のできるピアカウンセリングの場所として重要な役割を果たしています。つどいの仲間で認知症の街頭啓発や全国に広がっている「RUN 伴」のイベントと一緒に参加するなど、つどいの場から社会や地域に向けての啓発活動へと広がりがつあります。

## ③ 認知症高齢者家族やすらぎ支援事業

## ▼ 現状

認知症高齢者を介護している家族が、所用で留守にする場合や介護疲れで休息を必要とする時間帯に、やすらぎ支援員が対象者の居宅を訪問し、認知症高齢者の見守りや話し相手を行っています。身体介護は行いませんが、トイレへの誘導等は必要に応じて実施しています。

## ▼ 施策の展開

認知症高齢者を介護する家族にリフレッシュする時間を提供することにより、介護する家族を支援します。自宅から場を移して介護サービスを利用することが困難な認知症高齢者を介護している場合、本事業を活用することが有用であるため、引き続き周知を行います。

利用者やすらぎ支援員の信頼関係を築くためにも、利用者の希望条件に合ったやすらぎ支援員を派遣できるよう、やすらぎ支援員の養成に努めます。



#### ④ 地域密着型サービスの充実

##### ▼ 現状

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）をはじめ介護保険事業の地域密着型サービスは、高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で生活を継続できるよう支援するサービスです。本市においては、認知症高齢者グループホーム、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護などが整備されています。

##### ▼ 施策の展開

認知症対応型通所介護等認知症ケアに特化したサービスや小規模多機能型居宅介護等の施設機能を地域で展開するタイプのサービスについて、需要の動向に注視しながら、整備を含め本市における展開を検討していきます。

#### (4) 認知症バリアフリーの推進

認知症の人も含め、さまざまな生きづらさを抱えていても、一人ひとりが尊重され、その本人に合った形での社会参加が可能となる「地域共生社会」に向けた取り組みを進めることが必要です。

認知症の人の多くが、認知症になることで、買い物や移動、趣味活動など地域のさまざまな場面で外出や交流の機会を減らしている実態があります。このため、移動、消費、金融手続き、公共施設など、生活のあらゆる場面で、認知症になってからもできる限り住み慣れた地域で普通に暮らし続けていくための障壁を減らしていく「認知症バリアフリー」の取り組みが必要です。

## ① バリアフリーのまちづくりの推進

## ▼ 現状

「伊賀市あんしん見守りネットワーク」を構築し、地域の民間企業などと連携し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる体制づくりを行っています。

また、認知症などの理由により行方不明になるおそれがある高齢者に対して、位置情報を確認できる「GPS 機能付端末」の初期登録費用の助成や、衣類などに貼り付けることができる「見守り安心シール」の交付を行い、地域全体で見守り支援の取り組みを行っています。

## ▼ 施策の展開

認知症などで行方不明になるおそれのある高齢者等の早期発見や、事故などに巻き込まれることを防止するため、「伊賀市高齢者あんしん見守りネットワーク」等を活用し、一般の市民をはじめ民生委員・児童委員などの地域に携わる人を対象とした講演会や研修会を行っています。

また、GPS 機能付端末の初期登録費用の助成や「見守り安心シール」の利用者を増やすため、周知啓発に努めます。

## ② チームオレンジの構築

## ▼ 現状

認知症サポーターの人数は年々増えており、それぞれが自分のできる範囲で手助けや見守り活動を行っています。より実践的な活動につながるように、住民自治協議会等の協力を得て、「認知症見守り訓練」を開催し、具体的な場面を想定した認知症の人への声の掛け方や対応について学ぶ機会を作っています。

## ▼ 施策の展開

「認知症施策推進大綱」の中で、認知症サポーターの量的な拡大を図ることに加えステップアップ講座等を受講した認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげるしくみ「チームオレンジ」を地域ごとに構築することが求められています。認知症サポーターのできる範囲で手助けを行うという活動の任意性は維持しつつ、チームオレンジの組織化に着手します。

## 基本目標4 介護が必要となっても安心して暮らすために

～介護保険事業の充実

### (1) 居宅サービスの充実

介護を必要とする人ができる限り住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、居宅サービス、地域密着型サービスの提供体制の充実に努めます。

#### ① 訪問介護

##### ▼ 現状

第7期計画期間中の実績をみると、減少傾向で推移しています。

##### ▼ 見込み

このサービスは、訪問介護員が居宅を訪問し必要な身体介護や生活援助を行うものです。居宅サービスの中心となるサービスであり、高齢者数の増加に伴い認定者数も年々増加すると見込まれることから、今後後期高齢者が増加することを踏まえ、サービス利用量は増加していくものと推計しています。

|      |         | 実績           |             |                        | 見込み         |             |             |
|------|---------|--------------|-------------|------------------------|-------------|-------------|-------------|
|      |         | 2018(平成30)年度 | 2019(令和元)年度 | 2020(令和2)年度<br>(実績見込値) | 2021(令和3)年度 | 2022(令和4)年度 | 2023(令和5)年度 |
| 訪問介護 | 回数(回/月) | 19,273       | 19,092      | 18,553                 | 18,020      | 18,291      | 18,484      |
|      | 人数(人/月) | 949          | 919         | 878                    | 833         | 830         | 827         |

② 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

▼ 現状

第7期計画期間中の実績は、訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護ともにほぼ横ばいで推移しています。

▼ 見込み

このサービスは、自宅の浴槽での入浴が困難な人に、浴槽を持ち込み入浴の介護を行うものです。今後も一定のニーズがあると見込まれることから、現状のまま推移するものと推計しています。なお、要支援者についても利用が急増することは想定しにくく、2020(令和2)年度程度で推移するものと推計しています。

|                |         | 実績           |             |                        | 見込み         |             |             |
|----------------|---------|--------------|-------------|------------------------|-------------|-------------|-------------|
|                |         | 2018(平成30)年度 | 2019(令和元)年度 | 2020(令和2)年度<br>(実績見込値) | 2021(令和3)年度 | 2022(令和4)年度 | 2023(令和5)年度 |
| 訪問入浴介護         | 回数(回/月) | 410          | 381         | 449                    | 434         | 450         | 451         |
|                | 人数(人/月) | 91           | 88          | 98                     | 92          | 92          | 92          |
| 介護予防<br>訪問入浴介護 | 回数(回/月) | 4            | 1           | 0                      | 0           | 0           | 0           |
|                | 人数(人/月) | 1            | 1           | 0                      | 0           | 0           | 0           |

③ 訪問看護・介護予防訪問看護

▼ 現状

第7期計画期間中の実績は、訪問看護・介護予防訪問看護ともに増加傾向で推移しています。

▼ 見込み

このサービスは、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるように、医師の指示に基づき訪問し健康チェックや療養上の世話等を行うものです。主に介護度の高い高齢者の在宅生活を支えるサービスとして、今後サービス量が増加していくものと推計しています。

|              |         | 実績           |             |                        | 見込み         |             |             |
|--------------|---------|--------------|-------------|------------------------|-------------|-------------|-------------|
|              |         | 2018(平成30)年度 | 2019(令和元)年度 | 2020(令和2)年度<br>(実績見込値) | 2021(令和3)年度 | 2022(令和4)年度 | 2023(令和5)年度 |
| 訪問看護         | 回数(回/月) | 1,724        | 2,001       | 2,378                  | 2,632       | 2,649       | 2,663       |
|              | 人数(人/月) | 261          | 286         | 323                    | 329         | 329         | 332         |
| 介護予防<br>訪問看護 | 回数(回/月) | 100          | 192         | 368                    | 473         | 481         | 481         |
|              | 人数(人/月) | 22           | 36          | 69                     | 79          | 81          | 81          |

#### ④ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

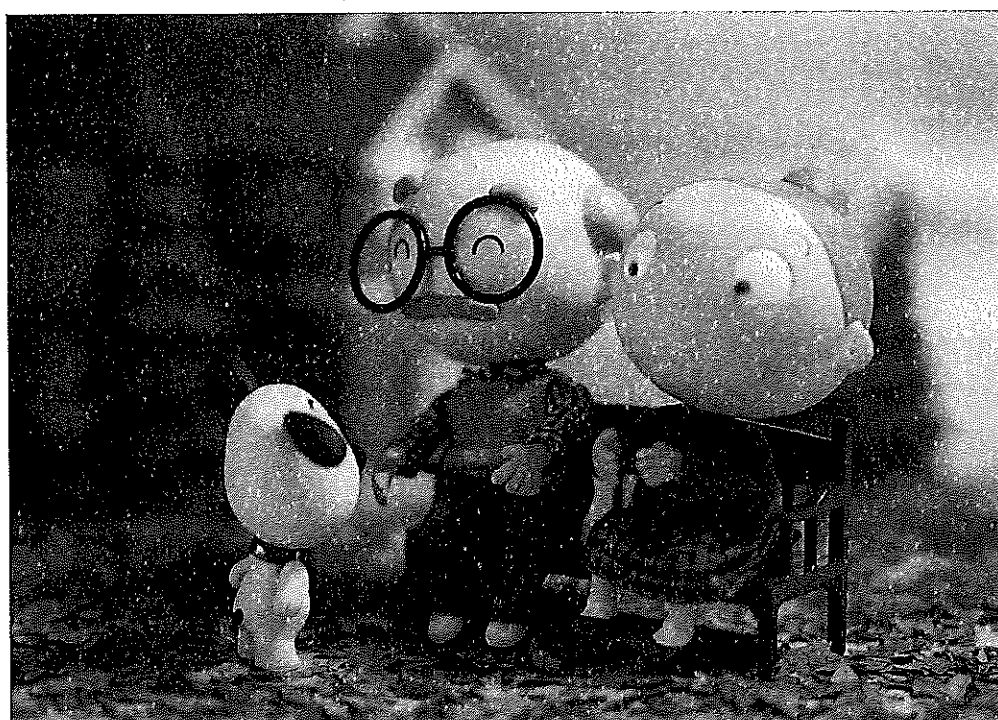
##### ▼ 現状

第7期計画期間中の実績は、訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションともに2019（令和元）年度に大きく増加し、その後横ばいで推移しています。

##### ▼ 見込み

このサービスは、通院することが困難な人に居宅においてリハビリテーションを行うものです。介護度の高い認定者も利用しやすく、心身機能の維持回復を企図する高齢者のニーズと相まって、今後ともサービス利用量は2020（令和2）年度時点の実績値をやや上回る数値で横ばいで推移していくものと推計しています。

|                 |         | 実績           |             |                        | 見込み         |             |             |
|-----------------|---------|--------------|-------------|------------------------|-------------|-------------|-------------|
|                 |         | 2018(平成30)年度 | 2019(令和元)年度 | 2020(令和2)年度<br>(実績見込値) | 2021(令和3)年度 | 2022(令和4)年度 | 2023(令和5)年度 |
| 訪問リハビリテーション     | 回数(回/月) | 887          | 1,049       | 1,043                  | 1,054       | 1,050       | 1,060       |
|                 | 人数(人/月) | 95           | 112         | 117                    | 120         | 119         | 119         |
| 介護予防訪問リハビリテーション | 回数(回/月) | 111          | 160         | 161                    | 175         | 175         | 175         |
|                 | 人数(人/月) | 13           | 19          | 22                     | 25          | 25          | 25          |



⑤ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

▼ 現状

第7期計画期間中の実績は、居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導ともに横ばいで推移しています。

▼ 見込み

このサービスは、通院が困難な要介護（要支援）者に対し、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士等によって提供される療養上の管理及び指導を行うものです。要介護（要支援）認定者は、さまざまな医療のニーズを抱えていることが多いことから、今後とも一定のサービス利用量があるものと推計しています。

|                  |         | 実績           |             |                        | 見込み         |             |             |
|------------------|---------|--------------|-------------|------------------------|-------------|-------------|-------------|
|                  |         | 2018(平成30)年度 | 2019(令和元)年度 | 2020(令和2)年度<br>(実績見込値) | 2021(令和3)年度 | 2022(令和4)年度 | 2023(令和5)年度 |
| 居宅療養管理指導         | 人数(人/月) | 152          | 169         | 158                    | 154         | 153         | 155         |
| 介護予防<br>居宅療養管理指導 | 人数(人/月) | 9            | 16          | 17                     | 19          | 19          | 19          |

⑥ 通所介護

▼ 現状

第7期計画期間中の実績は、減少傾向で推移しています。

▼ 見込み

このサービスは、日常生活上の世話や機能訓練を行うことで、心身機能の維持向上を図り、閉じこもりの防止や介護者の負担軽減にもなるサービスです。今後もサービス利用量が微減していくものと推計しています。

|      |         | 実績           |             |                        | 見込み         |             |             |
|------|---------|--------------|-------------|------------------------|-------------|-------------|-------------|
|      |         | 2018(平成30)年度 | 2019(令和元)年度 | 2020(令和2)年度<br>(実績見込値) | 2021(令和3)年度 | 2022(令和4)年度 | 2023(令和5)年度 |
| 通所介護 | 回数(回/月) | 10,951       | 10,556      | 9,666                  | 9,222       | 8,908       | 8,891       |
|      | 人数(人/月) | 1,270        | 1,229       | 1,148                  | 1,088       | 1,066       | 1,065       |

## ⑦ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

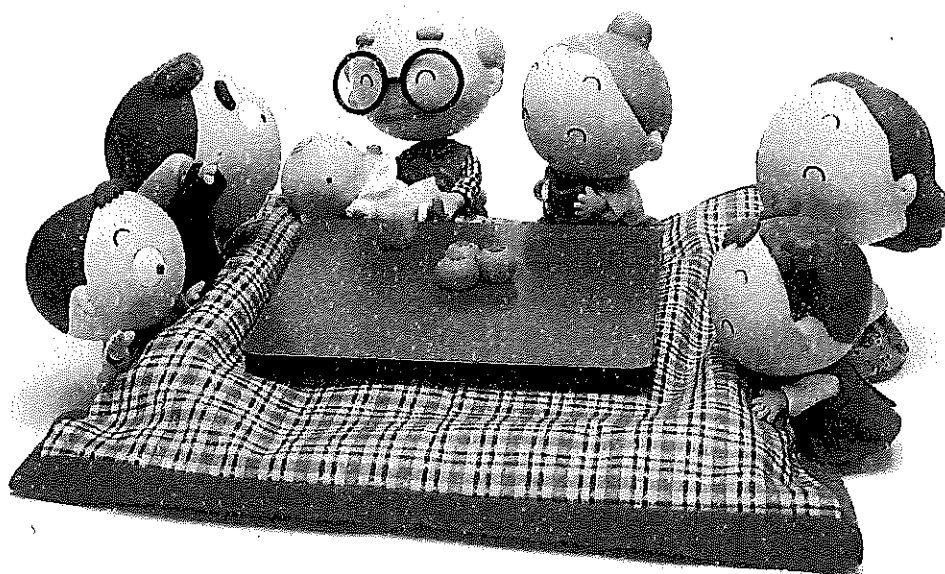
### ▼ 現状

第7期計画期間中の実績は、通所リハビリテーションは減少傾向で推移しています。一方、介護予防通所リハビリテーションでは増加傾向で推移しています。

### ▼ 見込み

このサービスは、必要なりハビリテーションを行うことで、心身機能の維持回復を図り、通所介護同様、閉じこもりの防止や介護者の負担軽減にもなるサービスです。通所リハビリテーションは、2020(令和2)年度時点の利用量をやや下まわった数値で推移すると推計しています。介護予防通所リハビリテーションは、今後増加すると推計しています。

|                 |         | 実績           |             |                        | 見込み         |             |             |
|-----------------|---------|--------------|-------------|------------------------|-------------|-------------|-------------|
|                 |         | 2018(平成30)年度 | 2019(令和元)年度 | 2020(令和2)年度<br>(実績見込値) | 2021(令和3)年度 | 2022(令和4)年度 | 2023(令和5)年度 |
| 通所リハビリテーション     | 回数(回/月) | 1,968        | 1,859       | 1,649                  | 1,586       | 1,592       | 1,593       |
|                 | 人数(人/月) | 290          | 273         | 238                    | 225         | 226         | 228         |
| 介護予防通所リハビリテーション | 人数(人/月) | 62           | 91          | 120                    | 137         | 140         | 140         |



⑧ 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

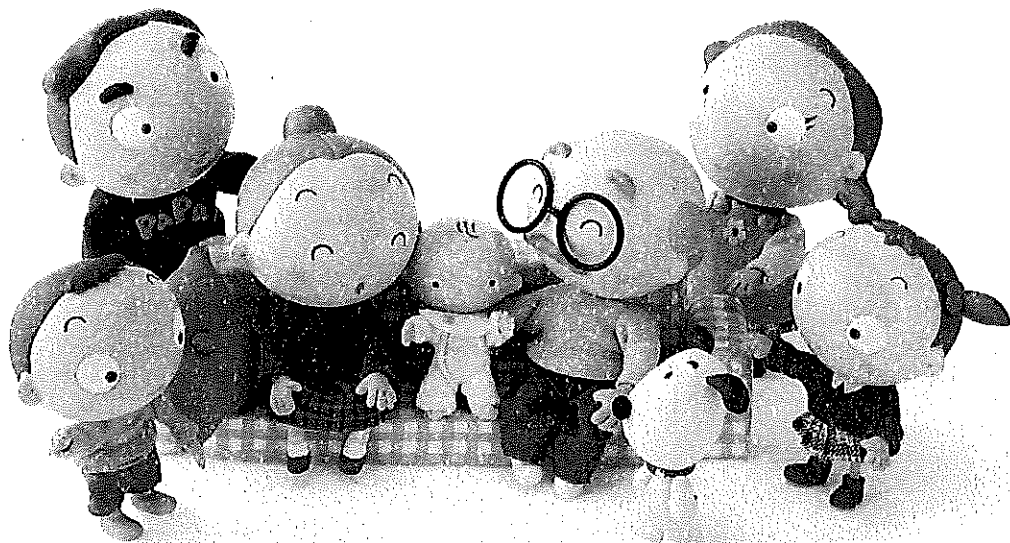
▼ 現状

第7期計画期間中の実績は、短期入所生活介護では減少傾向で推移しています。介護予防短期入所生活介護では増加傾向で推移しています。

▼ 見込み

このサービスは、特別養護老人ホーム等の施設に短期間入所してもらい日常生活上の支援や機能訓練等を行うもので、介護者の負担軽減にもなるサービスです。短期入所生活介護では2020(令和2)年度時点の利用量をやや下まわった数値で推移すると推計しています。介護予防短期入所生活介護は、今後増加すると推計しています。

|                  |         | 実績           |             |                        | 見込み         |             |             |
|------------------|---------|--------------|-------------|------------------------|-------------|-------------|-------------|
|                  |         | 2018(平成30)年度 | 2019(令和元)年度 | 2020(令和2)年度<br>(実績見込値) | 2021(令和3)年度 | 2022(令和4)年度 | 2023(令和5)年度 |
| 短期入所生活介護         | 日数(日/月) | 6,357        | 6,548       | 6,120                  | 5,617       | 5,621       | 5,738       |
|                  | 人数(人/月) | 530          | 520         | 465                    | 426         | 420         | 427         |
| 介護予防<br>短期入所生活介護 | 日数(日/月) | 61           | 78          | 83                     | 91          | 96          | 96          |
|                  | 人数(人/月) | 11           | 16          | 15                     | 16          | 17          | 17          |





⑨ 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

▼ 現状

第7期計画期間中の実績は、短期入所療養介護では減少傾向で推移しています。介護予防短期入所療養介護ではサービス利用者はほとんどありません。

▼ 見込み

このサービスは、介護老人保健施設や診療所、病院等に短期間入所してもらい、医師や看護職員、理学療法士等による医療や機能訓練、日常生活上の支援等を行うもので、介護者の負担軽減にもなるサービスです。短期入所療養介護は、2020(令和2)年度時点の利用量をやや下まわった数値で推移すると推計しています。介護予防短期入所療養介護は、利用を見込みません。

|                    |         | 実績           |             |                        | 見込み         |            |             |
|--------------------|---------|--------------|-------------|------------------------|-------------|------------|-------------|
|                    |         | 2018(平成30)年度 | 2019(令和元)年度 | 2020(令和2)年度<br>(実績見込値) | 2021(令和3)年度 | 202(令和4)年度 | 2023(令和5)年度 |
| 短期入所療養介護(老健)       | 日数(日/月) | 1,025        | 839         | 777                    | 620         | 624        | 629         |
|                    | 人数(人/月) | 118          | 99          | 79                     | 66          | 66         | 67          |
| 介護予防短期入所療養介護(老健)   | 日数(日/月) | 1            | 1           | 0                      | 0           | 0          | 0           |
|                    | 人数(人/月) | 1            | 1           | 0                      | 0           | 0          | 0           |
| 短期入所療養介護(病院など)     | 日数(日/月) | 0            | 0           | 0                      | 0           | 0          | 0           |
|                    | 人数(人/月) | 0            | 0           | 0                      | 0           | 0          | 0           |
| 介護予防短期入所療養介護(病院など) | 日数(日/月) | 0            | 0           | 0                      | 0           | 0          | 0           |
|                    | 人数(人/月) | 0            | 0           | 0                      | 0           | 0          | 0           |

⑩ 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

▼ 現状

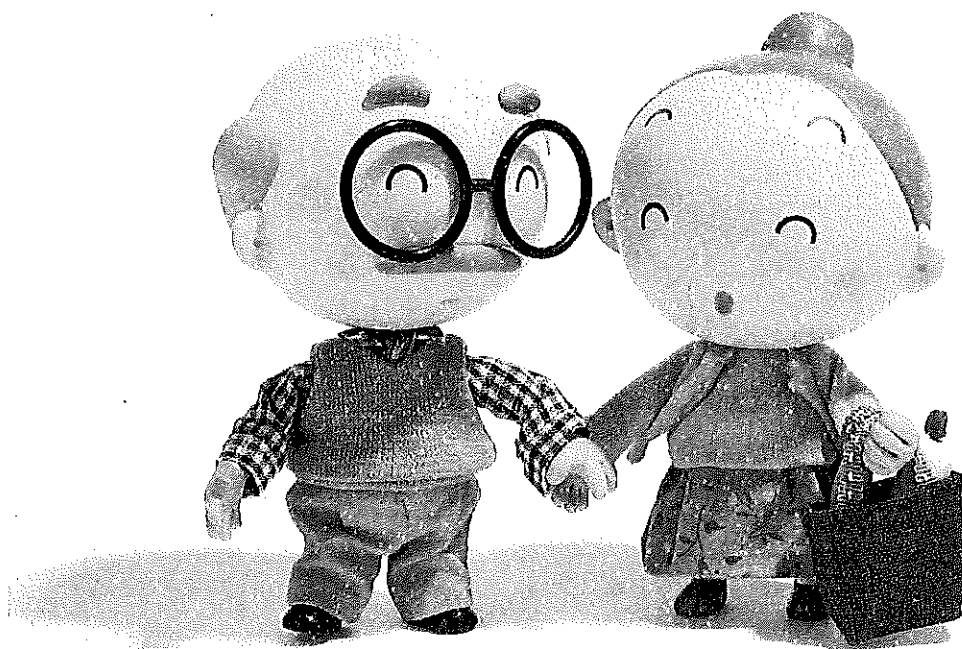
第7期計画期間中の実績は、福祉用具貸与はほぼ横ばいで推移しています。  
介護予防福祉用具貸与は増加傾向で推移しています。

▼ 見込み

このサービスは、用具の利用によって要介護（要支援）者の自立支援や介護者の負担軽減を図るサービスです。在宅での介護を行っていくうえで重要な役割を担っており、福祉用具貸与は、今後一定のサービス利用量で推移していくものと推計しています。

介護予防福祉用具貸与は、今後増加していくものと推計しています。

|            |         | 実績           |             |                              | 見込み         |             |             |
|------------|---------|--------------|-------------|------------------------------|-------------|-------------|-------------|
|            |         | 2018(平成30)年度 | 2019(令和元)年度 | 2020(令和2)年度<br>年度<br>(実績見込値) | 2021(令和3)年度 | 2022(令和4)年度 | 2023(令和5)年度 |
| 福祉用具貸与     | 人数(人/月) | 1,658        | 1,662       | 1,671                        | 1,662       | 1,692       | 1,689       |
| 介護予防福祉用具貸与 | 人数(人/月) | 416          | 487         | 579                          | 658         | 671         | 676         |



## ⑪ 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

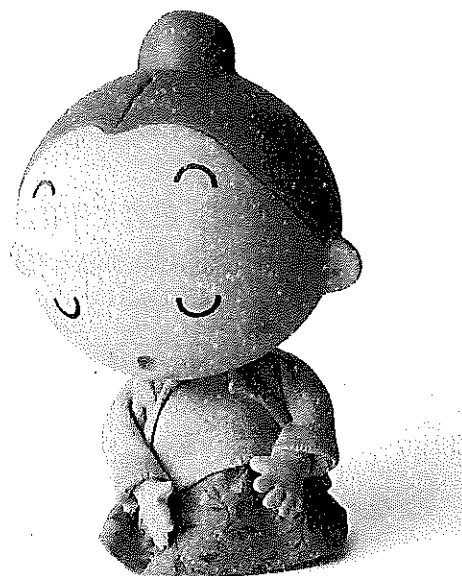
### ▼ 現状

第7期計画期間中の実績は、特定福祉用具購入費はやや減少傾向、特定介護予防福祉用具購入費は横ばいで推移しています。

### ▼ 見込み

このサービスは、要介護（要支援）者の自立支援や介護者の負担軽減を図るためその用途が「貸与になじまないもの」である用具を販売しており、住み慣れた居宅において、安心して生活するためのサービスです。今後もサービス利用量が増加していくものと推計しています。

|               |         | 実績           |             |                        | 見込み         |             |             |
|---------------|---------|--------------|-------------|------------------------|-------------|-------------|-------------|
|               |         | 2018(平成30)年度 | 2019(令和元)年度 | 2020(令和2)年度<br>(実績見込値) | 2021(令和3)年度 | 2022(令和4)年度 | 2023(令和5)年度 |
| 特定福祉用具購入費     | 人数(人/月) | 29           | 28          | 27                     | 25          | 26          | 26          |
| 特定介護予防福祉用具購入費 | 人数(人/月) | 12           | 12          | 12                     | 12          | 13          | 14          |



⑫ 住宅改修・介護予防住宅改修

▼ 現状

第7期計画期間中の実績は、住宅改修では横ばいで推移しています。介護予防住宅改修では増加傾向で推移しています。

▼ 見込み

このサービスは、要介護（要支援）者の自立支援や介護者の負担軽減を図り、住み慣れた居宅において、安心して生活することができるようにするためのサービスです。今後も一定のサービス利用量があるものと推計しています。

|          |         | 実績           |             |                        | 見込み         |             |             |
|----------|---------|--------------|-------------|------------------------|-------------|-------------|-------------|
|          |         | 2018(平成30)年度 | 2019(令和元)年度 | 2020(令和2)年度<br>(実績見込値) | 2021(令和3)年度 | 2022(令和4)年度 | 2023(令和5)年度 |
| 住宅改修     | 人数(人/月) | 23           | 24          | 23                     | 22          | 23          | 24          |
| 介護予防住宅改修 | 人数(人/月) | 14           | 18          | 20                     | 22          | 21          | 21          |

⑬ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護【地域密着型サービス】

▼ 現状

本市には指定事業所がなく、サービス利用者はありません。

▼ 見込み

このサービスは、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うもので、在宅生活を希望する要介護高齢者の需要が増加すると見込まれることから、利用ニーズは高いと考えています。

本市において、2020（令和2）年度に1事業所が施設整備を行っているため、一定のサービス利用者があるものと推計しています。

|                  |         | 実績           |             |                        | 見込み         |             |             |
|------------------|---------|--------------|-------------|------------------------|-------------|-------------|-------------|
|                  |         | 2018(平成30)年度 | 2019(令和元)年度 | 2020(令和2)年度<br>(実績見込値) | 2021(令和3)年度 | 2022(令和4)年度 | 2023(令和5)年度 |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 人数(人/月) | 0            | 0           | 0                      | 15          | 29          | 29          |

⑭ 夜間対応型訪問介護【地域密着型サービス】

▼ 現状

本市には指定事業所がなく、サービス利用者はありません。

▼ 見込み

第8期中の施設整備は予定していないため、サービス利用者は見込んでいません。

|               |         | 実績           |             |                        | 見込み         |             |             |
|---------------|---------|--------------|-------------|------------------------|-------------|-------------|-------------|
|               |         | 2018(平成30)年度 | 2019(令和元)年度 | 2020(令和2)年度<br>(実績見込値) | 2021(令和3)年度 | 2022(令和4)年度 | 2023(令和5)年度 |
| 夜間対応型<br>訪問介護 | 人数(人/月) | 0            | 0           | 0                      | 0           | 0           | 0           |

⑮ 地域密着型通所介護【地域密着型サービス】

▼ 現状

第7期計画期間中の実績は、減少傾向で推移しています。

▼ 見込み

このサービスは、利用定員18名以下の小規模な通所介護施設で、地域との連携を図りながら運営を行っています。通所介護同様に今後とも一定のサービス利用者があるものと推計しています。

|               |         | 実績           |             |                        | 見込み         |             |             |
|---------------|---------|--------------|-------------|------------------------|-------------|-------------|-------------|
|               |         | 2018(平成30)年度 | 2019(令和元)年度 | 2020(令和2)年度<br>(実績見込値) | 2021(令和3)年度 | 2022(令和4)年度 | 2023(令和5)年度 |
| 地域密着型<br>通所介護 | 回数(回/月) | 2,559        | 2,415       | 2,332                  | 2,305       | 2,343       | 2,392       |
|               | 人数(人/月) | 293          | 295         | 280                    | 280         | 289         | 292         |

⑩ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護【地域密着型サービス】

▼ 現状

第7期計画期間中の実績は、認知症対応型通所介護では減少傾向で推移しています。介護予防認知症対応型通所介護のサービス利用者は多くありません。

▼ 見込み

このサービスは、認知症の特性に配慮した通所介護施設であり、今後も一定のサービス利用量があるものと推計しています。

|                        |         | 実績           |             |                        | 見込み         |             |             |
|------------------------|---------|--------------|-------------|------------------------|-------------|-------------|-------------|
|                        |         | 2018(平成30)年度 | 2019(令和元)年度 | 2020(令和2)年度<br>(実績見込値) | 2021(令和3)年度 | 2022(令和4)年度 | 2023(令和5)年度 |
| 認知症対応型<br>通所介護         | 回数(回/月) | 386          | 359         | 369                    | 329         | 330         | 337         |
|                        | 人数(人/月) | 50           | 46          | 45                     | 42          | 42          | 43          |
| 介護予防<br>認知症対応型<br>通所介護 | 回数(回/月) | 1            | 3           | 5                      | 4           | 4           | 4           |
|                        | 人数(人/月) | 0            | 1           | 2                      | 2           | 2           | 2           |

⑪ 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

▼ 現状

第7期計画期間中の実績は、小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護ともにやや増加傾向で推移しています。

▼ 見込み

このサービスは、「通い」を中心に利用者の選択に応じて「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、高齢者が住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続することを支援するものです。今後も一定のサービス利用があるものと推計しています。

地域包括ケアシステム推進の観点から引き続き公募を行い、第8期中に1カ所の整備を図ります

|                         |         | 実績           |             |                        | 見込み         |             |             |
|-------------------------|---------|--------------|-------------|------------------------|-------------|-------------|-------------|
|                         |         | 2018(平成30)年度 | 2019(令和元)年度 | 2020(令和2)年度<br>(実績見込値) | 2021(令和3)年度 | 2022(令和4)年度 | 2023(令和5)年度 |
| 小規模多機能型<br>居宅介護         | 人数(人/月) | 20           | 23          | 24                     | 49          | 72          | 72          |
| 介護予防<br>小規模多機能型<br>居宅介護 | 人数(人/月) | 4            | 4           | 6                      | 13          | 19          | 19          |

⑱ 看護小規模多機能型居宅介護【地域密着型サービス】

▼ 現状

本市において、第7期計画期間中に1カ所の施設が整備されています。

▼ 見込み

このサービスは、小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ提供し、医療ニーズの高い要介護者を支援するサービスです。在宅生活を希望する要介護高齢者の需要が増加すると見込まれることから、利用ニーズは高いと考えています。

今後、サービス利用量が増加するものと推計しています。

|               |         | 実績           |             |                        | 見込み         |             |             |
|---------------|---------|--------------|-------------|------------------------|-------------|-------------|-------------|
|               |         | 2018(平成30)年度 | 2019(令和元)年度 | 2020(令和2)年度<br>(実績見込値) | 2021(令和3)年度 | 2022(令和4)年度 | 2023(令和5)年度 |
| 看護小規模多機能型居宅介護 | 人数(人/月) | 0            | 0           | 18                     | 29          | 29          | 29          |

⑲ 居宅介護支援・介護予防支援

▼ 現状

第7期計画期間中の実績は、居宅介護支援では減少傾向で推移しています。介護予防支援では増加傾向にあります。

▼ 見込み

このサービスは、要介護（要支援）者が住み慣れた地域で、安心して在宅生活するにあたり、最も重要な位置付けであるケアマネジメントを行うものです。今後、居宅介護支援は、一定のサービス利用量があるものと推計しています。介護予防支援は、今後もサービス利用量が増加するものと推計しています。

|        |         | 実績           |             |                        | 見込み         |             |             |
|--------|---------|--------------|-------------|------------------------|-------------|-------------|-------------|
|        |         | 2018(平成30)年度 | 2019(令和元)年度 | 2020(令和2)年度<br>(実績見込値) | 2021(令和3)年度 | 2022(令和4)年度 | 2023(令和5)年度 |
| 居宅介護支援 | 人数(人/月) | 2,554        | 2,490       | 2,425                  | 2,357       | 2,368       | 2,389       |
| 介護予防支援 | 人数(人/月) | 493          | 589         | 706                    | 803         | 819         | 825         |

## (2) 施設・居住系サービスの充実

施設・居住系サービスへの入所希望を踏まえた、計画的な整備を進めます。

### ① 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

#### ▼ 現状

第7期計画期間中の実績は、特定施設入居者生活介護では増加傾向で推移しています。介護予防特定施設入居者生活介護ではほぼ横ばいで推移しています。

#### ▼ 見込み

このサービスは、有料老人ホームやサービス付高齢者向住宅で、入浴、排泄、食事等の介護やその他必要な日常生活の世話をを行うものです。今後特定施設の整備の状況にもよりますが、2019(令和元)年度時点のサービス利用量をやや上回った水準で推移すると推計しています。

|                 |         | 実績           |             |                        | 見込み         |             |             |
|-----------------|---------|--------------|-------------|------------------------|-------------|-------------|-------------|
|                 |         | 2018(平成30)年度 | 2019(令和元)年度 | 2020(令和2)年度<br>(実績見込値) | 2021(令和3)年度 | 2022(令和4)年度 | 2023(令和5)年度 |
| 特定施設入居者生活介護     | 人数(人/月) | 165          | 170         | 184                    | 195         | 200         | 206         |
| 介護予防特定施設入居者生活介護 | 人数(人/月) | 30           | 39          | 39                     | 44          | 45          | 45          |

### ② 地域密着型特定施設入居者生活介護【地域密着型サービス】

#### ▼ 現状

本市には指定事業所がなく、サービス利用者はありません。

#### ▼ 見込み

第8期中の施設整備は予定していないため、サービス利用者は見込んでいません。

|                  |         | 実績           |             |                        | 見込み         |             |             |
|------------------|---------|--------------|-------------|------------------------|-------------|-------------|-------------|
|                  |         | 2018(平成30)年度 | 2019(令和元)年度 | 2020(令和2)年度<br>(実績見込値) | 2021(令和3)年度 | 2022(令和4)年度 | 2023(令和5)年度 |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護 | 人数(人/月) | 0            | 0           | 0                      | 0           | 0           | 0           |



③ 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護  
【地域密着型サービス】

▼ 現状

第7期計画期間中の実績は、認知症対応型共同生活介護ではほぼ横ばいで推移しています。介護予防認知症対応型共同生活介護では、サービス利用者はありません。

▼ 見込み

このサービスは、認知症の高齢者が共同で生活する住宅において、入浴、排泄、食事等の介護やその他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものです。認知症の高齢者が増加傾向になるものと見込み、サービス利用量が増加していくものと推計しています。

認知症高齢者が安心してサービスを受けることができる環境を整備する観点から引き続き公募を行い、第8期中に4カ所の整備を図ります。

|                  |         | 実績           |             |                        | 見込み         |             |             |
|------------------|---------|--------------|-------------|------------------------|-------------|-------------|-------------|
|                  |         | 2018(平成30)年度 | 2019(令和元)年度 | 2020(令和2)年度<br>(実績見込値) | 2021(令和3)年度 | 2022(令和4)年度 | 2023(令和5)年度 |
| 認知症対応型共同生活介護     | 人数(人/月) | 121          | 114         | 121                    | 142         | 161         | 178         |
| 介護予防認知症対応型共同生活介護 | 人数(人/月) | 0            | 0           | 0                      | 0           | 0           | 0           |

④ 介護老人福祉施設

▼ 現状

第7期計画期間中の実績は、増加傾向で推移しています。

▼ 見込み

このサービスは、特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うものです。2019(令和元)年度時点のサービス利用量をやや上回った水準で推移すると推計しています。

|          |         | 実績           |             |                        | 見込み         |             |             |
|----------|---------|--------------|-------------|------------------------|-------------|-------------|-------------|
|          |         | 2018(平成30)年度 | 2019(令和元)年度 | 2020(令和2)年度<br>(実績見込値) | 2021(令和3)年度 | 2022(令和4)年度 | 2023(令和5)年度 |
| 介護老人福祉施設 | 人数(人/月) | 768          | 788         | 819                    | 879         | 879         | 879         |

⑤ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護【地域密着型サービス】

▼ 現状

第7期計画期間中の実績は、増加傾向で推移しています。

▼ 見込み

このサービスは、特別養護老人ホームのうち入所定員が29人以下の施設で提供されるもので、特別養護老人ホームの入所待機者が多い状況を踏まえ、今後も一定のサービス利用があるものと推計しています。

第8期中に、8床のショートステイ居室の転換による整備を予定しています。

|                      |         | 実績           |             |                        | 見込み         |             |             |
|----------------------|---------|--------------|-------------|------------------------|-------------|-------------|-------------|
|                      |         | 2018(平成30)年度 | 2019(令和元)年度 | 2020(令和2)年度<br>(実績見込値) | 2021(令和3)年度 | 2022(令和4)年度 | 2023(令和5)年度 |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 人数(人/月) | 36           | 36          | 40                     | 48          | 48          | 48          |

⑥ 介護老人保健施設

▼ 現状

第7期計画期間中の実績は、減少傾向で推移しています。

▼ 見込み

このサービスは、施設に入所する要介護者に対して医学的管理のもとで看護、リハビリテーション、入浴、排泄、食事等の介護やその他日常生活上の世話をを行い在宅復帰をめざすものです。今後も一定のサービス利用があるものと推計しています。

|          |         | 実績           |             |                        | 見込み         |             |             |
|----------|---------|--------------|-------------|------------------------|-------------|-------------|-------------|
|          |         | 2018(平成30)年度 | 2019(令和元)年度 | 2020(令和2)年度<br>(実績見込値) | 2021(令和3)年度 | 2022(令和4)年度 | 2023(令和5)年度 |
| 介護老人保健施設 | 人数(人/月) | 400          | 398         | 393                    | 393         | 393         | 393         |

⑦ 介護療養型医療施設・介護医療院

▼ 現状

第7期計画期間中の実績は、2019(令和元)年度に微増するものの、その後減少に転じています。

▼ 見込み (介護療養型医療施設)

このサービスは、医療法に基づき、病状が安定期にある要介護者に対し、医学的管理のもとに介護その他の世話や必要な医療を行う介護療養型医療施設に入所している方に提供するサービスです。

2023(令和5)年度末までに既存の介護療養型医療施設から介護医療院等への転換推進があり、この転換が行われた場合、介護療養型医療施設の利用が減少すると同時に介護医療院の利用が増加することとなります。しかし当該サービスを提供する施設の転換時期が未定のため、第8期中は、転換による利用の減少は見込んでいません。

|           |         | 実績           |             |                        | 見込み         |             |             |
|-----------|---------|--------------|-------------|------------------------|-------------|-------------|-------------|
|           |         | 2018(平成30)年度 | 2019(令和元)年度 | 2020(令和2)年度<br>(実績見込値) | 2021(令和3)年度 | 2022(令和4)年度 | 2023(令和5)年度 |
| 介護療養型医療施設 | 人数(人/月) | 14           | 19          | 10                     | 10          | 10          | 10          |

▼ 見込み (介護医療院)

今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設です。2023(令和5)年度末までに既存の介護療養型医療施設からの転換が予定されていますが、サービスを提供する施設の転換時期が未定のため、第8期中のサービス利用は見込んでいません。

|       |         | 実績           |             |                        | 見込み         |             |             |
|-------|---------|--------------|-------------|------------------------|-------------|-------------|-------------|
|       |         | 2018(平成30)年度 | 2019(令和元)年度 | 2020(令和2)年度<br>(実績見込値) | 2021(令和3)年度 | 2022(令和4)年度 | 2023(令和5)年度 |
| 介護医療院 | 人数(人/月) | 0            | 1           | 0                      | 0           | 0           | 0           |

### (3) 市町村特別給付の実施

市町村特別給付は、介護保険制度の中で市町村が実情に合わせて独自にサービスを定めることができるものです。財源は65歳以上の第1号被保険者の保険料となります。

本市では、紙おむつ等介護用品の給付を市町村特別給付として行っています。第8期においても、在宅介護を推進するために継続して実施します。

#### ① 市町村特別給付

要介護認定を受け在宅で暮らす人に対して、紙おむつなどの購入にかかる費用について一定の給付をします。

| 区分       | 実績           |             |                    | 見込み         |             |             |
|----------|--------------|-------------|--------------------|-------------|-------------|-------------|
|          | 2018(平成30)年度 | 2019(令和元)年度 | 2020(令和2)年度(実績見込値) | 2021(令和3)年度 | 2022(令和4)年度 | 2023(令和5)年度 |
| 市町村特別給付費 | 24,612千円     | 24,295千円    | 24,500千円           | 25,000千円    | 25,500千円    | 26,000千円    |

### (4) 利用者本位のサービス提供の推進

サービスが必要な人に供給されるよう、要介護認定の適正化やケアプランチェック機能の充実に取り組みます。また、今後、要介護認定者等の増加等による介護保険料の上昇も考えられるため、引き続き、介護給付の適正化に努めます。さらに、介護保険制度のより一層わかりやすい情報の周知に努めます。

#### ① 介護相談員派遣事業

市内の施設・居住系サービスの質の維持向上を図るため、介護相談員を派遣する事業です。相談員の資質向上を図るため、研修の充実をはじめ各種支援を行っていきます。

| 区分        | 実績           |             |                    | 見込み         |             |             |
|-----------|--------------|-------------|--------------------|-------------|-------------|-------------|
|           | 2018(平成30)年度 | 2019(令和元)年度 | 2020(令和2)年度(実績見込値) | 2021(令和3)年度 | 2022(令和4)年度 | 2023(令和5)年度 |
| 介護相談員派遣件数 | 562件         | 0件          | 0件                 | 0件          | 24件         | 24件         |

## ② 低所得者対策

低所得者が安心して介護保険サービスを利用できるよう、社会福祉法人が行う減免事業への助成を実施します。また、制度の普及を図るため積極的な情報提供に努め、未実施の社会福祉法人には実施を働きかけます。

| 区分                      | 実績           |             |                    | 見込み         |             |             |
|-------------------------|--------------|-------------|--------------------|-------------|-------------|-------------|
|                         | 2018(平成30)年度 | 2019(令和元)年度 | 2020(令和2)年度(実績見込値) | 2021(令和3)年度 | 2022(令和4)年度 | 2023(令和5)年度 |
| 社会福祉法人など利用者負担軽減補助金対象法人数 | 2法人          | 2法人         | 2法人                | 3法人         | 3法人         | 3法人         |

## ③ 給付適正化事業

介護保険制度の信頼性を高めるため、また、介護給付費や介護保険料の増大を抑制することを通じて、持続可能な介護保険制度の構築に資するため、介護給付の適正化を図ります。

### 《実施する主な給付適正化事業》

#### ア 要介護認定の適正化

要介護認定の変更認定または更新認定に係る認定調査の内容について、訪問または書面などの審査を通じて点検する事業です。

| 区分            | 実績           |             |                    | 見込み         |             |             |
|---------------|--------------|-------------|--------------------|-------------|-------------|-------------|
|               | 2018(平成30)年度 | 2019(令和元)年度 | 2020(令和2)年度(実績見込値) | 2021(令和3)年度 | 2022(令和4)年度 | 2023(令和5)年度 |
| 要介護認定の適正化研修回数 | 13回          | 13回         | 13回                | 13回         | 13回         | 13回         |

#### イ ケアプランの点検

介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容について、事業者に資料提出を求め、または訪問調査を行い、点検及び支援を行う事業です。

| 区分           | 実績           |             |                    | 見込み         |             |             |
|--------------|--------------|-------------|--------------------|-------------|-------------|-------------|
|              | 2018(平成30)年度 | 2019(令和元)年度 | 2020(令和2)年度(実績見込値) | 2021(令和3)年度 | 2022(令和4)年度 | 2023(令和5)年度 |
| ケアプランの点検事業所数 | 8事業所         | 8事業所        | 8事業所               | 8事業所        | 8事業所        | 8事業所        |

## ウ 住宅改修などの点検

## a 住宅改修の点検

改修工事を行おうとする受給者宅の実態確認や工事見積書の点検、竣工時の訪問調査などを行って施工状況を点検する事業

## b 福祉用具購入・貸与調査

福祉用具利用者などに対し訪問調査などを行って、福祉用具の必要性や利用状況などについて点検する事業

| 区分            | 実績           |             |                    | 見込み         |             |             |
|---------------|--------------|-------------|--------------------|-------------|-------------|-------------|
|               | 2018(平成30)年度 | 2019(令和元)年度 | 2020(令和2)年度(実績見込値) | 2021(令和3)年度 | 2022(令和4)年度 | 2023(令和5)年度 |
| 住宅改修の点検件数     | 2件           | 2件          | 2件                 | 2件          | 2件          | 2件          |
| 福祉用具購入・貸与調査件数 | 2件           | 2件          | 2件                 | 2件          | 2件          | 2件          |

## エ 縦覧点検・医療情報との突合

三重県国民健康保険団体連合会へ全件委託しています。

## a 縦覧点検

受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況（請求明細書内容）を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数などの点検を行う事業

## b 医療情報との突合

医療担当部署とのさらなる連携体制の構築を図りつつ、受給者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行う事業

## オ 介護給付費通知

受給者（家族を含む）に対して、事業者からの介護報酬の請求や費用の給付状況などについて通知することにより、受給者や事業者に対して適切なサービスの利用と提供を普及啓発する事業

| 区分          | 実績           |             |                    | 見込み         |             |             |
|-------------|--------------|-------------|--------------------|-------------|-------------|-------------|
|             | 2018(平成30)年度 | 2019(令和元)年度 | 2020(令和2)年度(実績見込値) | 2021(令和3)年度 | 2022(令和4)年度 | 2023(令和5)年度 |
| 年間介護給付費通知回数 | 年2回          | 年2回         | 年2回                | 年2回         | 年2回         | 年2回         |

#### ④ 介護支援専門員（ケアマネジャー）の支援

介護支援専門員の職能団体などと連携しながら、地域包括支援センターの主任介護支援専門員が介護支援専門員への支援を実施していきます。介護支援専門員の資質の向上のために、年に3回以上の研修会及び6回の事例検討会を開催し、より質の高いケアマネジメントをめざします。

| 区分                                | 実績           |             |                    | 見込み         |             |             |
|-----------------------------------|--------------|-------------|--------------------|-------------|-------------|-------------|
|                                   | 2018(平成30)年度 | 2019(令和元)年度 | 2020(令和2)年度(実績見込値) | 2021(令和3)年度 | 2022(令和4)年度 | 2023(令和5)年度 |
| 地域包括支援センターに配置された主任介護支援専門員が支援した延回数 | 190回         | 288回        | 290回               | 300回        | 310回        | 320回        |

#### ⑤ 介護従事者・事業所の資質向上と業務の効率化

利用者に対する介護保険サービスなどの提供にあたり、法令などに則った適正な事業運営、利用者個々の状態に応じた適切なサービスの提供に加え、高齢者の尊厳の保持に関わる取り組みなど、介護サービスなどの質の確保・向上を目的として介護サービス事業者などへの集団指導や個別の实地指導などを実施するとともに、指導監督などにおける事業者への支援の充実を図るために体制を整備していきます。

また、介護職員などの負担軽減をめざして、介護現場の文書量の削減などの取り組みを推進します。

| 区分                        | 実績           |             |                    | 見込み         |             |             |
|---------------------------|--------------|-------------|--------------------|-------------|-------------|-------------|
|                           | 2018(平成30)年度 | 2019(令和元)年度 | 2020(令和2)年度(実績見込値) | 2021(令和3)年度 | 2022(令和4)年度 | 2023(令和5)年度 |
| 介護サービス事業者などに対する集団指導など開催回数 | 1回           | 3回          | 2回                 | 2回          | 2回          | 2回          |
| 实地指導数                     | 12回          | 14回         | 18回                | 15回         | 15回         | 15回         |

## (5) 介護者支援の充実

「多忙による情報不足」「丸抱えの介護」等による虐待や共倒れになる前に、該当者の早期発見と適切な相談支援につなげます。

また、家族介護者や介護に関心のある住民を対象とした教室を開催し、介護に関する知識と情報の提供に努め、介護者の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

介護者の心身の負担を軽減し、高齢者が住み慣れた自宅での生活が継続できるよう、高齢者を介護している家族などに対して、介護方法や認知症介護予防啓発、介護者の健康づくりなどについての知識・技術を習得するための教室を開催していますが、参加者が得にくい状況にあります。

このことから、介護者のニーズを踏まえた内容の検討や、参加しにくい要因を検証し、それを解決することにより介護者が参加しやすくなるよう努めます。

| 区 分          | 実績           |             |                     | 見込み         |             |             |
|--------------|--------------|-------------|---------------------|-------------|-------------|-------------|
|              | 2018(平成30)年度 | 2019(令和元)年度 | 2020(令和2)年度 (実績見込値) | 2021(令和3)年度 | 2022(令和4)年度 | 2023(令和5)年度 |
| 家族介護教室事業参加者数 | 130人         | 99人         | 100人                | 120人        | 130人        | 150人        |


## (6) 介護人材の確保と資質の向上

高齢化が進む中、全国的に介護を担う人材の不足が課題となっています。

本市では、これまでも外国人介護人材を確保する等の介護人材の確保・育成の取り組みを進めてきましたが、増大する介護需要に合わせ、これまでの取り組みを強化するほか、介護人材の確保・定着・育成を総合的に推進していくことが求められています。

不足する介護人材の確保にあたっては、介護の仕事の魅力向上を図る等人材の新規参入の促進、潜在有資格者の掘り起し等人材の新規参入を促す「確保」策、介護職に就いた人材が長く働けるよう、キャリアアップ確立の支援や働きやすい環境づくり等事業者を支援する「定着」策、そして質の高い介護サービスを安定的に提供できるようにするため、各種研修支援等のスキルアップを支援する「育成」策の3つの側面から総合的に取り組みを推進します。





## (7) 災害や感染症対策に係る体制の整備

介護事業所等においては、災害及び感染症対策に係る計画等の策定や訓練等の実施、必要な物資の備蓄、設備等の整備など、平常時から備えておく必要があります。

また、介護サービスは、利用者やその家族の生活のために必要不可欠なものであり、災害や感染症の発生時においてもサービスを継続する必要があります。

災害や感染症への対策を充実していくため、関係機関と連携した支援体制の整備を図るとともに、介護事業所などの職員が感染症に対する理解や知見を有した上で業務にあたることができるよう、感染症に対する研修の充実などを図ります。

